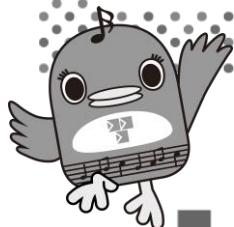


習志野市バリアフリー 移動等円滑化基本構想



誰もが心身ともに快適に移動できる
やさしいまちづくり



令和8(2026)年度~令和15(2033)年度

習志野市

はじめに

本市では、平成 18(2006)年に施行された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー法」)に対応した公共施設整備を推進するため、平成26(2014)年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進に取り組んでいるところであります。



近年、わが国では少子高齢化が進展し、高齢者や障がいのある方をはじめ、多様な方々がそれぞれのライフスタイルの中で安全かつ快適に暮らせる環境を整備することが、これまで以上に重要となっております。

社会の変化に対応するためには、物理的なバリアを取り除くことに加えて、「心のバリアフリー」の推進など、社会全体でバリアフリーに対する意識改革と協働が欠かせません。

このような中、本市では、令和 8(2026)年 4 月に、目指すべき将来都市像を「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」とした新たな基本構想がスタートいたします。

この将来都市像を実現するための“3 つのピース”の一つとして掲げた「いつまでも住み続けたい「まち」」を達成するため、また、バリアフリー法の改正等も踏まえて「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」を一部改訂いたしました。

この改訂では、これまでも基本理念として掲げてきた「誰もが心身ともに快適に移動できるやさしいまちづくり」を継承し、高齢者や障がいのある人等が日常生活や社会生活において利用する施設間の移動や施設利用等に関するバリアフリー環境を整備してまいります。

また、障がいや障がいのある人に対する正しい理解の促進や支援体制の充実を図ることにより、安心して外出できる環境づくりを一層進めるため、「心のバリアフリー」の施策を含め、ハード・ソフト一体の取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の改訂にあたり、バリアフリーに関する調査等を通じて貴重なご意見やご提言をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げるとともに、今後とも本市のバリアフリー事業に対しご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和 8 年 3 月

習志野市長

宮本泰介

目次

第1章 バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定にあたって	7
1-1 バリアフリー法の概要	7
1-2 バリアフリー法改正の概要.....	7
1-3 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定の背景と趣旨	12
1-4 バリアフリー移動等円滑化基本構想の位置付け.....	13
1-5 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定までの流れ.....	14
1-6 バリアフリー移動等円滑化基本構想の構成	15
第2章 習志野市の現状整理	16
2-1 習志野市の現状.....	16
2-2 習志野市のバリアフリーの取り組み.....	24
第3章 基本理念・基本方針	26
3-1 基本理念.....	26
3-2 基本方針.....	26
3-3 目標年次.....	26
第4章 重点整備地区の選定	27
4-1 バリアフリー法の重点整備地区の選定要件	27
4-2 重点整備地区の候補地区の概要.....	28
4-3 重点整備地区の選定手順.....	35
4-4 各地区の評価	36
4-5 重点整備地区の設定	37
第5章 事業別のバリアフリー化の方針	38
5-1 生活関連施設及び生活関連経路.....	38
5-2 重点整備地区のバリアフリー整備に関する事業	42
5-3 特定事業におけるバリアフリー整備基準の方針	43
第6章 地区別バリアフリー移動等円滑化基本構想	49
6-1 JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区	49
6-2 京成津田沼駅周辺地区	56
6-3 JR 新習志野駅周辺地区	61
6-4 重点整備地区以外の地区.....	67

第7章 心のバリアフリーに関する取り組み	69
7-1 心のバリアフリーについて.....	69
7-2 心のバリアフリーの基本方針.....	69
7-3 心のバリアフリーの取り組み内容.....	70
第8章 基本構想の実現に向けて	73
8-1 特定事業計画の作成.....	73
8-2 スパイラルアップについて.....	73
参考資料	74
1 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	
2 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会名簿	
3 習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会・作業部会 構成課名	
4 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定手順	
5 バリアフリーまち歩き点検ワークショップ結果	
6 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要	
7 バリアフリー移動等円滑化基本構想に関連した用語	

第1章 バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定にあたって

1-1 バリアフリー法の概要

我が国では、急速な高齢化の進展に伴う高齢者の自立支援のための施策等や、共生社会の実現に向け、障がいのある人が自分の意志で、社会活動に参加・参画できるように支援するための施策等が求められております。このような背景を受け、高齢者、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、平成6(1994)年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下「ハートビル法」とする。)」が、平成12(2000)年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「交通バリアフリー法」とする。)」が施行され、一定規模以上の建築物や駅を中心とした歩行空間のバリアフリー化が図られてきました。

しかし、施設ごとに独立したバリアフリー整備が行われ、連続的なバリアフリー整備が十分でないことや、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深めるための対策が十分でない等の課題があることを受け、移動等の円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、この2つの法律を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」とする。)」が平成18(2006)年12月に施行されました。

1-2 バリアフリー法改正の概要

平成18(2006)年のバリアフリー法の施行以降、高齢者や障がいのある人等が安全かつ円滑に移動し、地域において安心して暮らし続けられる環境の整備が全国的に進められてまいりました。

その後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30(2018)年にバリアフリー法の一部が改正され、同年11月に施行(一部の規定は平成31(2019)年4月施行)されました。改正されたバリアフリー法では、公共交通事業者等による直接的な取り組みの推進のほか、全ての国民が分け隔てられることなく共生する社会の実現に資すること、高齢者や障がいのある人等にとって日常生活又は社会生活を営む上での社会的障壁の除去に資することなどが新たに定められました。

また、令和2(2020)年には、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点から施策の充実などソフト対策の強化を目的としてバリアフリー法の一部が更に改正されました。(令和2(2020)年6月施行及び令和3(2021)年4月施行)

(1) 平成30年改正について

平成30年の改正では、全ての国民が分け隔てられることなく共生できる社会の実現を目指す理念のもと、バリアフリー法に基づく措置は「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」に資することを目的に行わなければならないことが明確に位置付けられました。

第1章 バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定にあたって

また、移動等円滑化の基本的な方針を市町村が定める「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」制度が創設され、バリアフリー化を計画的・一体的に推進する仕組みが整えられました。

この制度により、市町村は、施設ごとの個別整備にとどまらず、面的なバリアフリー化に向けた方針や対象地区を設定し、施設設置管理者や関係機関と連携しながら施策を進めていくことが可能となりました。

なお、貸切バス及び遊覧船等が法の適用対象に追加され、新設等の際には移動等円滑化基準への適合が義務付けられました。

(2) 令和2年改正について

令和2（2020）年の改正では、ハード対策に加えて移動円滑化に関する「心のバリアフリー」の推進が位置付けられ、施策の充実が図られました。これに伴い、市町村が策定するマスタープランには、「住民の理解の増進および協力の確保に関する事項」を記載することとされました。

また、バリアフリー基本構想においては、ソフト対策の具体化として「教育啓発特定事業」が位置付けられ、バリアフリー教育や、住民・施設利用者に対する啓発活動等を計画的に実施できるようになりました。

これらの改正により、地域の特性やニーズに応じた柔軟な取組が可能となるとともに、住民、事業者、行政が連携してバリアフリー化を進めていくことの重要性が一層高まっています。

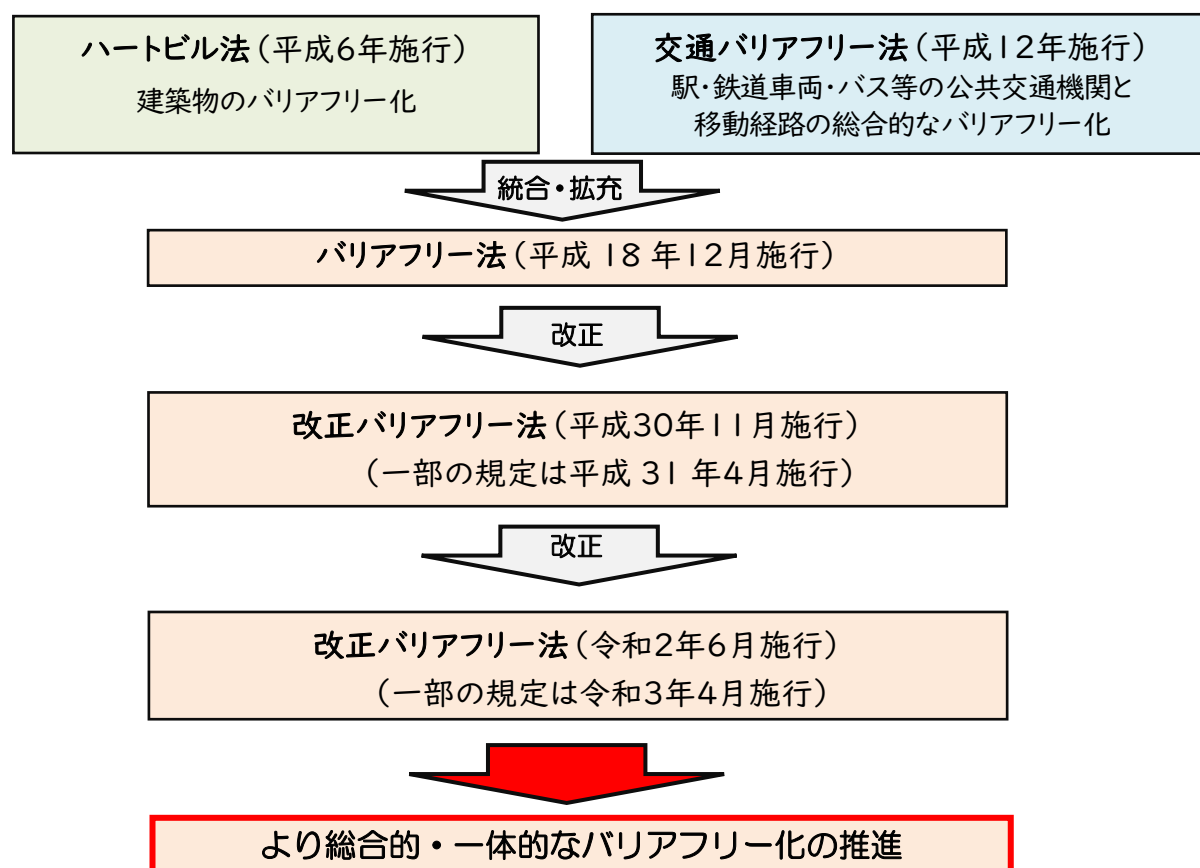


図 バリアフリー法の施行

【参考】バリアフリー法の概要(平成18年12月施行)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
 ●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、
 ●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

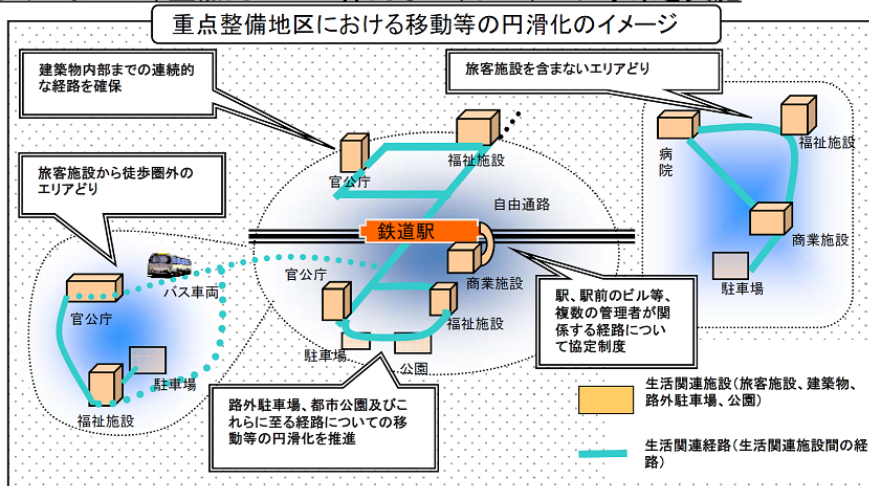


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等




【参考】バリアフリー法の改正概要（平成30年11月施行、一部の規定は平成31年4月施行）

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、高齢者、障害者等も含んだ**一億総活躍社会の実現**の必要性

<p>《課題①：ハード・ソフト両面の課題》</p> <p>□ 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要</p>  <p>(参考) 車いす利用者のバス利用に係る介助の様子</p>	<p>《課題②：地域の取組の課題》</p> <p>□ 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分</p> <p>※基本構想作成市町村数： ▶ 全市町村の約2割(294/1,741) ▶ 3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(268/613) [H28年度末時点]</p>	<p>《課題③：利用し易さの課題》</p> <p>□ 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要</p> <p>□ 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要</p> <p>□ バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要</p>
--	---	---

《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)
 「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法案の概要

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度を創設**
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援(※予算関連))

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

当事者の参画する協議会の活用等により
定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例を創設**
- ▶ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリースイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(リフト付バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー**基準適合を義務化**
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに**努力義務化**
- 障害者等の参画の下、**施策内容の評価等を行う会議の開催を明記**



【遊覧船】

【目標・効果】 高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現

《KPI》・利用者3,000人以上/日である旅客施設の段差解消率：87.2%(2016年度末)⇒約100%(2020年度)

・国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京オリ・パラ大会関連交通事業者の割合：100%(2020年度)

・バリアフリーのマスタープランを定める市町村数：(新規)⇒300(2023年度)

【参考】バリアフリー法の改正概要（令和2年6月施行、一部の規定は令和3年4月施行）

●高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
 <予算関連法律案>

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高年齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置（2018年度末）

①公共交通事業者等における課題

例1)車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
 例2)交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。（平成30年改正時の附帯決議）

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例)車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

○オリパラ東京大会を契機とした**共生社会実現に向けた機運醸成**※1を受け、**市町村、学校教育**※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施（※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施）

法案の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対する**ソフト基準**※**適合義務**の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の**移動等円滑化に関する協議への応諾義務**を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

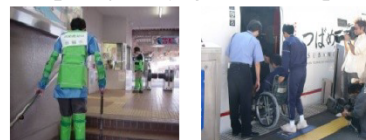
(1)優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

(2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「**心のバリアフリー**」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト体の基本構想について、**作成経費を補助**（※予算関連）
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

【目標・効果】共生社会の実現に向け、高年齢者、障害者等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

《KPI》「心のバリアフリー」の認知度：約24%（2019年度）→約75%（2030年度）

・国土交通省「トイレ利用マナーキャンペーン」の参加団体数：約1,700（2019年度）→約2,000（2025年度）

出典：国土交通省ホームページ

第1章 バリアフリー移動等円滑化基本構想の策定にあたって

1-3 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定の背景と趣旨

バリアフリー法の目的は、高齢者や障がいのある人（身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人・発達障がいのある人を含む、全ての障がいのある人）、妊産婦、けが人等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することです。

この法律は、公共交通機関の旅客施設、建築物、都市公園^{※1}、路外駐車場^{※2}、歩道等の新設時等における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者・障がいのある人等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。なお、バリアフリー法では、新たに「ユニバーサルデザイン^{※3}」の考え方を踏まえた規定が盛り込まれています。

平成26(2014)年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定し、これまでもJR津田沼駅・新津田沼駅周辺、京成津田沼駅周辺、JR新習志野駅周辺等のバリアフリー化を推進し、安全で安心して利用できる環境を整備してまいりました。

しかしながら前述のとおり、バリアフリー法では公共交通機関に限らず、高齢者や障がいのある人等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としていることから、市内の生活・移動環境のバリアフリー化に向けて、継続的な取り組みを行っていくことが求められております。また、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深めるための対策も求められています。

このような背景及び本市の取組状況ならびにバリアフリー法の改正（平成30年・令和2年）の趣旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人等の移動や施設利用における利便性・安全性に関する課題の解決及びバリアフリー化の促進を図るため、「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」の一部改訂を行うこととしました。

これにより、施設ごとに独立して実施されていたバリアフリー整備が一体的・連続的に実施され、より効率的なバリアフリー整備の取り組みを推進していくことができます。

※1:都市公園

都市計画法に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地、又は都市計画区域内において設置する公園若しくは緑地で、国や地方公共団体が設置するもの。（国立公園や国定公園等は含まない。）

※2:路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。なお、月極駐車場は路外駐車場に該当しない。

※3:ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいように製品や建物、生活空間を設計する考え方。

1-4 バリアフリー移動等円滑化基本構想の位置付け

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は本市におけるこれまでのバリアフリー化に関する取り組みを踏まえ、上位計画・関連計画と整合を図りながら策定しました。

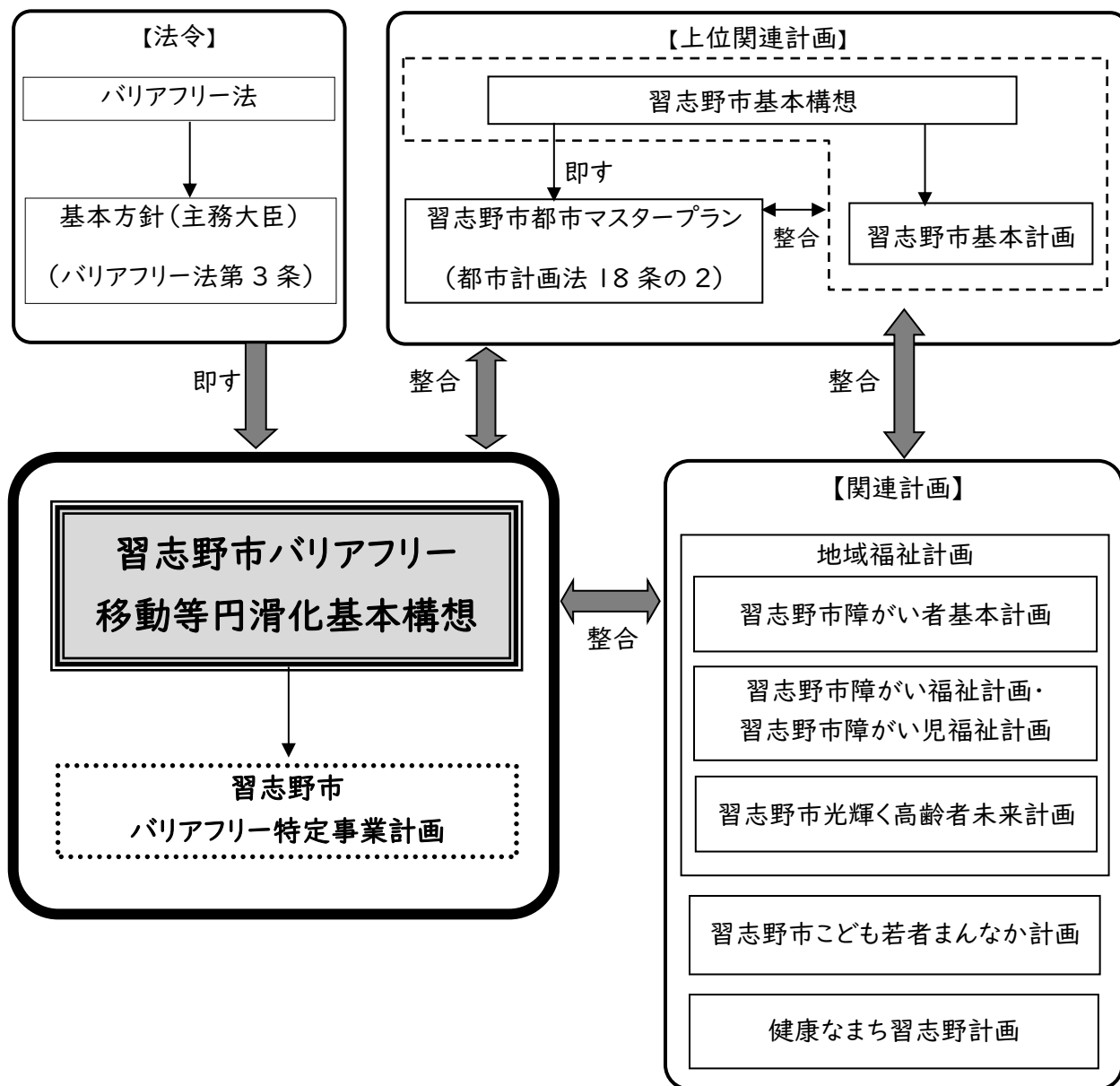


図 バリアフリー移動等円滑化基本構想の位置付け

1-5 バリアフリー移動等円滑化基本構想策定までの流れ

(1) 策定体制

平成26(2014)年10月の基本構想策定にあたっては、学識経験者、公共交通機関等の代表、福祉関係団体等の代表、商業関係団体の代表、関係行政機関の職員、市の職員で構成される「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。

また、基本構想策定に向けた市内調整を行うため、「習志野市バリアフリー基本構想策定市内検討会」及び「同作業部会」を設置しました。

さらに学識経験者、福祉関係団体、市の職員等による「バリアフリーまち歩き点検ワークショップ^{※4}」を実施し、バリアフリー化整備を図ることが必要な経路を実際に歩き、整備に向けた意見を伺ったほか、「パブリックコメント」により、市民の方々の意見を幅広く集めて、基本構想に反映しました。

今回の基本構想は、これらの考えを踏襲した上で、これまでの取り組み状況や改正バリアフリー法も踏まえ、平成26(2014)年10月に策定した「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」の一部改訂を行いました。

(2) 策定手順(平成26年度)

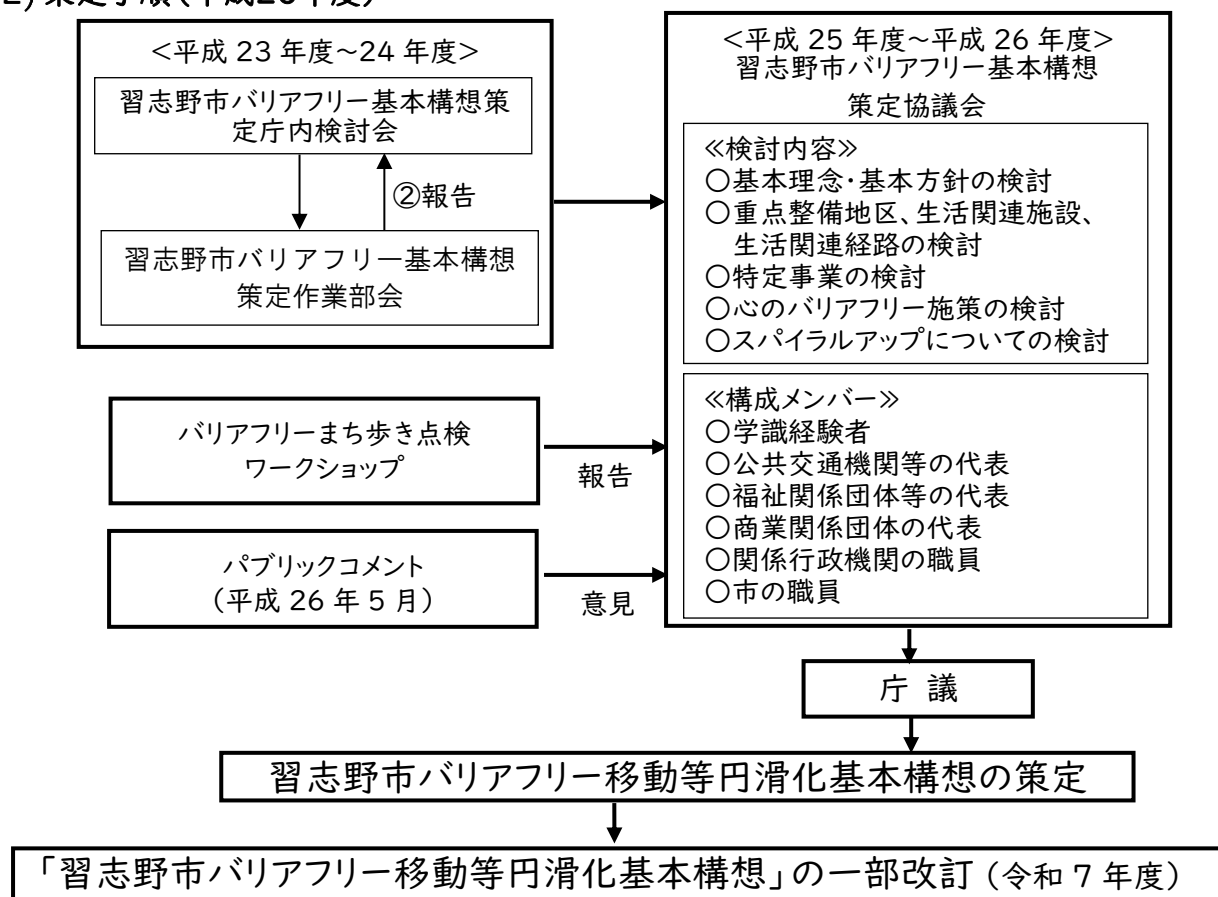


図 策定手順

※4:ワークショップ

何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換等により相互理解を図り、問題解決や創意工夫等を考えること。

1-6 バリアフリー移動等円滑化基本構想の構成

本基本構想の構成を以下に示します。

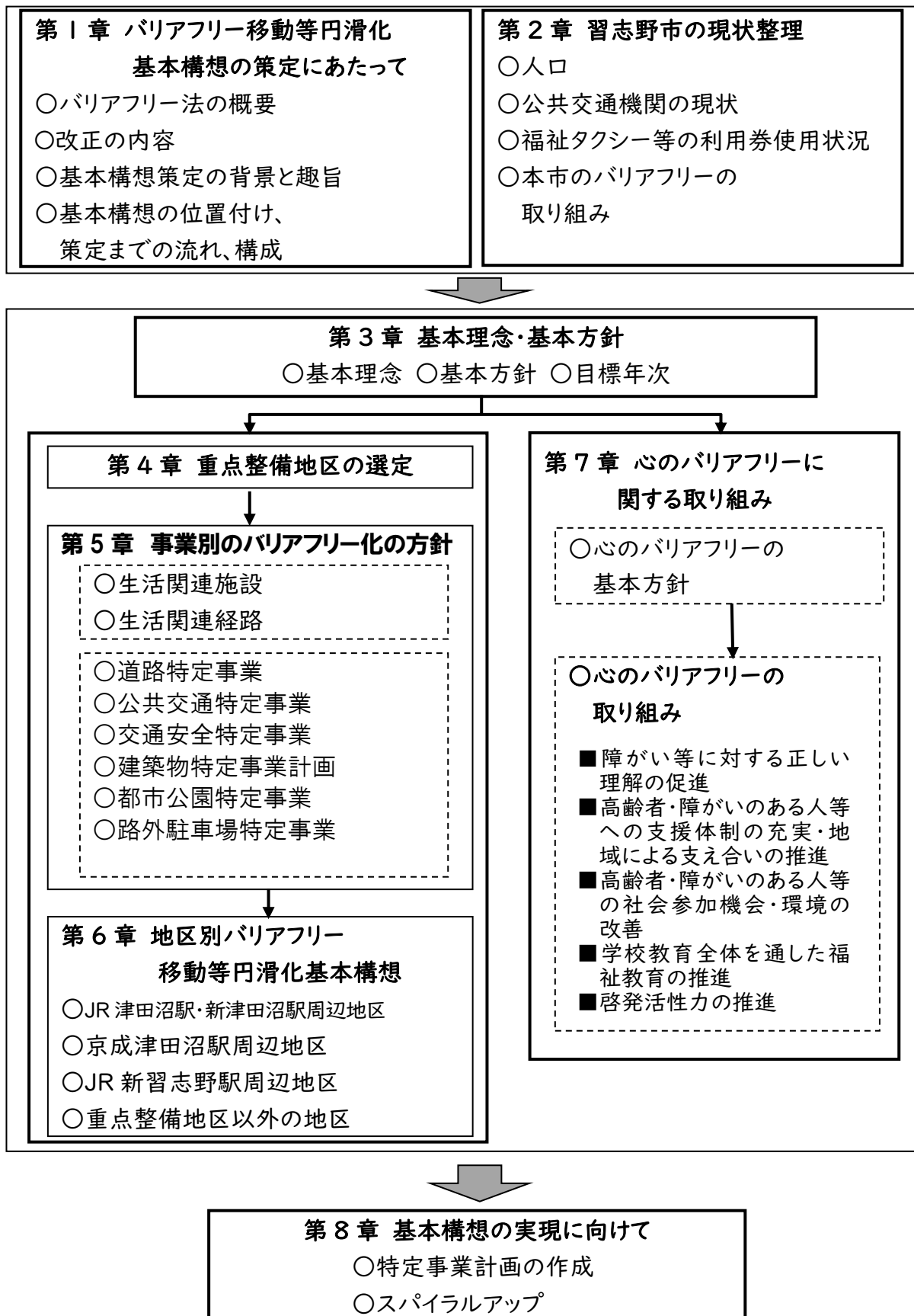


図 バリアフリー移動等円滑化基本構想の構成

第2章 習志野市の現状整理

2-1 習志野市の現状

2-1-1 人口

(1) 人口の推移

市の総人口は、平成26(2014)年から令和6(2024)年にかけて微増傾向にあり、令和6(2024)年は175,027人となっています。

そのうち、高齢者人口は引き続き増加傾向にあり、平成26(2014)年の高齢化率は21.6%でしたが、令和6(2024)年には23.7%へと上昇しています。

将来人口推計によると、総人口は令和18(2036)年以降、緩やかに減少へ転じる見込みです。

一方、高齢者人口は増加を続け、令和18(2036)年には27.8%まで上昇する見込みです。

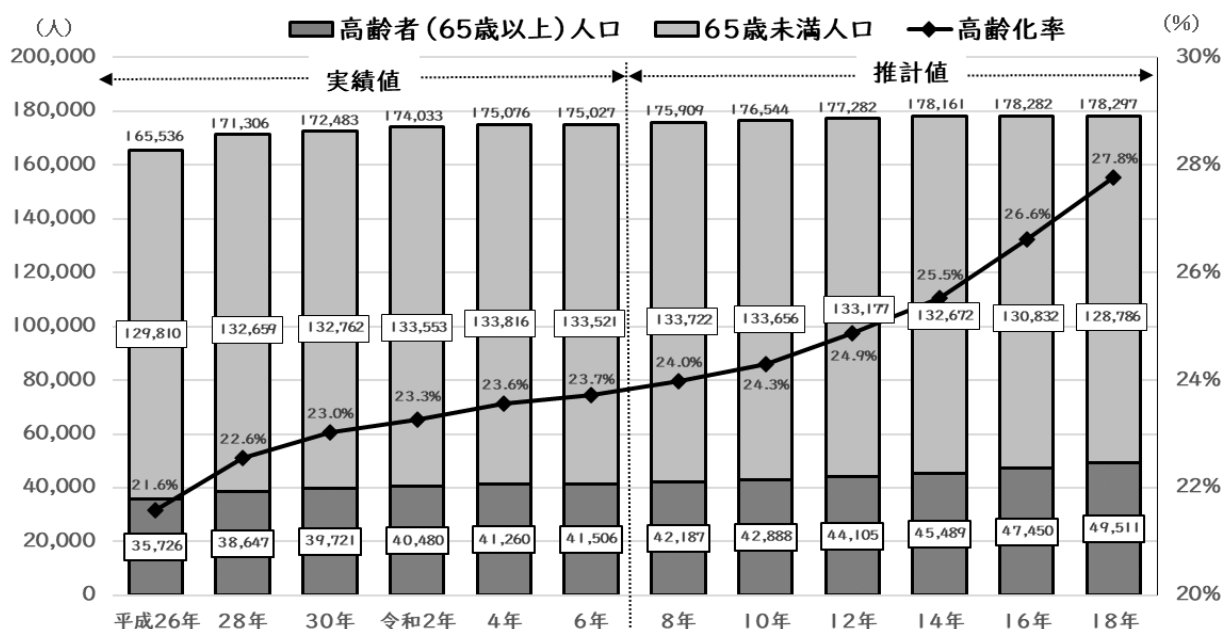


図 総人口の推移と高齢者人口の動向

資料:住民基本台帳(実績値)

人口推計(推計値)

(2) 障がい者人口

身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者手帳)、精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計数は、令和元年(2019年)に6,113人だったものが、令和6(2024)年には7,151人と1,038人増加しています。

さらに、令和7年(2025)の手帳所持者の合計数は、7,303人となり、増加傾向が続いています。

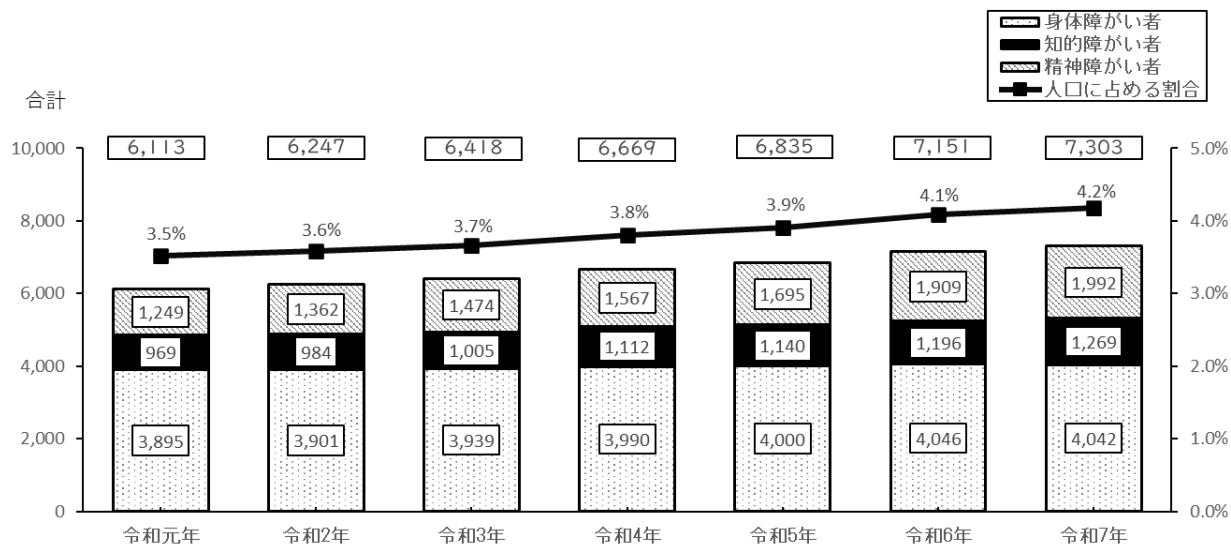


図 手帳所持者数の推移

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計(各年4月1日現在)

資料:地域福祉計画

第2章 習志野市の現状整理

2-1-2 公共交通の現状

(1) 習志野市内の鉄道駅別乗車人数

市内の鉄道路線は、JR 総武本線、JR 京葉線、京成本線、京成千葉線、京成松戸線の5路線7駅があります。



図 習志野市内の鉄道

市内各駅の平成 26 (2014) 年度から令和 6 (2024) 年度までの乗車人員は、下図のとおりです。平均乗車人員で見ると、JR 津田沼駅が最も多く、令和 6 (2024) 年度には 89,445 人/日の利用があります。

直近 5 年間の鉄道乗車人員の推移を見ますと、令和 2 (2020) 年度には全路線で大幅に減少しています。これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛やリモートワーク・オンライン授業の普及が強く影響した結果で、鉄道の通勤・旅行等を中心とする需要が大幅に縮小したことが要因と考えられます。しかし、の後は再び増加に転じています。

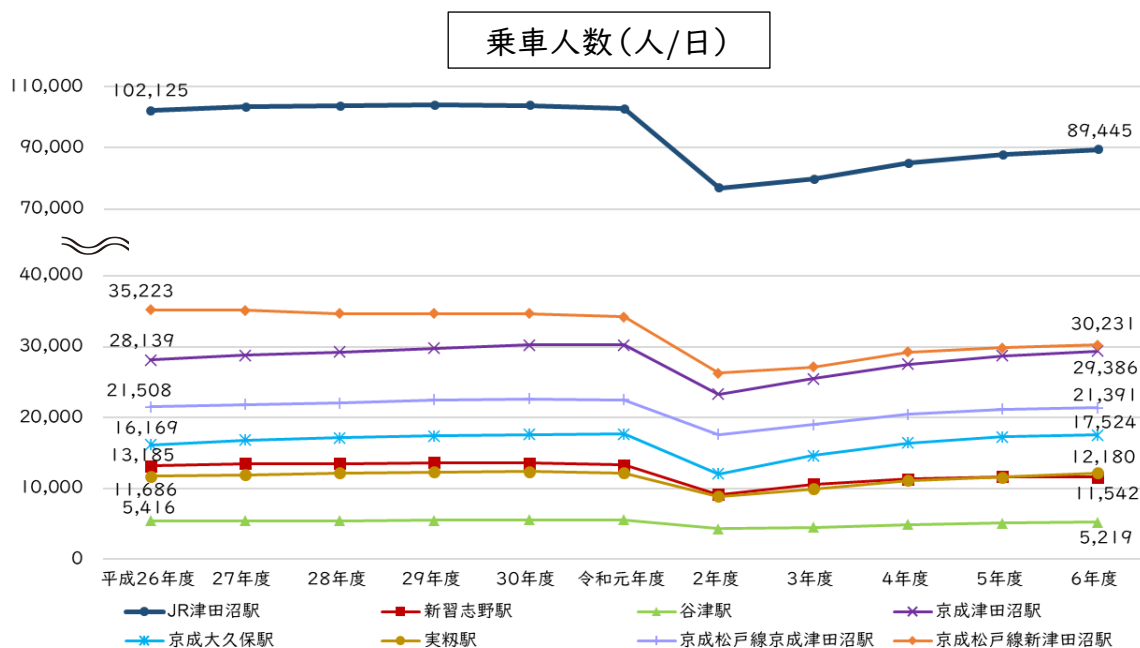


図 習志野市内の鉄道駅別乗車人員数

鉄道駅の主な施設のバリアフリー整備の状況を以下に示します。

表 鉄道駅の主なバリアフリー整備状況

施設名 駅名		駅構内				
		エレベーター ・スロープ	エスカレーター	多機能トイレ※5	視覚障害者 誘導用 ブロック	点字券売機
JR 東 日本	津田沼駅	エレベーター 3基	昇降各3基	あり	あり	あり
	新習志野駅	エレベーター 3基	昇り3基	あり	あり	あり
京 成 電 鉄	谷津駅	エレベーター 1基	昇り1基	あり	あり	あり
	京成津田沼駅	エレベーター 3基	昇降各3基	あり	あり	あり
	京成大久保駅	スロープ 2箇所	—	あり	あり	あり
	実籾駅	エレベーター 2基	昇り2基	あり	あり	あり
	新津田沼駅	エレベーター 2基	昇り2基	あり	あり	あり

※5:多機能トイレ

車いす利用者に対応した構造の便房というだけでなく、乳児用おむつ交換シートやベビーチェア、オストメイト用流し台等を設置することにより、身体障がいのある人だけでなく、誰もが使えるように配慮したトイレのこと。

第2章 習志野市の現状整理

(2) バス運行状況

市内を運行するバスは令和7年(2025)年4月1日現在、合計57系統のバス路線があり、京成バス、京成タクシーセントラル、京成バス千葉セントラル、千葉シーサイドバス、平和交通の5事業者が運行しています。

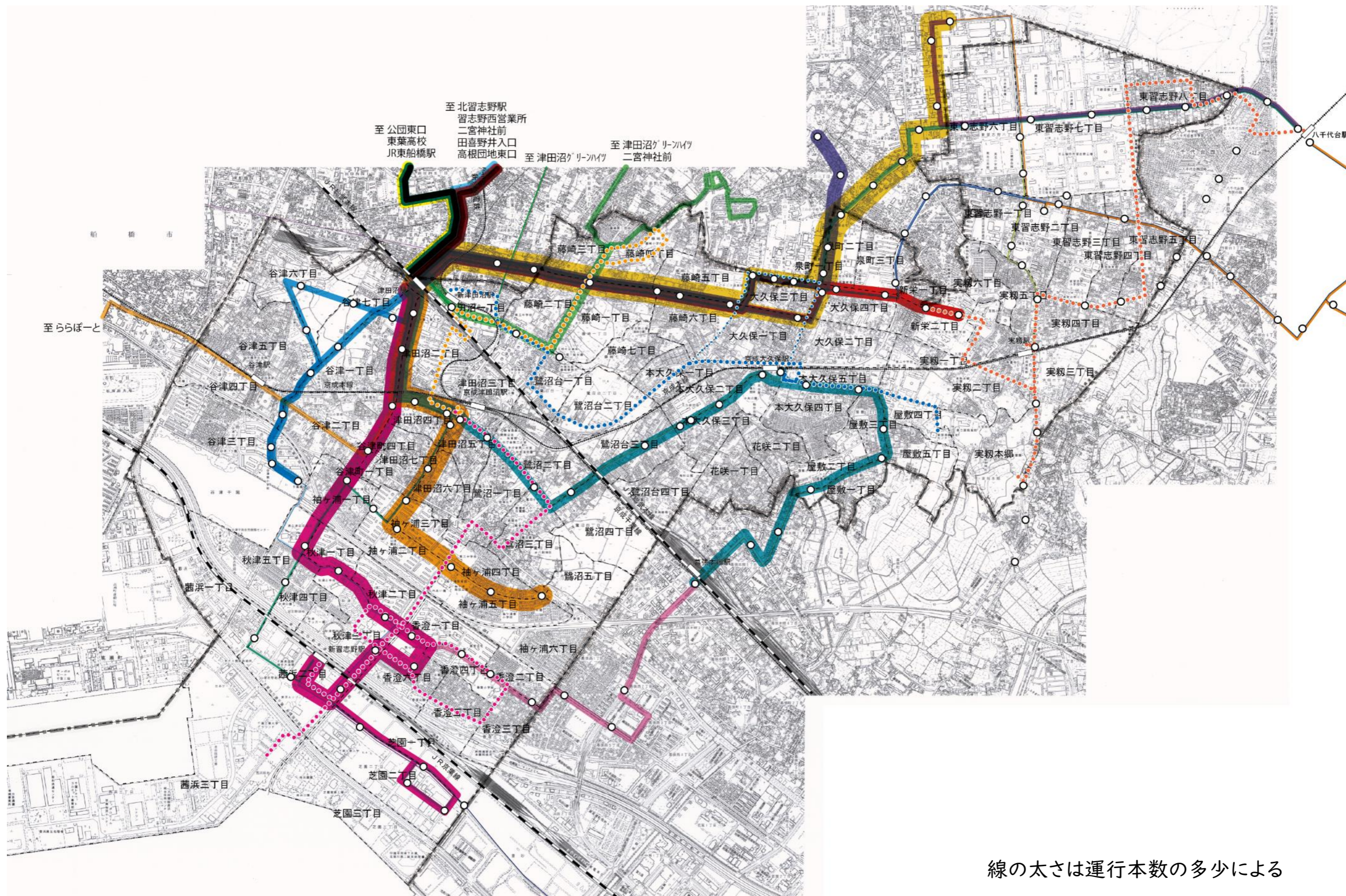
本市における路線バス及びコミュニティバスの運行本数は、下表のとおりです。市内のバス路線の多くは、JR津田沼駅を起終点としており、JR津田沼駅を中心に路線バス網が配置されています。

第2章 習志野市の現状整理

表 路線バス及びコミュニティバスの運行本数(令和7年4月1日現在)

路線No.	事業者	図中表示	系統名	起点	経由地	終点	平日運行本数 本/日	路線No.
1	京成バス		津 01	JR 津田沼駅	済生会習志野病院・三山車庫	習志野出張所	163	1
2			津 01(2)	JR 津田沼駅	済生会習志野病院・大久保十字路	三山車庫	69	2
3			津 01(深夜バス)	JR 津田沼駅		習志野出張所	3	3
4			津 02	JR 津田沼駅	済生会習志野病院	二宮神社	115	4
5			津 02(2)	JR 津田沼駅		済生会習志野病院	6	5
6			津 02(深夜バス)	JR 津田沼駅		二宮神社	1	6
7			津 03	JR 津田沼駅	済生会習志野病院	日大実習	105	7
8			津 21	JR 津田沼駅	済生会習志野病院・三山車庫・日鉄溶接工業	八千代台西口	37	8
9			津 31	JR 津田沼駅	済生会習志野病院・ユトリア・実花小学校	八千代台駅	7	9
10			津 31(2)	JR 津田沼駅	済生会習志野病院	ユトリア	8	10
11			津 31-1	JR 津田沼駅	済生会習志野病院・ユトリア	習志野出張所	3	11
12			津 32	JR 津田沼駅		習志野企業局	10	12
13			津 41	JR 津田沼駅		袖ヶ浦団地	173	13
14			津 46	JR 津田沼駅	新習志野駅	幕張メッセ中央	6	14
15			津 51	JR 津田沼駅	第七中学校	JR 新習志野駅	94	15
16			津 52	JR 津田沼駅	臨海工業団地・京成津田沼駅入口	JR 新習志野駅	11	16
17			津 53	JR 津田沼駅	七中・新習志野駅	新都心営業所	54	17
18			津 54	JR 津田沼駅	臨海工業団地・新習志野駅	新都心営業所	6	18
19			津 61	JR 幕張本郷駅		JR 津田沼駅	29	19
20			津 62	JR 津田沼駅	京成大久保駅南口	幕張本郷駅	59	20
21			津 65	JR 津田沼駅		京成大久保南口	16	21
22			津 71	JR 津田沼駅		谷津千湯	70	22
23			津 72	JR 津田沼駅	第一中学校	谷津千湯	46	23
24			津 73	JR 津田沼駅	谷津千湯	新都心営業所	4	24
25			津 74	JR 津田沼駅	第一中学校・谷津千湯	新都心営業所	2	25
26			津 81	JR 津田沼駅		三山一丁目	3	26
27			循環	JR 津田沼駅	三山一丁目	JR 津田沼駅	38	27
28			幕 11	JR 新習志野駅	香澄公園・幕張西中学校	JR・京成幕張本郷駅	51	28
29			幕 66	京成大久保駅南口		JR・京成幕張本郷駅	6	29
30			新習 62	JR 新習志野駅		新都心営業所	6	30
31			海 61	JR 新習志野駅		JR 海浜幕張駅	1	31
32			八千 31	八千代台駅	花見川車庫	東習志野五丁目・ユトリア	9	32
33			八千 31(2)	八千代台駅	花見川車庫・ユトリア	習志野出張所	9	33
34			八千 41	八千代台駅		実習駅	6	34
35			八千 42	習志野出張所		実習駅	2	35
36			八千 46	八千代台駅		習志野出張所	41	36
37	ハッピーバス (京成バス)		京成津田沼駅内陸ルート	京成津田沼駅	藤崎地区	京成津田沼駅	48	37
38			京成津田沼駅海浜ルート	京成津田沼駅	JR 新習志野駅	海浜公園	48	38
39			京成大久保駅ルート	新津田沼駅北口	京成大久保駅	東部健康福祉センター	52	39
40	ナランドバス (京成タクシーセントラル)		偕生園ルート	偕生園	実習駅	八千代台駅	18	40
41			しよいか〜ごルート	しよいか〜ご	実習駅	八千代台駅	20	41
42	京成バス 千葉セントラル		船 41	JR 船橋駅	JR 東船橋駅	JR 津田沼駅	4	42
43			津 04	JR 津田沼駅	薬円台2丁目・習志野駐屯地・千葉日大一高前	北習志野駅	68	43
44			津 05	JR 津田沼駅	薬円台2丁目・習志野駐屯地・習志野原	習志野西営業所	41	44
45			津 07	JR 津田沼駅	フレッシュタウン・津田沼グリーンハイツ	二宮神社前	36	45
46			津 08	JR 津田沼駅	薬円台2丁目・田喜野井入口・旭ヶ丘	二宮神社前	65	46
47			津 08A	JR 津田沼駅	薬円台2丁目	田喜野井入口	1	47
48			津 11	JR 津田沼駅	デュオヒルズ前	公団東口	49	48
49			津 13	JR 津田沼駅	デュオヒルズ前・公団東口・千葉病院前	東葉高校	75	49
50			津 14	JR 津田沼駅	デュオヒルズ前・公団東口・千葉病院前・東葉高校・船橋整形外科・東町	JR 東船橋駅	93	50
51			津 16	JR 津田沼駅	薬円台2丁目・習志野駐屯地・新木戸・高津団地入口	高根団地東口	38	51
52			津 17	JR 津田沼駅	教習所前	津田沼グリーンハイツ	79	52
53			津 18	JR 津田沼駅	フレッシュタウン	津田沼グリーンハイツ	9	53
54			神崎線	JR 津田沼駅		木下駅・船尾車庫	64	54
55		千葉シーサイドバス		幕張日立八千代台線	八千代台駅	日立製作所・実習駅	JR 幕張駅	1
56			幕張八千代台線	八千代台駅		JR 幕張駅	1	56
57	平和交通		津田沼-ららぽーとTOKYO-BAY線	JR 津田沼駅		ららぽーとTOKYO-BAY	37	57

資料:各バス会社ホームページ



線の太さは運行本数の多少による

(3) 福祉タクシー等の利用券使用状況

①福祉タクシー券(福祉タクシー事業)

福祉タクシー事業による福祉タクシー券の利用枚数は、平成26(2014)年度には48,872枚で、令和元(2019)年度まで緩やかに増減を繰り返してきました。

しかし、令和2年度には40,088枚と大幅に減少しました。これは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛が主な要因と考えられます。

その後は再び増加傾向となり、令和6(2024)年度には43,143枚利用されました。

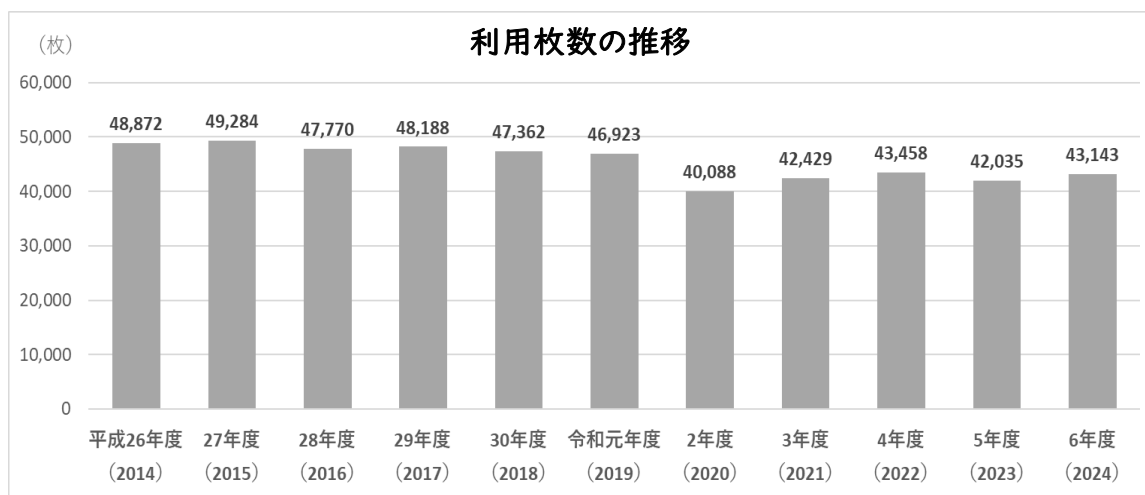


図 福祉タクシー利用券の利用枚数の推移

資料:障がい福祉課

②高齢者支援タクシー券(高齢者外出支援事業)

平成24(2012)年7月に開始された高齢者外出支援事業におけるタクシー券の利用枚数は、令和5(2023)年度まで増加傾向にあったものの、令和6(2024)年度に交付対象者が変更になったことで52,164枚に減少しました。

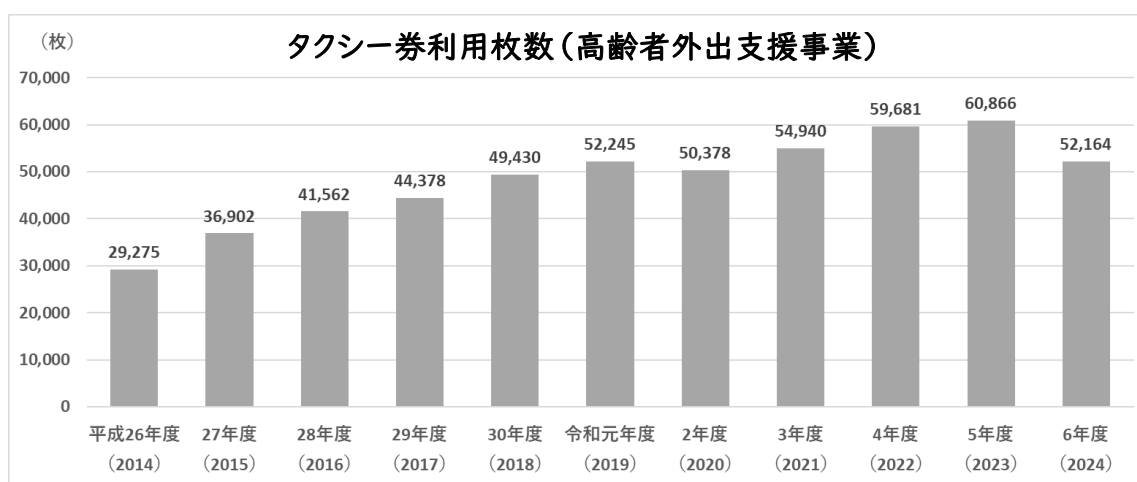


図 高齢者支援タクシー券の利用枚数の推移資料:高齢者支援課

2-2 習志野市のバリアフリーの取り組み

2-2-1 基本構想策定までの取り組み経過

習志野市におけるバリアフリーの推進に向けた取り組みの経過は以下のとおりです。

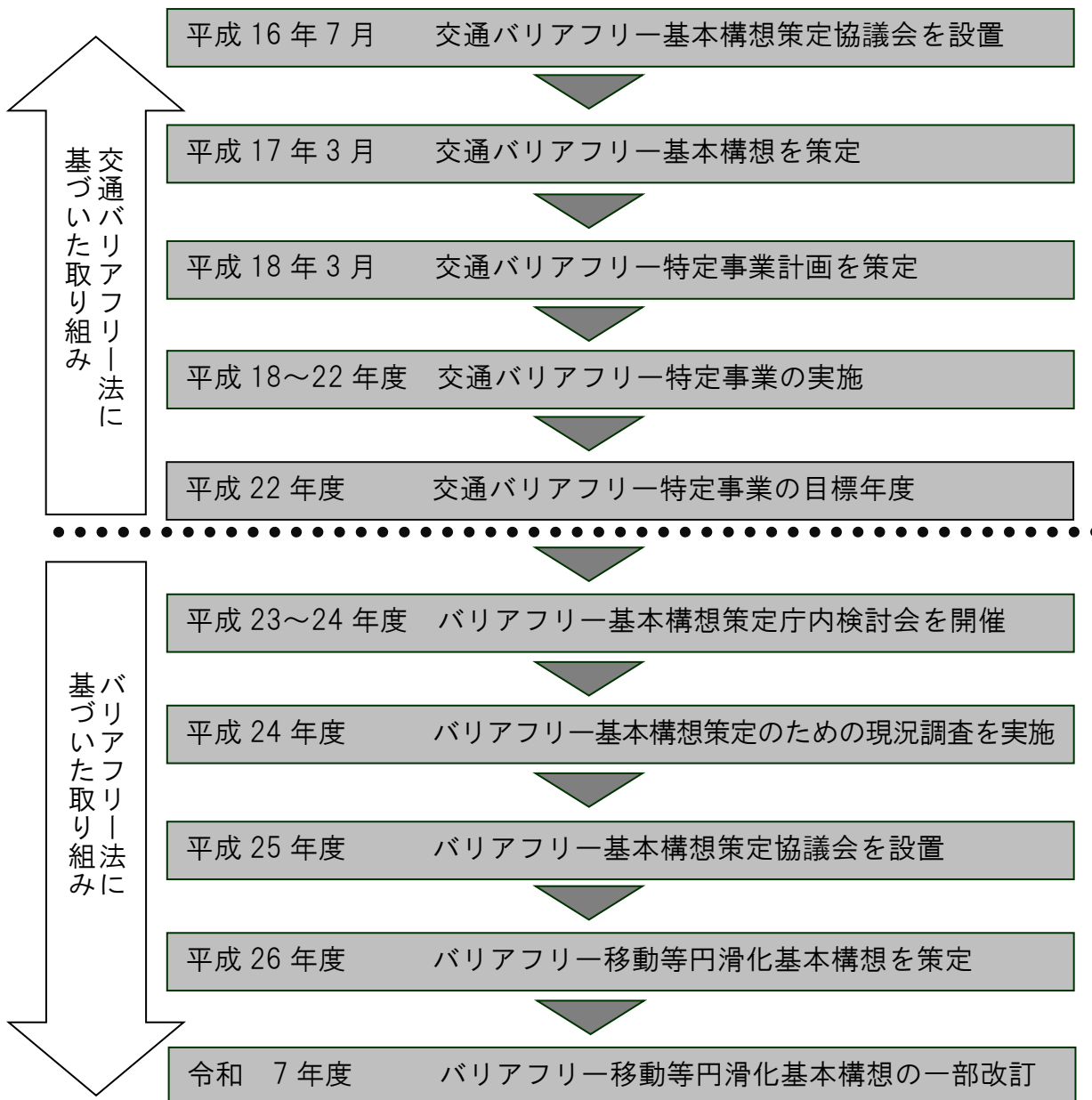


図 バリアフリーの推進に向けた取り組み経過

2-2-2 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の概要（平成26年10月策定時）

本市では道路管理者、公共交通事業者、公安委員会等が個別に行ってきたバリアフリー化事業を、各事業者が一体的・集中的に事業を実施することにより、誰もが利用しやすいバリアフリー化の施設整備の促進を図ることを目的に、平成26(2014)年10月に「習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定しました。その中で「JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区」「京成津田沼駅周辺地区」「JR新習志野駅周辺地区」の3地区を重点整備地区^{※6}として決めました。

これに基づき、平成27(2015)年3月には「習志野市バリアフリー移動等円滑化特定事業計画」を策定し、道路特定事業、公共交通特定事業、交通安全特定事業に取り組み、駅及び駅周辺のバリアフリー化を一体的に進めてまいりました。

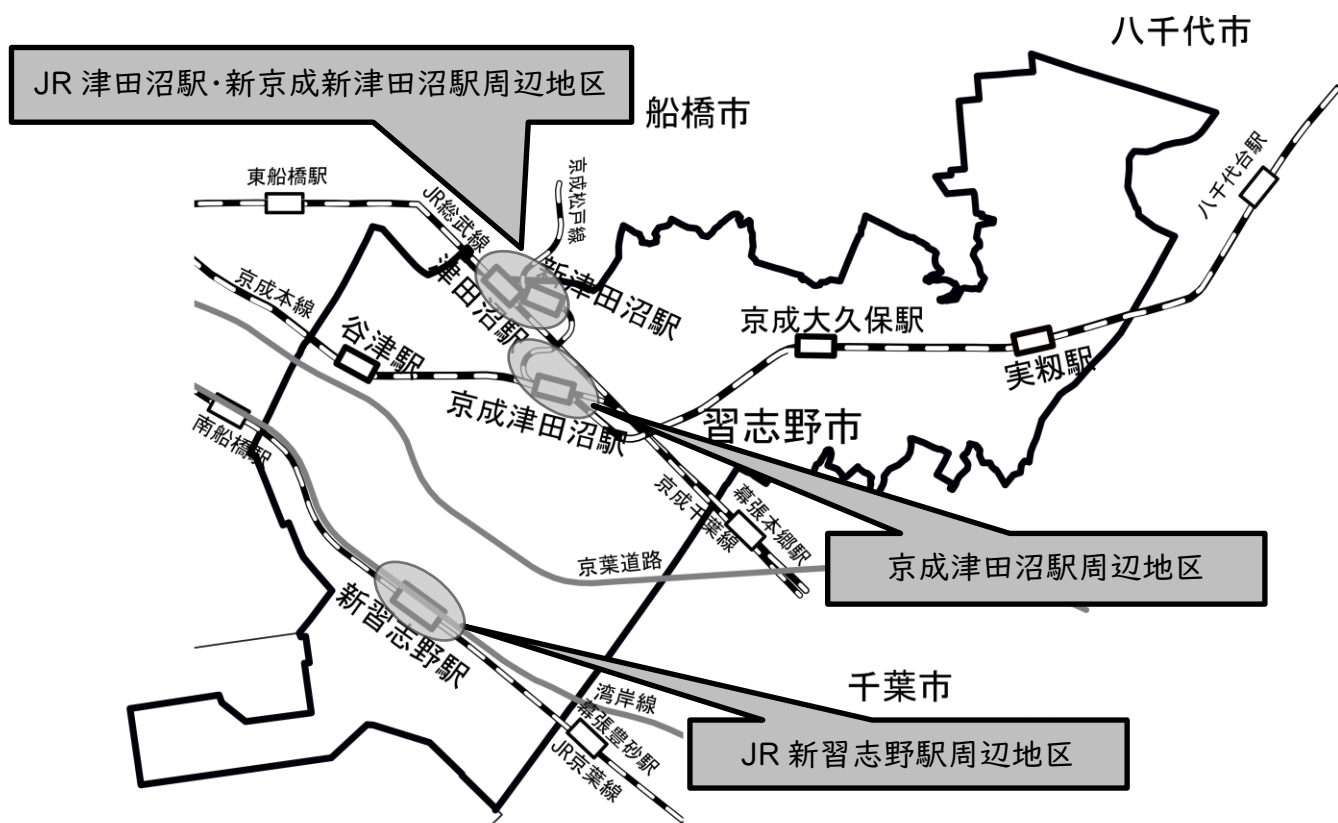


図 バリアフリー移動等円滑化基本構想における重点整備地区

※6:重点整備地区

旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がいのある人等が生活上利用する施設が所在する一定の地区で、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区。

第3章 基本理念・基本方針

3-1 基本理念

誰もが心身ともに快適に移動できる やさしいまちづくり

障がい等に対する正しい理解や支援体制に基づく周りの手助けがあり、安心して外出できる環境（心のバリアフリー）と、駅やバス・タクシー、歩道、信号機等のバリアフリー整備が実施され、安全に・安心して外出や施設利用ができる環境（ハード面の整備）をつくることにより、心身ともに健やかにくらすことができる、やさしいまちづくりを進めます。

3-2 基本方針

基本理念を実現するために、次の4つの基本方針によりバリアフリー化を進めます。

①重点整備地区を定め、官民連携によるバリアフリー整備を推進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、基本理念及び国の基本方針に基づき、主に高齢者・障がいのある人等が利用する駅等生活関連施設を中心とした一定の区域を定め、市、特定事業者、市民、高齢者・障がいのある人等が連携しバリアフリー化を推進します。

②官民協働により基本構想を策定し、ユニバーサル社会の実現を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、市、特定事業者、市民、高齢者・障がいのある人等が協働して策定し、これに基づく施策を推進することで、ユニバーサル社会の実現を促進します。

③「心のバリアフリー」を促進します。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民の意識づくりを推進します。

④スパイラルアップ^{※7}の考え方を導入し、段階的にバリアフリー化を図っていきます。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想では特定事業者が行うバリアフリー化事業、心のバリアフリー施策について、継続的に検証することにより、段階的にバリアフリー化を図ります。

3-3 目標年次

バリアフリー移動等円滑化基本構想の計画期間は、令和15（2033）年度までとします。

※7:スパイラルアップ

具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者や障がいのある人等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。

第4章 重点整備地区の選定

4-1 バリアフリー法の重点整備地区の選定要件

バリアフリー法では重点整備地区の位置及び区域についての規定があります。重点整備地区の選定ではこれらを満たす必要があることから、本基本構想では以下のとおり選定を行います。

バリアフリー法の規定(バリアフリー法 第2条第23号)

- 生活関連施設^{※8}の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- 生活関連施設及び生活関連経路^{※9}を構成する一般交通用施設について移動等円滑化^{※10}のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- 重点整備地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。



バリアフリー法の規定に基づく国の基本方針三 2(1)【重点整備地区の要件】

- 生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設、商業施設等)が3以上集積していること。
- 生活関連施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であること。
- 高齢者・障がい者の移動、施設利用の状況、土地利用、諸機能の集積の実態、地区の将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区であること。



重点整備地区の候補地区の選定

なお、習志野市における生活関連施設設定の考え方は32ページ「5-1 生活関連施設及び生活関連経路」を参照。

※8:生活関連施設

高齢者、障がいのある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等。

※9:生活関連経路

生活関連施設相互間の経路

※10:移動等円滑化

高齢者、障がいのある人等の、日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。

(1) JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

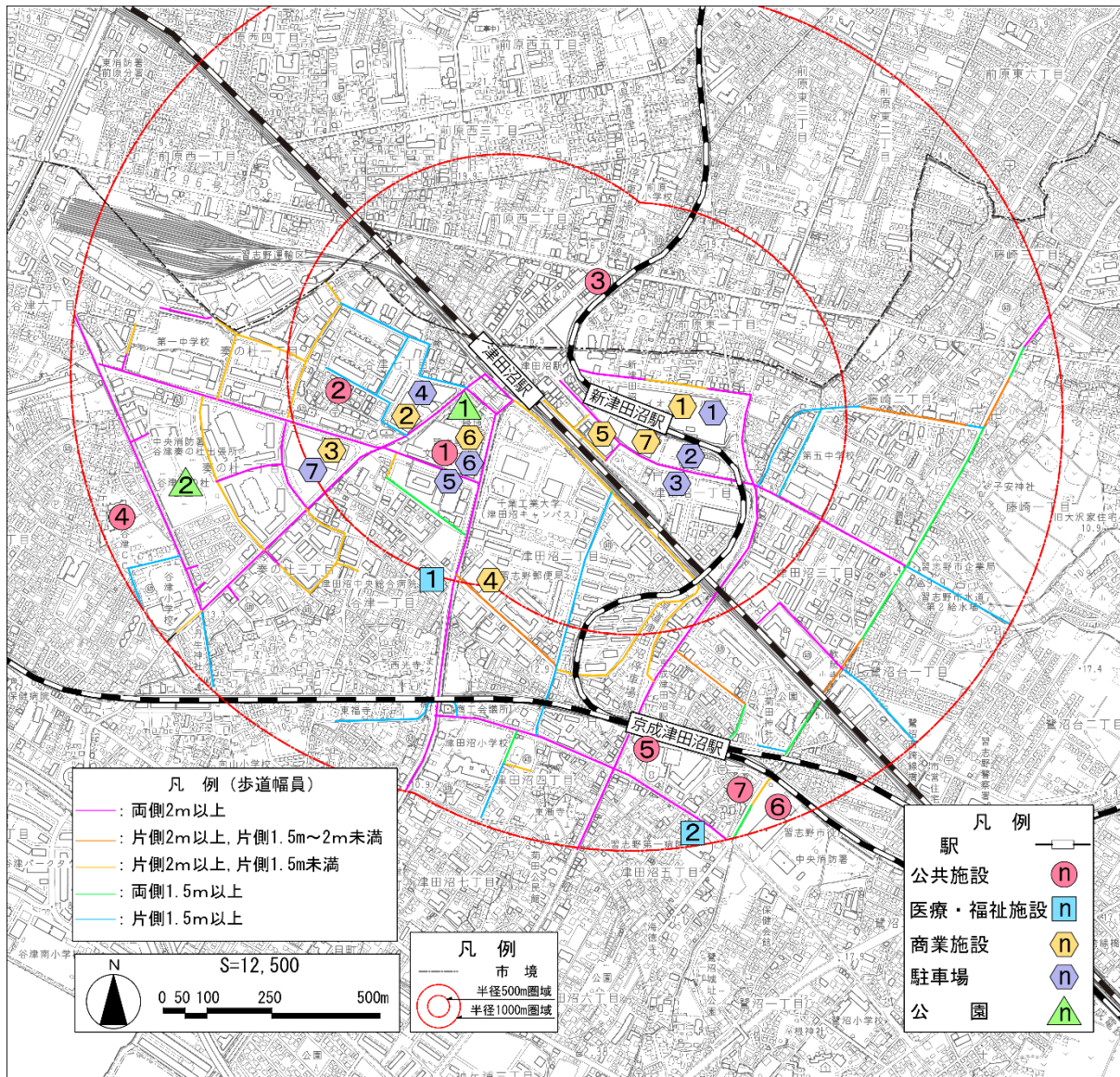


図 JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
①	習志野文化ホール(休館中)	①	イオンモール津田沼 North	③	タイムズ津田沼1丁目第4駐車場
②	JR津田沼駅南口連絡所	②	Loharu 津田沼	④	タイムズ Loharu 津田沼駐車場
③	船橋市津田沼連絡所、 船橋市東部公民館	③	奏の杜フォルテ	⑤	モリシア津田沼立体駐車場 (休止中)
④	谷津コミュニティセンター、 谷津図書館、 谷津ヘルスステーション、 谷津高齢者相談センター	④	習志野郵便局	⑥	モリシア津田沼地下駐車場 (休止中)
⑤	市役所庁舎分室 (サンロード津田沼)	⑤	ミーナ津田沼(休館中)	⑦	奏の杜フォルテ駐車場
⑥	市役所庁舎	⑥	モリシア津田沼(休館中)	▲1	津田沼緑地
⑦	旧保健会館	⑦	イオンモール津田沼 South	▲2	谷津奏の杜公園
■1	津田沼中央総合病院	■1	イオン津田沼店駐車場		
■2	習志野第一病院	■2	新津田沼駐車場		

第4章 重点整備地区の選定

(2) 京成津田沼駅周辺地区

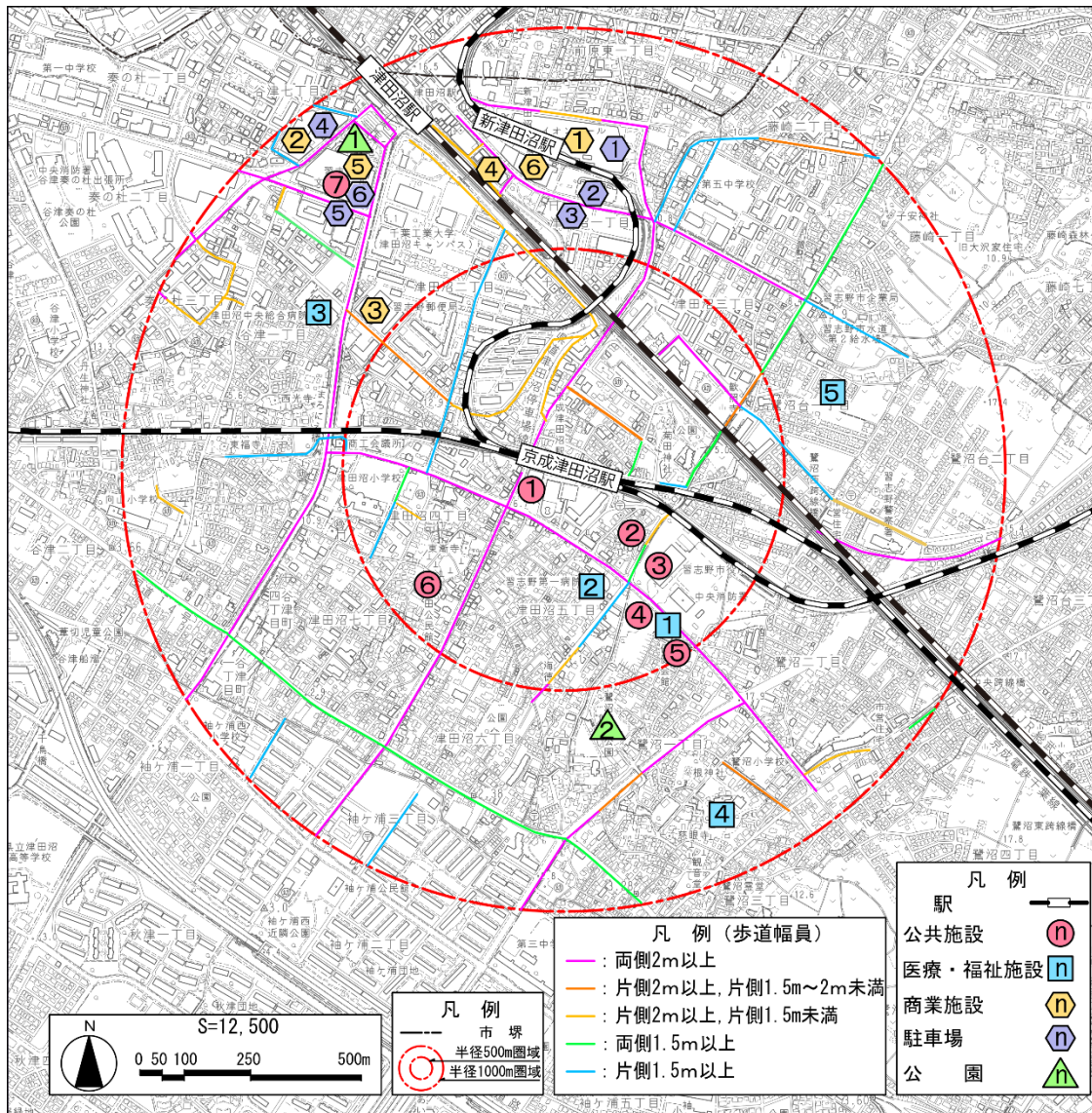


図 京成津田沼駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	市役所庁舎分室(サンロード津田沼)	②	Loharu 津田沼
②	旧保健会館	③	習志野郵便局
③	市役所庁舎	④	ミーナ津田沼(休館中)
④	旧庁舎跡地(事業計画中)	⑤	モリシア津田沼(休館中)
⑤	保健会館 津田沼・鷺沼高齢者相談センター	⑥	イオンモール津田沼 South
⑥	菊田公民館	①	イオン津田沼店駐車場
⑦	習志野文化ホール(休館中)	②	新津田沼駐車場
①	習志野市急病診療所	③	タイムズ津田沼1丁目第4駐車場
②	習志野第一病院	④	タイムズ Loharu 津田沼駐車場
③	津田沼中央総合病院	⑤	モリシア津田沼立体駐車場(休止中)
④	養護老人ホーム白鷺園	⑥	モリシア津田沼地下駐車場(休止中)
⑤	イリーゼ津田沼	①	津田沼緑地
⑥	イオンモール津田沼 North	②	鷺沼城址公園

(3) 谷津駅周辺地区

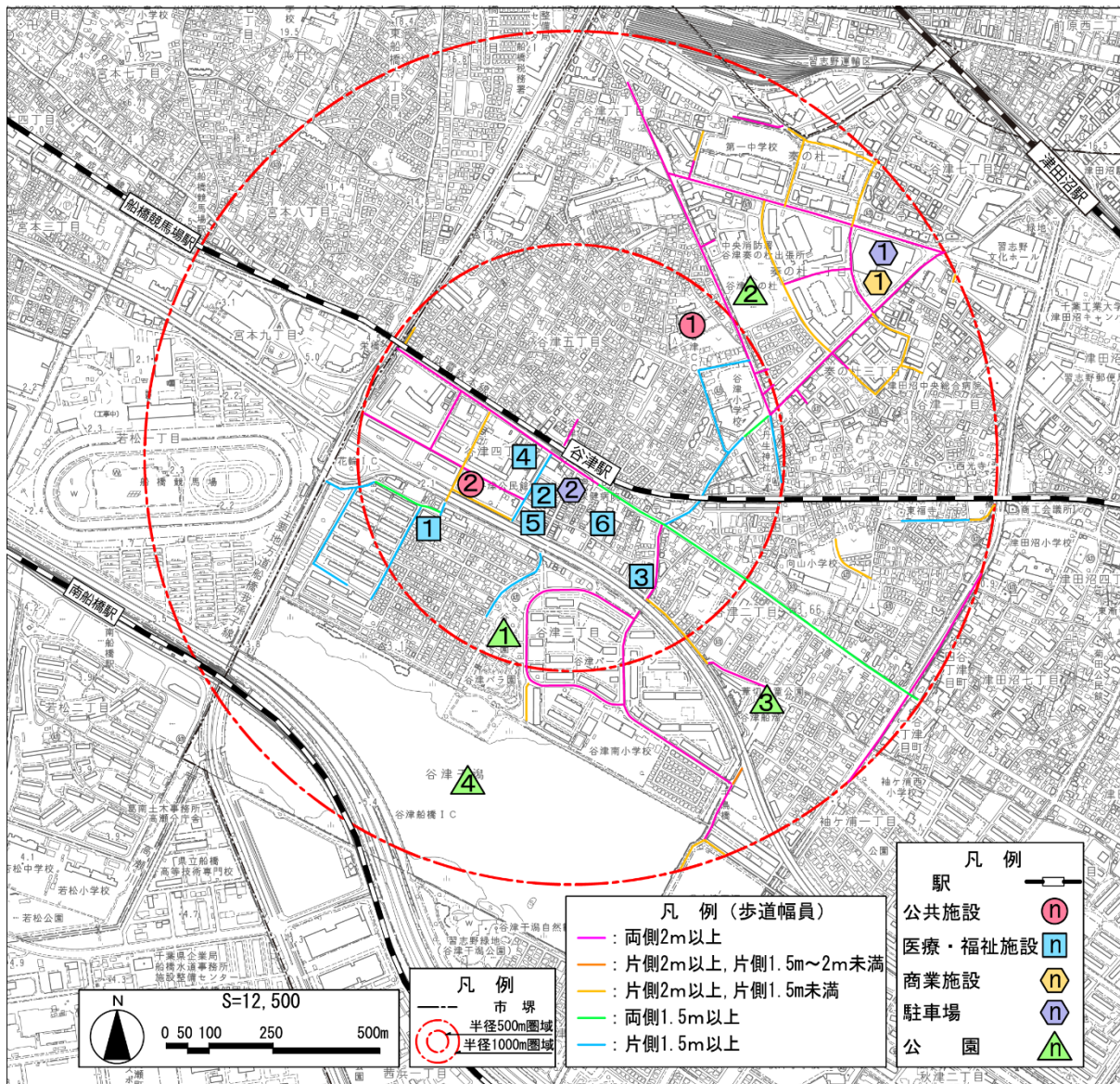


図 谷津駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	谷津コミュニティセンター、谷津図書館、谷津ヘルスステーション、谷津高齢者相談センター	①	奏の杜フォルテ
②	谷津公民館	①	奏の杜フォルテ駐車場
①	玲光苑習志野ローズ館	②	谷津保健病院第1駐車場
②	谷津保健病院	①	谷津公園
③	東京湾岸リハビリテーション病院	②	谷津奏の杜公園
④	ウェルケアテラス谷津	③	葦切児童公園
⑤	サンクレール谷津	④	谷津干潟公園(習志野緑地)
⑥	リハビリホームボンセジュール谷津		

第4章 重点整備地区の選定

(4) 京成大久保駅周辺地区

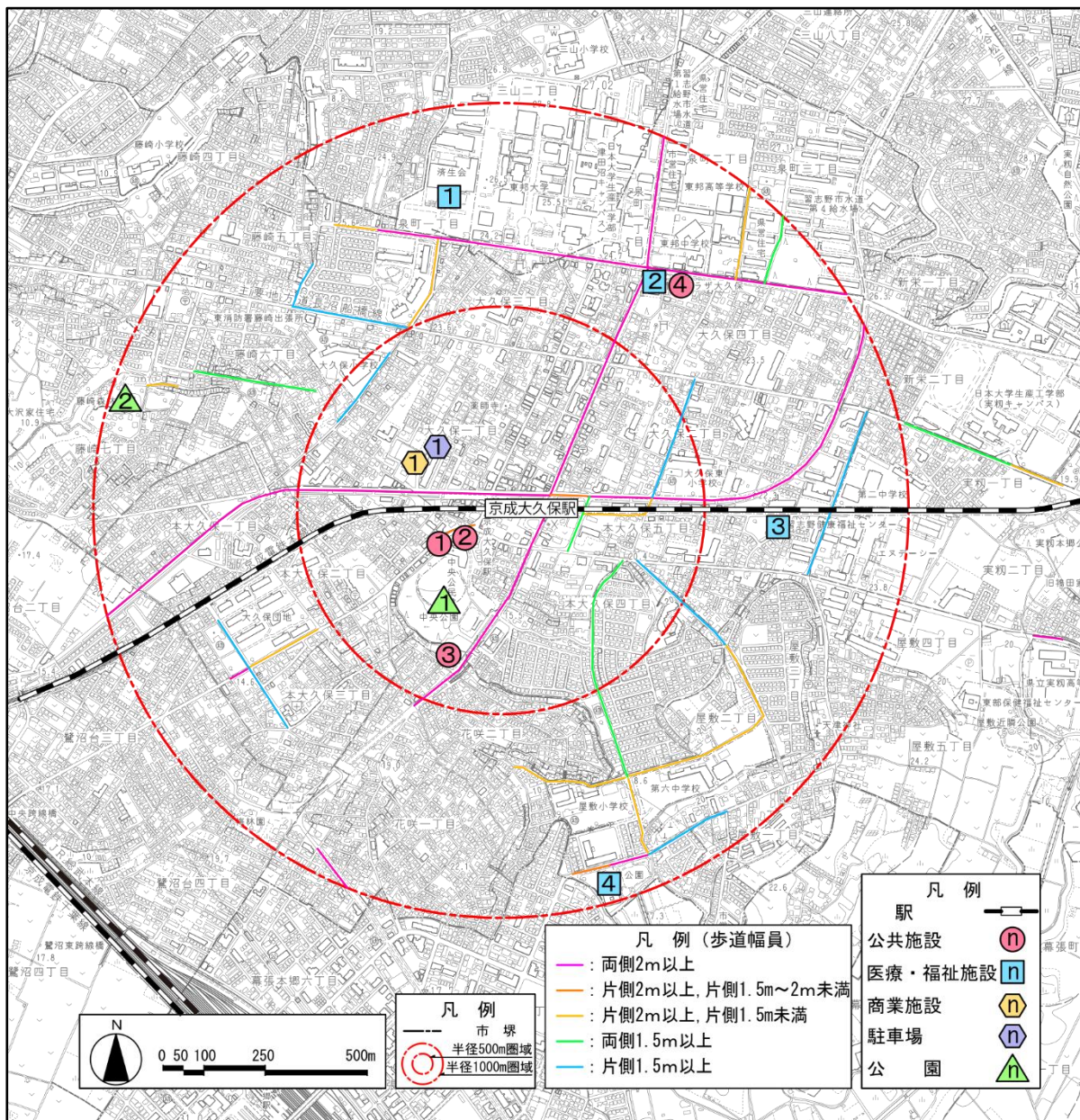


図 京成大久保駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	中央図書館	③	習志野健康福祉センター(習志野保健所)
②	中央公民館(北館)、市民ホール	④	マイホーム習志野、ケアハウス習志野
③	中央公民館(南館)	①	ナビパークマルエツ大久保駅前店駐車場
④	市民プラザ大久保	②	マルエツ大久保駅前店
①	千葉県済生会習志野病院	①	中央公園
②	あっとほーむ習志野	②	藤崎森林公園

(5) 実籾駅周辺地区

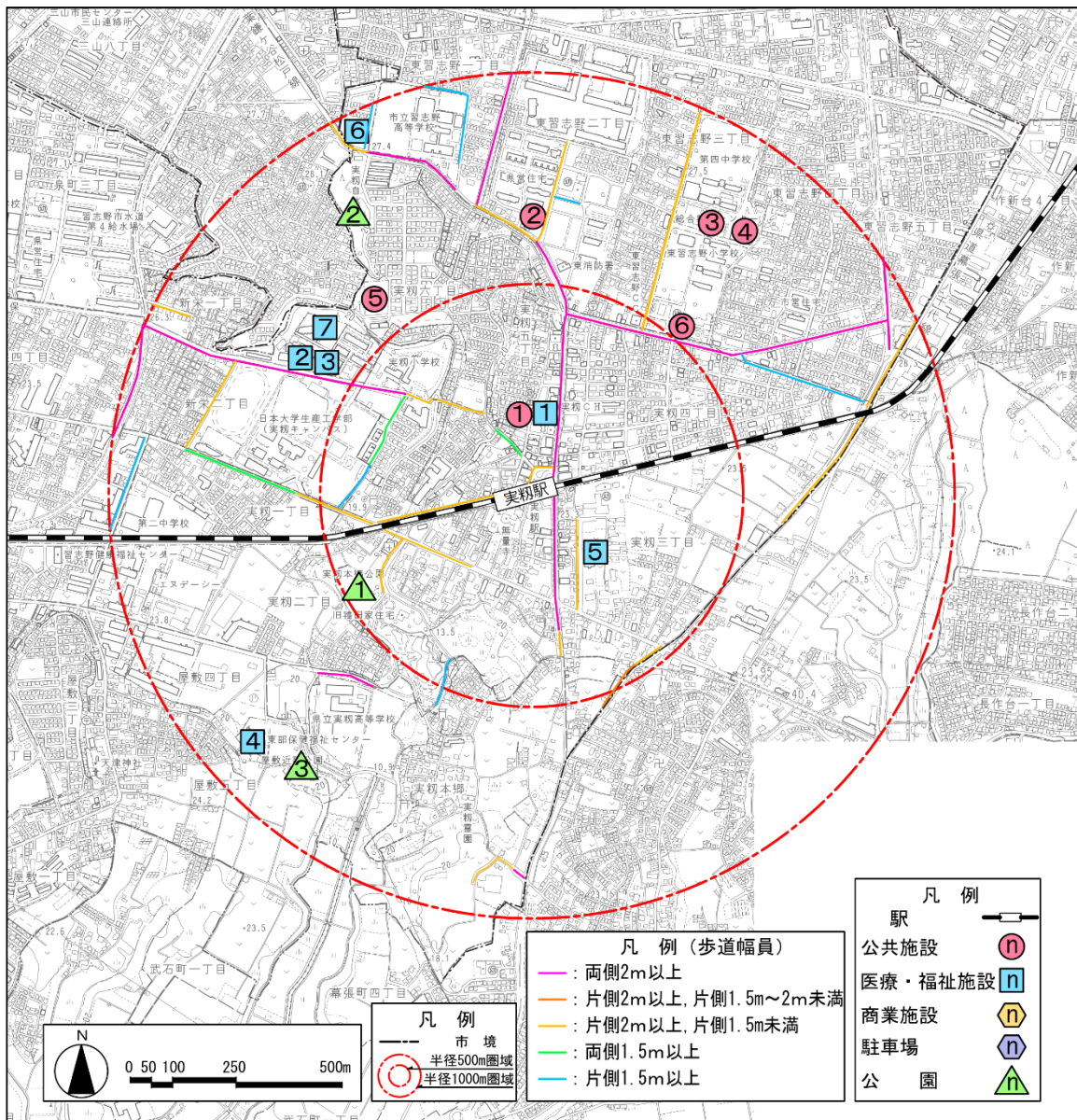


図 実籾駅周辺地区

番号	施設名	番号	施設名
①	実籾コミュニティホール、東部連絡所	③	グリーンパーク習志野
②	プレーメン習志野(東習志野ヘルスステーション、東習志野高齢者相談センター)	④	東部保健福祉センター、芙蓉園、屋敷ヘルスステーション、屋敷高齢者相談センター
③	総合教育センター	⑤	プレザンメゾン習志野実籾
④	東部体育館	⑥	かがやきの里福楽園
⑤	実籾テニスコート	⑦	アズハイム習志野
⑥	東習志野コミュニティセンター、東習志野図書館	▲1	実籾本郷公園
■1	アシステッドリビング習志野	▲2	実籾自然公園
■2	習志野偕生園	▲3	屋敷近隣公園

第4章 重点整備地区の選定

(6) JR 新習志野駅周辺地区

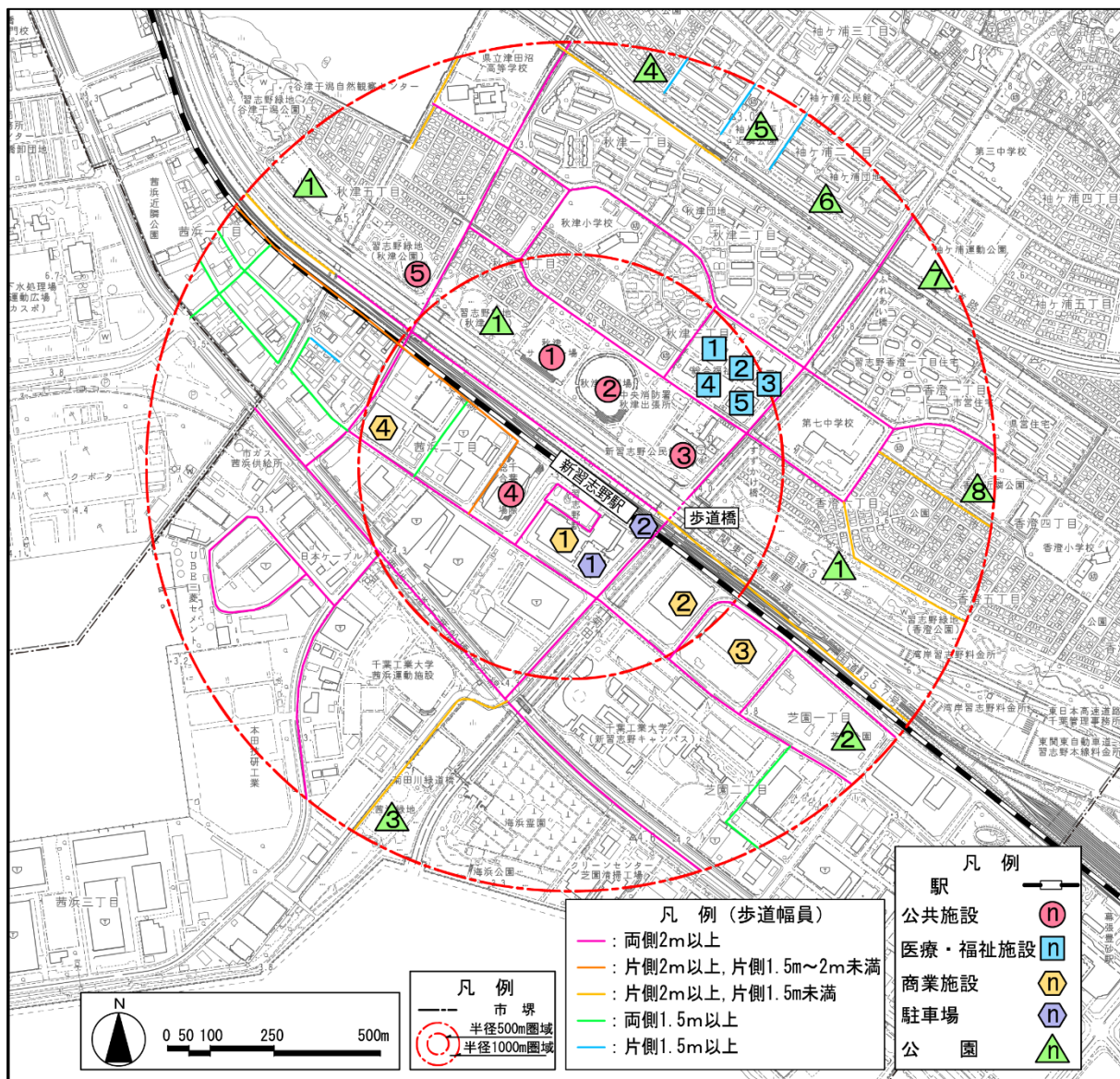


図 JR 新習志野駅周辺地区

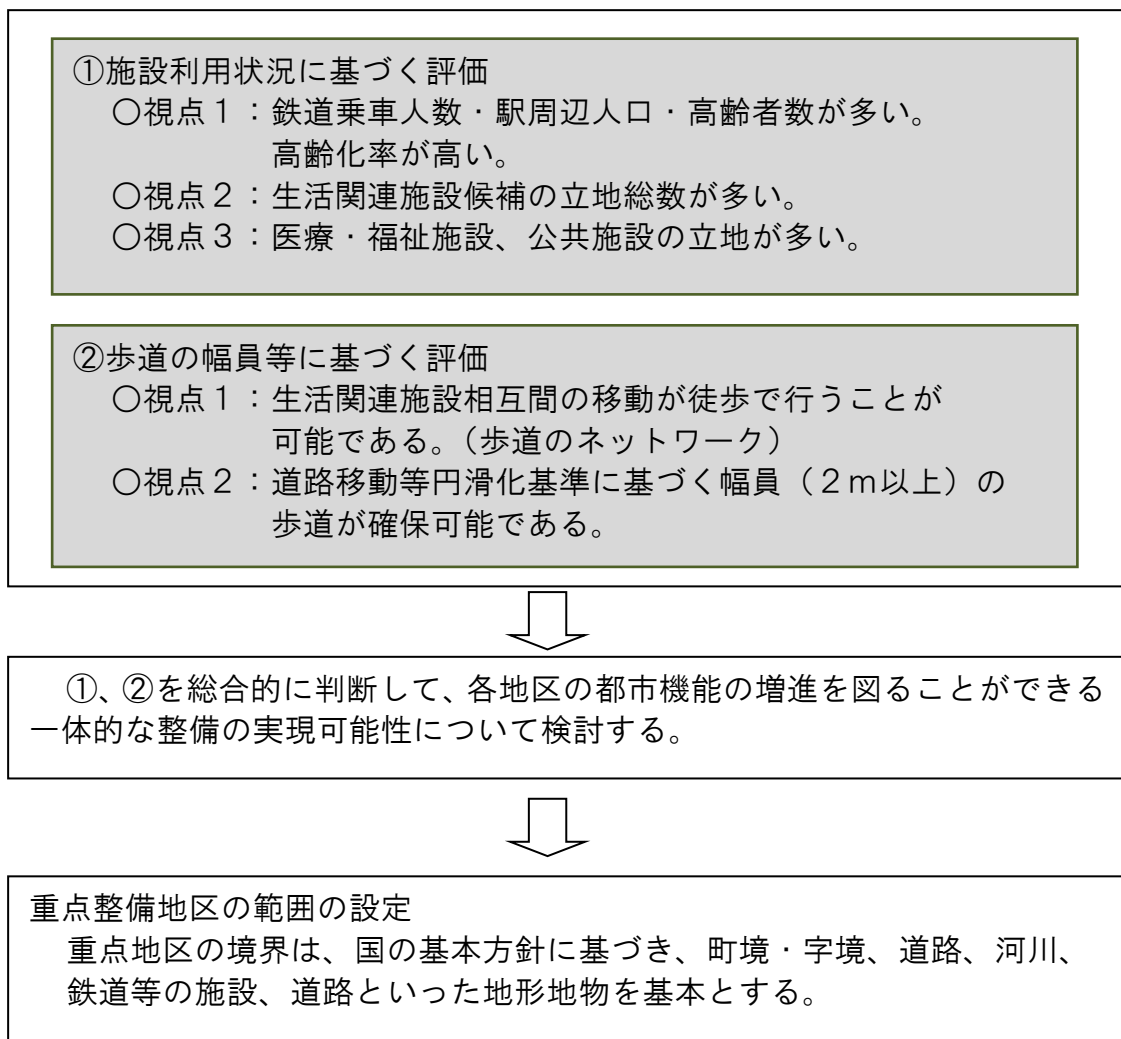
番号	施設名	番号	施設名
①	秋津サッカー場	③	カインズ幕張店
②	秋津野球場	④	ケーズデンキ新習志野店
③	新習志野公民館・図書館・西部連絡所	①	タイムズミスターマックス新習志野ショッピングセンター
④	千葉県国際総合水泳場	②	Parking in 新習志野駅前
⑤	秋津テニスコート	①	習志野緑地
①	総合福祉センター関連	②	芝園公園
②	ゆいまーる習志野、ひまわり発達相談センター	③	茜浜緑地
③	ケアセンター習志野	④	袖ヶ浦9号緑地
④	あきつ園	⑤	袖ヶ浦西近隣公園
⑤	セイワ習志野、ヴィラ清和	⑥	袖ヶ浦8号緑地
①	ミスターマックス新習志野ショッピングセンター	⑦	袖ヶ浦運動公園
②	東京インテリア家具幕張店	⑧	香澄近隣公園

4-3 重点整備地区の選定手順

重点整備地区の選定は、バリアフリー法の重点整備地区の選定要件に該当するとともに、重点整備地区の候補地区の地域特性や生活関連施設の立地状況等から地区の一体的整備の実現可能性を評価し、重点整備地区を設定します。

各駅の周辺地区について、バリアフリー化の観点から特に重要と考えられる生活関連施設の分類ごとの立地数と、対象地区の歩道幅員状況を参考にした生活関連経路設定の可能性から一体的な整備の実現可能性について、以下の視点に従って評価・検討しました。

【重点整備地区選定の考え方】



なお、習志野市における生活関連施設設定の考え方は32ページ「5-1 生活関連施設及び生活関連経路」を参照

図 重点整備地区の選定手順

4-4 各地区の評価

重点整備地区の選定手順に基づき、各地区の一体的な整備の実現可能性を以下に示します。

令和7年3月末日現在

表 各地区の評価

地区名		JR津田沼駅・ 新津田沼駅周辺	京成津田沼駅周辺	谷津駅周辺	京成大久保駅周辺	実羽駅周辺	JR新習志野駅周辺	
①施設利用状況に基づく評価								
視点1	鉄道乗車人数(人/日)	119,676	50,777	5,219	17,524	12,180	11,542	
	駅周辺人口(人)	59,042	35,671	36,424	34,762	24,216	11,503	
	高齢者数(人)	9,210	7,003	8,364	8,272	6,049	4,028	
	高齢化率(%)	15.6	19.6	23.0	23.8	25.0	35.0	
視点2	生活関連施設候補の立地総数	25	26	15	12	16	24	
視点3	生活関連施設候補の内訳	○公共施設	7	7	2	4	6	5
		○医療・福祉施設	2	5	6	4	7	5
		○商業施設・駐車場	14	12	3	2	0	6
		○公園・緑地	2	2	4	2	3	8
関連する市の事業		○JR津田沼駅南口 特定土地区画整理事業 ○津田沼駅南口地区 第一種市街地再開発事業				○公共施設再生計画 (教育施設等の 複合化・多機能化)		
評価結果		○鉄道乗車人数が非常に多く、駅周辺人口、高齢者数も多い。 ○生活関連施設候補の立地数が多く、特に商業施設・駐車場が多い。	○鉄道乗車人数が多く、駅周辺人口も多い。 ○生活関連施設候補の立地数が最も多い。	○駅周辺人口、高齢者数は多いが、鉄道乗車人数は少ない。 ○生活関連施設候補の立地数は少ない。	○鉄道乗車人数は多く、駅周辺の高齢者数も多い。 ○生活関連施設候補の立地数は少ない。	○鉄道乗車人数は比較的多いが、駅周辺人口、高齢者数は比較的少ない。 ○生活関連施設候補の立地数は少なく、大規模な商業施設がない。	○駅周辺人口、高齢者数は少ないものの、高齢化率が高い。 ○生活関連施設候補の立地数が多く、特に公園・緑地が多い。	
②歩道の幅員等に基づく評価								
評価結果		○駅を中心として両側2m以上の歩道が多く、歩道のネットワークは充実している。	○駅を中心として両側2m以上の歩道が多く、歩道のネットワークは充実している。	○駅周辺で歩道が途切れており、歩道のネットワークは不十分である。	○駅北側で両側2m以上の歩道があるが、南側の歩道のネットワークは不十分である。	○駅周辺で両側2m以上の歩道が少なく、歩道のネットワークは不十分である。	○駅を中心として両側2m以上の歩道が多く、歩道のネットワークは充実している。	
一体的整備の実現可能性		○市内で最も市民が集まり、今後も人口増加が見込まれる拠点性の高い地区であり、歩道のネットワークも充実しているため、実現可能性が高い。	○駅利用者が多く、利用頻度の高い官公庁施設等が立地する地区であり、歩道のネットワークも充実しているため、実現可能性が高い。	○高齢者数、公園は多いが、駅利用者が少なく、歩道のネットワークが不十分であるため、実現可能性は低い。	○生活関連施設候補の立地数は少なく、歩道のネットワークも不十分であるため、実現可能性は低い。	○施設立地数が比較的少なく、大規模な商業施設が無い地区であり、歩道のネットワークが不十分であるため、実現可能性は低い。	○施設立地数も多く、特に福祉施設等が多い、福祉的拠点性の高い地区であり、歩道のネットワークも充実しているため、実現可能性が高い。	
		○	○	—	—	—	○	

4-5 重点整備地区の設定

各地区の評価結果より、重点整備地区として次の3地区を設定します。

- ・JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区
- ・京成津田沼駅周辺地区
- ・JR 新習志野駅周辺地区

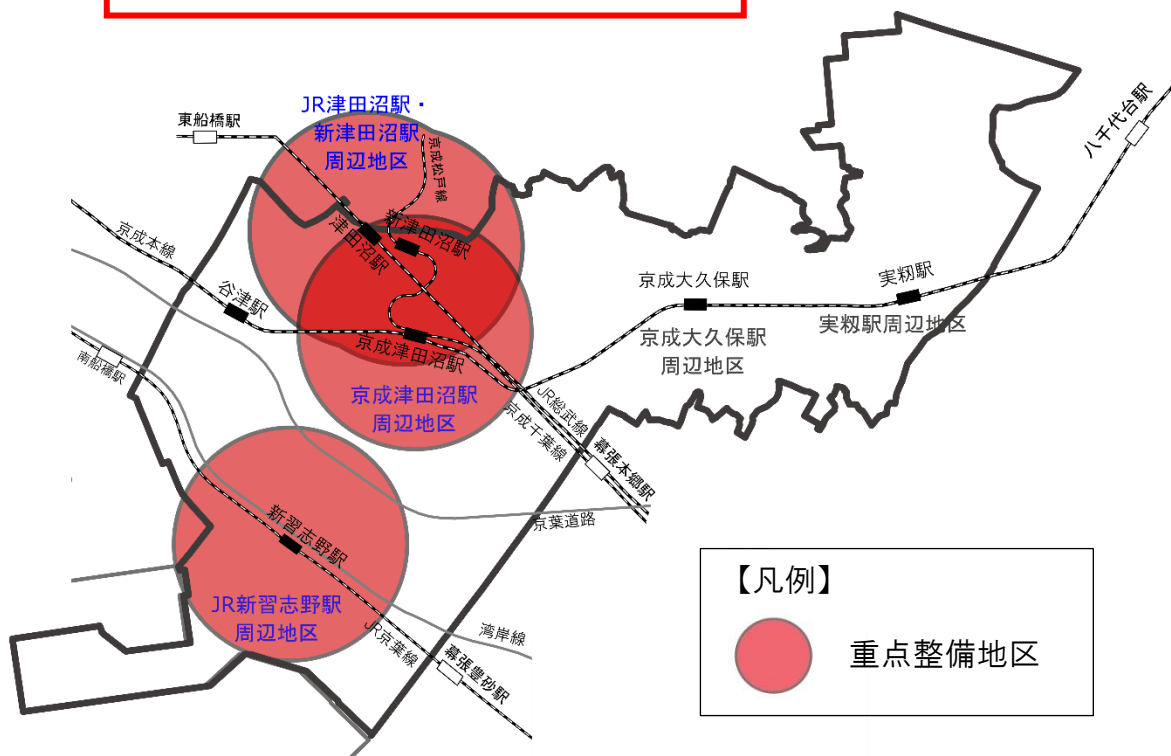


図 重点整備地区の設定

第5章 事業別のバリアフリー化の方針

5-1 生活関連施設及び生活関連経路

5-1-1 生活関連施設の考え方

生活関連施設はバリアフリー化が望まれる施設として基本構想に位置付けるものです。バリアフリー化には設計上の対応や付加的なコスト対応が必要になることを勘案し、本基本構想では、バリアフリー法や国の基本方針を踏まえ、次のような考え方により生活関連施設を選定しました。

バリアフリー法による義務付けのある施設

バリアフリー法では、バリアフリー基本構想の有無にかかわらず、高齢者・障がいのある人等が日常生活及び社会生活において利用したり、移動手段として使用したりする以下の施設について、新設等する際に各「移動等円滑化基準（バリアフリー化基準）」への適合を義務付けています。

- 旅客施設・車両（第8条）
- 特定道路（第10条）
- 特定路外駐車場（誰でも利用できる500㎡以上の有料駐車場。第11条）
- 特定公園施設（園路、管理事務所、駐車場、便所等。第13条）
- 特別特定建築物
（政令で定める床面積2,000㎡以上の特定建築物。第14条）

なお、令和2年の法改正により、公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）が適合義務の対象に追加されました。

バリアフリー法による生活関連施設の規定（法第2条23号イ）

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。



バリアフリー法の規定に基づく国の基本方針三2(1)【生活関連施設の要件】

- 相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設。
→旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院等。
- 具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定する。



習志野市の生活関連施設の考え方

次の条件を全て満たす施設を生活関連施設に位置付けることとします。

- ① 高齢者や障がいのある人等を含む不特定多数の人が利用する施設（旅客施設、建築物、特定路外駐車場、緑地・近隣公園規模以上の都市公園）であること。
- ② 建築物の場合、床面積が2000㎡以上の特別特定建築物等又は床面積が2,000㎡以下でも次のいずれかに該当する特別特定建築物。
 - 本庁機能、バリアフリー化が特に必要な官公庁施設。
 - 複合／集積している保健関係施設。（生活関連経路上にあるもの）
 - 日常的に高齢者・障がいのある人等が使う施設と複合している施設。
- ③ 生活関連施設間の移動が徒歩であること。
- ④ 施設相互間の経路設定が可能であること。

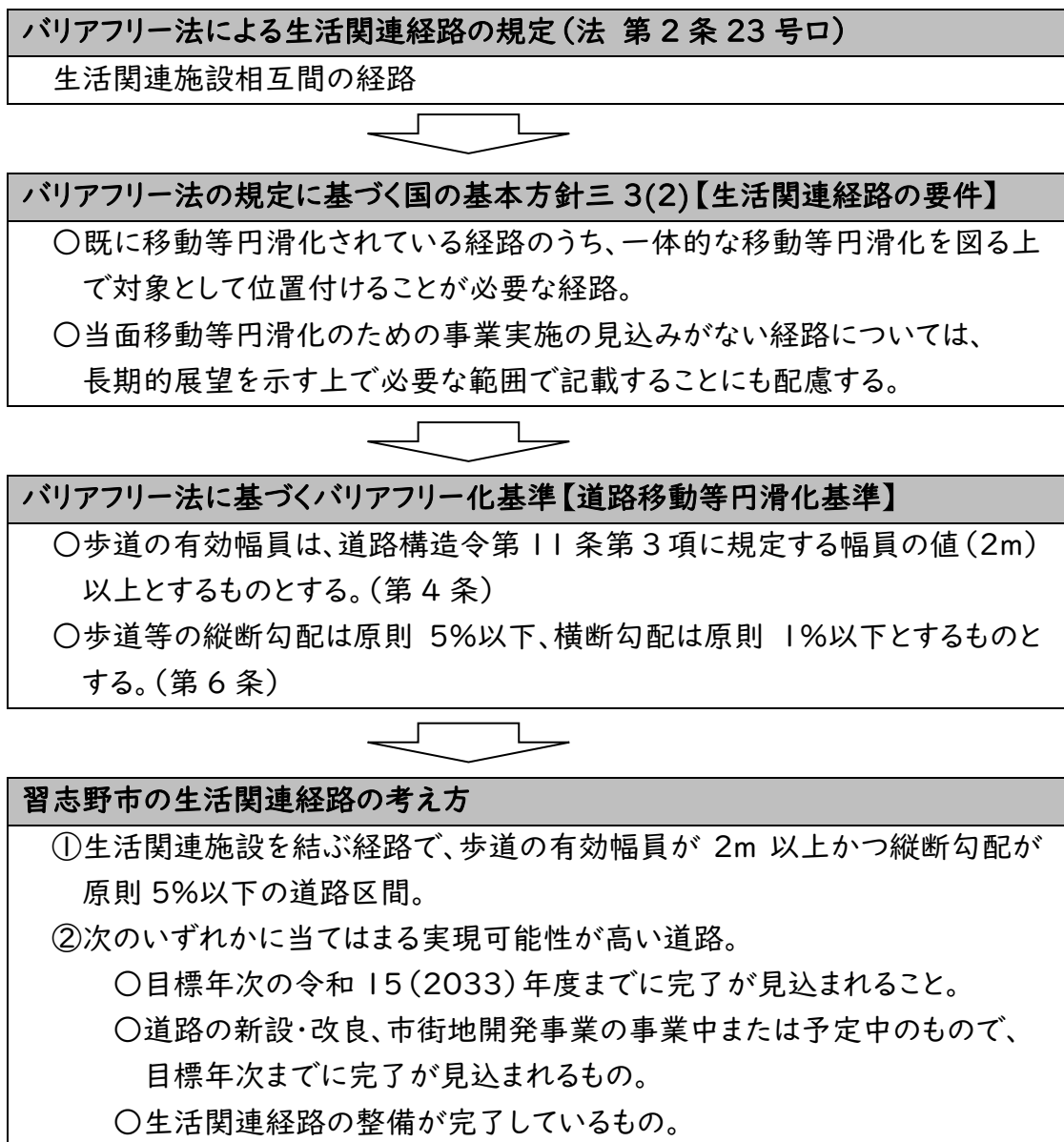
第5章 事業別のバリアフリー化の方針

なお、生活関連施設に位置付けられることで、必ずしも早急な整備が義務付けされるものではありません。計画的な整備が義務付けされるのは、特定事業としての位置付けがなされた場合となります。

5-1-2 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、バリアフリー法において「生活関連施設相互間の経路」と規定されています。

生活関連経路に選定された道路はバリアフリー化基準「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」に基づいた整備を推進していくため、バリアフリー移動等円滑化基本構想では、バリアフリー法や国の基本方針を踏まえ、次のような考えにより生活関連経路を選定しました。



なお、一部区間で物理的な整備課題等があり、道路移動等円滑化基準を満たせない道路や、整備目標年次までに道路移動等円滑化基準に基づく整備が困難な道路のうち、生活関連施設間を結ぶ経路としてバリアフリー整備を推進していく必要のある経路を「準生活関連経路」として位置付け、対応可能な内容に関して長期的にバリアフリー整備を図っていきます。

5-2 重点整備地区のバリアフリー整備に関する事業

重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた取り組み事業の概要は以下のとおりです。

表 重点整備地区におけるバリアフリー化に向けた主な取り組み事業

特定事業計画の種類	バリアフリー整備等の概要
道路特定事業	<p>【生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道の有効幅員 2m 以上の確保 ○歩道勾配の改善：縦断勾配 5%以下、横断勾配 1%以下。(ただし、地形の状況等の特別の理由によりやむを得ない場合は、縦断勾配 8%以下、横断勾配 2%以下) ○視覚障害者誘導用ブロック^{※11}の設置、エスコートゾーンの設置 ○駅前広場のバリアフリー化 ○案内板の設置 ○照明施設の設置 等 <p>【準生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応可能な内容について整備を推進
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○駅舎や鉄道車両のバリアフリー化 ○バス停やバス車両のバリアフリー化 ○福祉タクシー車両の導入
交通安全特定事業	<p>【生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー対応信号機の整備、エスコートゾーンの設置 ○道路標識や道路標示の整備 ○違法駐車車両の取締り 等 <p>【準生活関連経路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応可能な内容について整備を推進
建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○建物や部屋の出入口、廊下等の通行空間と平坦性の確保 ○エレベーターやスロープの設置 ○エレベーター、スロープ、トイレ、階段、通路等、駐車場、アプローチ等のバリアフリー化 ○建築物内の各施設に点状ブロック及び線状ブロック等の設置 ○見やすくわかりやすい案内表示等の設置 等
都市公園特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○園路、広場、手洗い場、掲示板・標識等のバリアフリー化 ○トイレ、駐車場、水飲み場等を一施設以上バリアフリー化 ○出入口付近に案内板を設置 ○休憩所の出入口の段差の解消 ○スロープの設置(段差がある場合) 等
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車場等の整備 ○駐車場内通路のバリアフリー化 等

※11:視覚障害者誘導用ブロック

視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。「点字ブロック」とも言われる。

主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる「線状ブロック」と、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる「点状ブロック」がある。

5-3 特定事業におけるバリアフリー整備基準の方針

5-3-1 道路特定事業

道路特定事業とは生活関連経路上のエレベーター、歩道、案内標識等の設置や、歩道の拡幅、勾配の改善等を行い、歩きやすい歩行空間を確保する事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①生活関連経路等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している道路については、維持管理に努めます。

■主な整備内容

【生活関連経路（国、千葉県、船橋市、習志野市）】

- 歩道の有効幅員 2m 以上を確保します。
- 歩道勾配の改善を行います。（縦断勾配 5%以下、横断勾配 1%以下）
- 視覚障害者誘導用ブロックを設置します。また、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道に視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン^{※12}）を設置します。
- 駅前広場のバリアフリー整備を推進します。
- わかりやすい案内板等を設置します。
- 夜間の歩行時における適切な明るさを確保するため、必要に応じて照明施設を設置します。

【準生活関連経路（国、船橋市、習志野市）】

- バリアフリー整備の基準の内、対応可能な内容について整備を推進します。

※12:エスコートゾーン

視覚障害者用道路横断帯とも呼ばれ、視覚障がいのある人に横断方向を誘導するために、横断歩道中央に設けられる突起帯のこと。

5-3-2 公共交通特定事業

公共交通特定事業とは特定旅客施設^{※13}におけるエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー施設の整備や、ノンステップバス^{※14}の導入等といった特定車両（鉄道車両、乗合バス）のバリアフリー化を図る事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①旅客施設及び車両等は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。
- ②既に整備が完了している施設及び車両については、維持管理に努めます。

■主な整備内容

【鉄道】

- 駅舎のバリアフリー化を推進します。
- 鉄道車両のバリアフリー化を推進します。
- 駅係員、乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

【バス】

- バス停のバリアフリー化を推進します。
- ノンステップバス車両導入を推進します。
- 乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

【タクシー】

- 福祉タクシー車両導入を推進します。
- 乗務員へのバリアフリー教育を推進します。

なお、福祉タクシー車両の導入については、公共交通移動等円滑化基準に基づき進めるとともに、「次世代タクシー車両」の仕様を把握し、車両整備方針の策定に取り組みます。

※13:特定旅客施設

1 日あたりの利用客数が 5,000 人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がいのある人等の利用が、1 日あたりの利用客数 5,000 人以上の旅客施設を利用する高齢者・障がいのある人等の人数と同程度以上である旅客施設。

※14:ノンステップバス

車いすや足の不自由な人、高齢者等が容易にバスの乗降ができるよう配慮し、床の高さを従来のバスよりも低くした低床バス的一种で、乗降口の階段をなくし、床の高さが地上から 30~35cm 程度のバスのこと。

5-3-3 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは道路横断の安全を確保するため、バリアフリー対応型信号機等の整備や、生活関連経路上の違法駐車行為の防止等についての広報活動・啓発活動等を行う事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

①信号機(公安委員会)

○信号機については、視覚障がい者のための音響機能、高齢者や車いす利用者等のための歩行者用青色信号に時間延長機能等を整備し、信号交差点での横断の安全性・利便性の向上を図ります。また、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道に視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)を設置します。

②標識(公安委員会)

○道路標識や道路標示を、わかりやすく見やすい場所に整備します。

③取締り(公安委員会)

○関係機関と連携し、違法駐車車両の取締りの強化及び違法駐車防止に関する広報・啓発活動を実施します。

5-3-4 建築物特定事業

建築物特定事業とは、公共施設や病院等の特別特定建築物^{※15}において、エレベーターの設置やトイレの改善等を行い、利用しやすい施設を整備する事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①公共施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行います。なお、習志野市の公共施設については「習志野市公共施設再生計画」と整合を図ります。(船橋市、習志野市)
- ②民間施設の新設・増設・改築が行われる際には「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」の趣旨や支援措置等を周知し、バリアフリー整備の促進を図ります。
- ③既に整備が完了している建築物については維持管理に努めます。

■主な整備内容

- 建物や部屋の出入口、廊下等は十分な通行空間と平坦性を確保します。
- 高低差がある箇所は、エレベーターやスロープを設置します。
- 建築物の各施設(エレベーター、スロープ、トイレ、階段、通路等)は高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した仕様とします。
- 駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース(車いす使用者用駐車施設^{※16})を確保します。
- バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近に見やすくわかりやすい案内表示等を設置します。
- 建物の出入口に通じる通路(アプローチ)は、広い幅で滑りにくい表面とします。
- 建築物内の各施設(廊下、階段、スロープ、アプローチ、案内設備までの経路等)で、段差又は傾斜の存在の警告や視覚障がいのある人の誘導を行うために、必要に応じて点状ブロック及び線状ブロック等を適切に組み合わせて設置します。

※15:特別特定建築物

不特定多数の者が利用、または主に高齢者・障がいのある人等が利用する特定建築物のうち政令で定めるもの。誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がいのある人等が利用する老人ホーム等。なお、床面積 2,000 m²以上のものを建築する際には、基準に適合させる義務が生じる。

※16:車いす使用者用駐車施設

車いす使用者や妊産婦など乗降の際に幅の広いスペースを必要とする方、病気やけがなどで歩行が困難な方が利用できるように設けられた駐車スペース(スペース)のこと。幅が 3.5m以上で、障がいのある人等用であることが見やすく表示されている等、障がいのある人等が円滑に利用できるような配慮がされている。

5-3-5 都市公園特定事業

都市公園特定事業とは都市公園内のトイレ、水飲み場、園路等の各施設（特定公園施設^{※17}）のバリアフリー化を図り、利用しやすい公園を整備する事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①都市公園施設は、国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）」に基づき整備を行います。（習志野市）
- ②既設の特定公園施設は、必要に応じて改修を行います。
- ③既に整備が完了している特定公園施設については維持管理に努めます。

■主な整備内容

- 園路や広場は十分な通行空間と平坦性を確保します。
- 段差がある場合はスロープを設置します。
- 特定公園施設の位置を示した案内板を出入口付近に設置します。
- 休憩所の出入口の段差を解消します。
- トイレ、駐車場、水飲み場、管理事務所（カウンター）を設ける場合は、そのうち一施設以上は高齢者、障がいのある人等の利用に配慮した仕様とします。

※特定公園施設

園路・広場、屋根付広場、休憩所・管理事務所、野外劇場・野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場・手洗場、掲示板・標識

※17:特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、屋根付広場、休憩所、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識で移動等円滑化が必要なものとして定める公園施設。

5-3-6 路外駐車場特定事業

路外駐車場特定事業とは、車いす利用者用駐車場等を整備し、特定路外駐車場^{※18}のバリアフリー化を図る事業です。

■バリアフリー整備基準の方針

- ①特定路外駐車場は設置する際に国土交通省令「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）」に基づく整備を促進します。
- ②既設の特定路外駐車場は、法の趣旨等を周知し、バリアフリー化を促進します。
- ③既に整備が完了している特定路外駐車場については維持管理に努めるように周知します。

■主な整備内容

- 駐車場には、車いすを使用する方や体の不自由な方等のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペース（車いす利用者用駐車施設）を確保し、看板の設置や路面標示を行います。
- 駐車場から出入口までは、車いすを使用する方でも使いやすい十分な通行空間と平坦性を確保します。

※18:特定路外駐車場

道路、公園等に付属するものを除いた駐車場で、駐車用の面積が 500 m²以上であり誰でも利用可能な有料のもの。

第6章 地区別バリアフリー移動等円滑化基本構想

6-1 JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区

6-1-1 地区の特性と課題

(1) 地区の特性

市内で最も乗車客数の多いJR津田沼駅の周辺は、習志野市の広域拠点（中心市街地）であり、JR津田沼駅南口連絡所等の公共公益施設、イオン津田沼（North・South）やLoharu津田沼等の大規模商業施設が駅周辺に集積しています。

道路についても歩道が整備されている路線が多く、歩道のネットワークは他地区と比べて最も充実しています。また、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業により、都市基盤整備が行われた地区です。

バリアフリー化の状況については、既にバリアフリー移動等円滑化基本構想における重点整備地区に位置付けられており、各駅改札内外においてエレベーターや視覚障害者誘導用ブロックの他、ホームへの転落を防止するための点状ブロックの設置等が実施されています。また、JR津田沼駅南口のペDESTリアンデッキのエレベーター設置等、特定事業以外でもバリアフリーに関する事業に取り組んできました。このように駅舎や道路整備等のバリアフリー化が進められていることから、バリアフリーネットワークは概ね形成されています。

(2) 地区の課題

各鉄道会社における公共交通移動等円滑化基準に基づく対応や、信号機への視覚障害者用付加装置の整備は完了しておりますが、JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターの設置が未整備となっています。（JR津田沼駅北口駅前広場のエレベーターは令和8（2026）年度整備予定）

また、既に整備されている南北のエレベーターについては、整備完了後20年以上が経過しているため、安全性や利便性向上のために更新が必要となっています。

さらに、津田沼緑地北側は有効幅員を確保する歩道整備、モリシア津田沼南側は大規模店舗・駐車場等と一体となった歩道整備が必要になるとともに、歩道整備の経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が求められています。

■バリアフリーまち歩き点検ワークショップ(H25.11)における主な課題(参考)

<JR津田沼駅北口>

- 路上駐輪(市営路上駐輪場の利用者)が多いものの視覚障害者誘導用ブロックを妨げないようによく整列されている。ただし、はみ出し看板等の課題もある。
- 案内標識やエレベーター等の整備が進められているが、利用しやすい工夫が必要。
- 一部交差点部の段差、勾配の改善が必要。



<JR津田沼駅南口>

- 施設側との一体整備により歩車道の高さの改善を考えていくことが必要。
- 歩行者の動線に配慮した整備(視覚障害者誘導用ブロック等)が必要。
- 整備された身障者乗降場とタクシー乗場の使い方のルール・マナー啓発が必要。



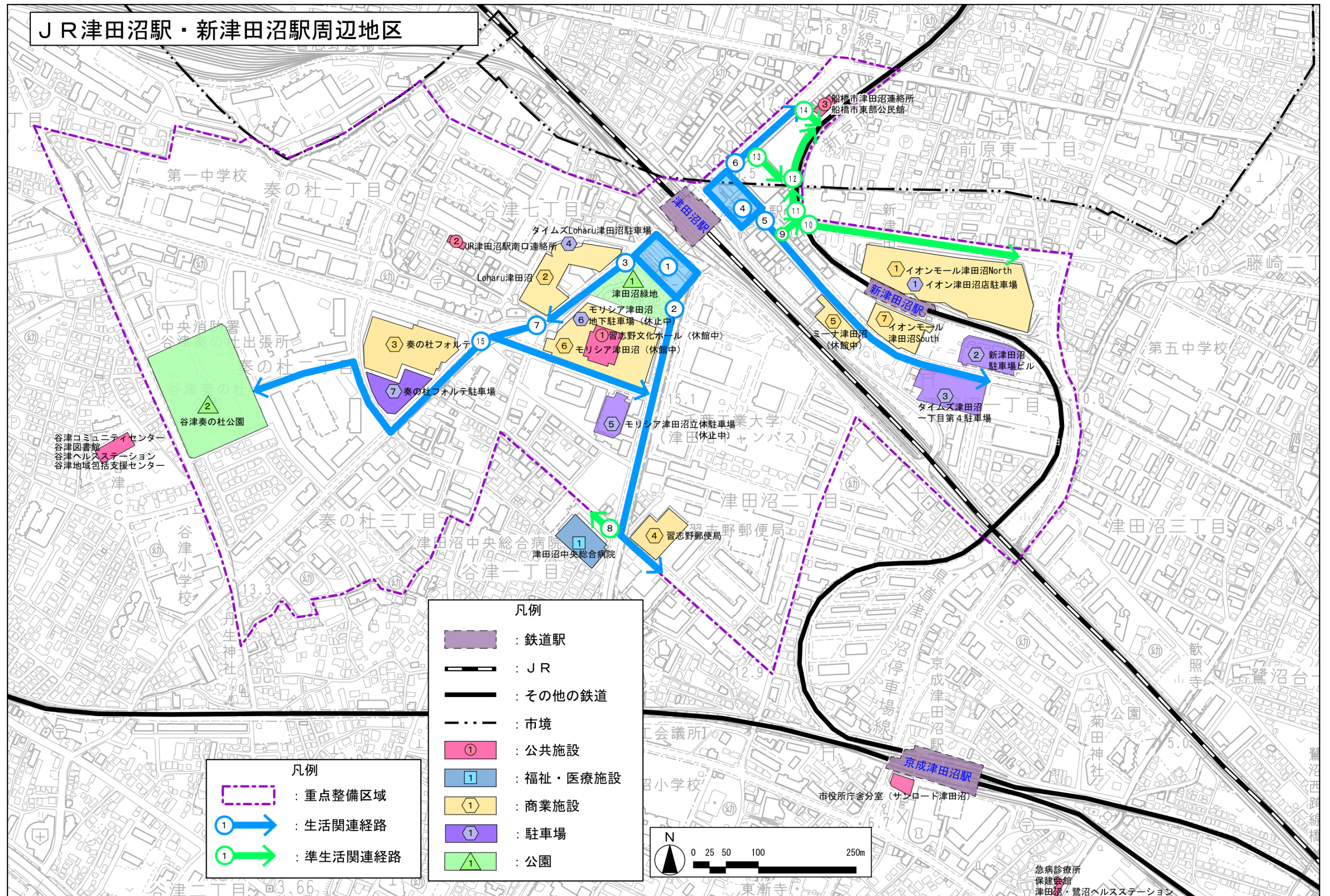
6-1-2 重点整備地区内の整備すべき経路と地区の範囲

JR津田沼駅及び新津田沼駅から駅周辺生活関連施設の立地状況を踏まえ、現在のバリアフリー整備状況を考慮しながら、各施設への主要な経路に対して、生活関連経路及び準生活関連経路を定めました。

なお、重点整備地区の範囲については生活関連施設、生活関連経路及び準生活関連経路を包括した地区としました。

表 JR 津田沼駅・新津田沼駅周辺地区における生活関連施設(令和8年3月時点)

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	文化	習志野文化ホール(休館中)	200	1			
公共施設	官公庁	JR 津田沼駅南口連絡所	400	2			
公共施設	官公庁	船橋市津田沼連絡所 船橋市東部公民館	300	3			
医療・福祉施設	医療	津田沼中央総合病院	500		1		
商業施設・駐車場	商業	イオンモール津田沼 North	100			1	
商業施設・駐車場	商業	Loharu 津田沼	200			2	
商業施設・駐車場	商業	奏の杜フォルテ	500			3	
商業施設・駐車場	商業	習志野郵便局	500			4	
商業施設・駐車場	商業	ミーナ津田沼(休館中)	100			5	
商業施設・駐車場	商業	モリシア津田沼(休館中)	200			6	
商業施設・駐車場	商業	イオンモール津田沼 South	100			7	
商業施設・駐車場	駐車場	イオン津田沼店駐車場	200			1	
商業施設・駐車場	駐車場	新津田沼駐車場	200			2	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズ津田沼1丁目第4駐車場	200			3	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズ Loharu 津田沼駐車場	200			4	
商業施設・駐車場	駐車場	モリシア津田沼立体駐車場(休止中)	300			5	
商業施設・駐車場	駐車場	モリシア津田沼地下駐車場(休止中)	200			6	
商業施設・駐車場	駐車場	奏の杜フォルテ駐車場	500			7	
公園	公園	津田沼緑地	100				1
公園	公園	谷津奏の杜公園	800				2



6-1-3 特定事業に関する事項

(1) 道路特定事業

JR津田沼駅・新津田沼駅周辺地区における道路特定事業の整備内容

経路①：JR津田沼駅南口駅前広場
(習志野市)
○歩道の有効幅員を確保します。(未整備)
○わかりやすい案内板の設置を行います。(未整備)
○既存エレベーターの更新を行います。(未整備)

経路②：JR津田沼駅南口駅前広場
～習志野郵便局前(習志野市)
○歩道の有効幅員を確保します。(未整備)
○わかりやすい案内板の設置を行います。(未整備)

経路③：JR津田沼駅南口駅前広場
～Loharu津田沼(習志野市)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善等)するための継続的な改善を行います。(継続)

経路④：JR津田沼駅北口駅前広場
(習志野市・船橋市)
○デッキ階と地上を結ぶエレベーターの整備を検討します。(整備中)
○既存エレベーターの更新を行います。(未整備)

経路⑤：JR津田沼駅北口駅前広場
～イオンモール津田沼South(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車乗り入れ部の勾配の改善(沿道施設と一体となった歩道の改良)を行います。(整備済)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(整備済)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善等)するための継続的な改善を行います。(継続)

経路⑥：JR津田沼駅
～旧津田沼PARCO前(千葉県)
○わかりやすい案内板の設置を行います。(継続)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善等)するための継続的な改善を行います。(継続)

経路⑦：Loharu津田沼
～習志野文化ホール前(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車乗り入れ部の勾配の改善(沿道施設と一体となった歩道の改良)を行います。(未整備)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(未整備)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善等)するための継続的な改善を行います。(継続)

経路⑧：津田沼中央総合病院前
(習志野市)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(整備済)

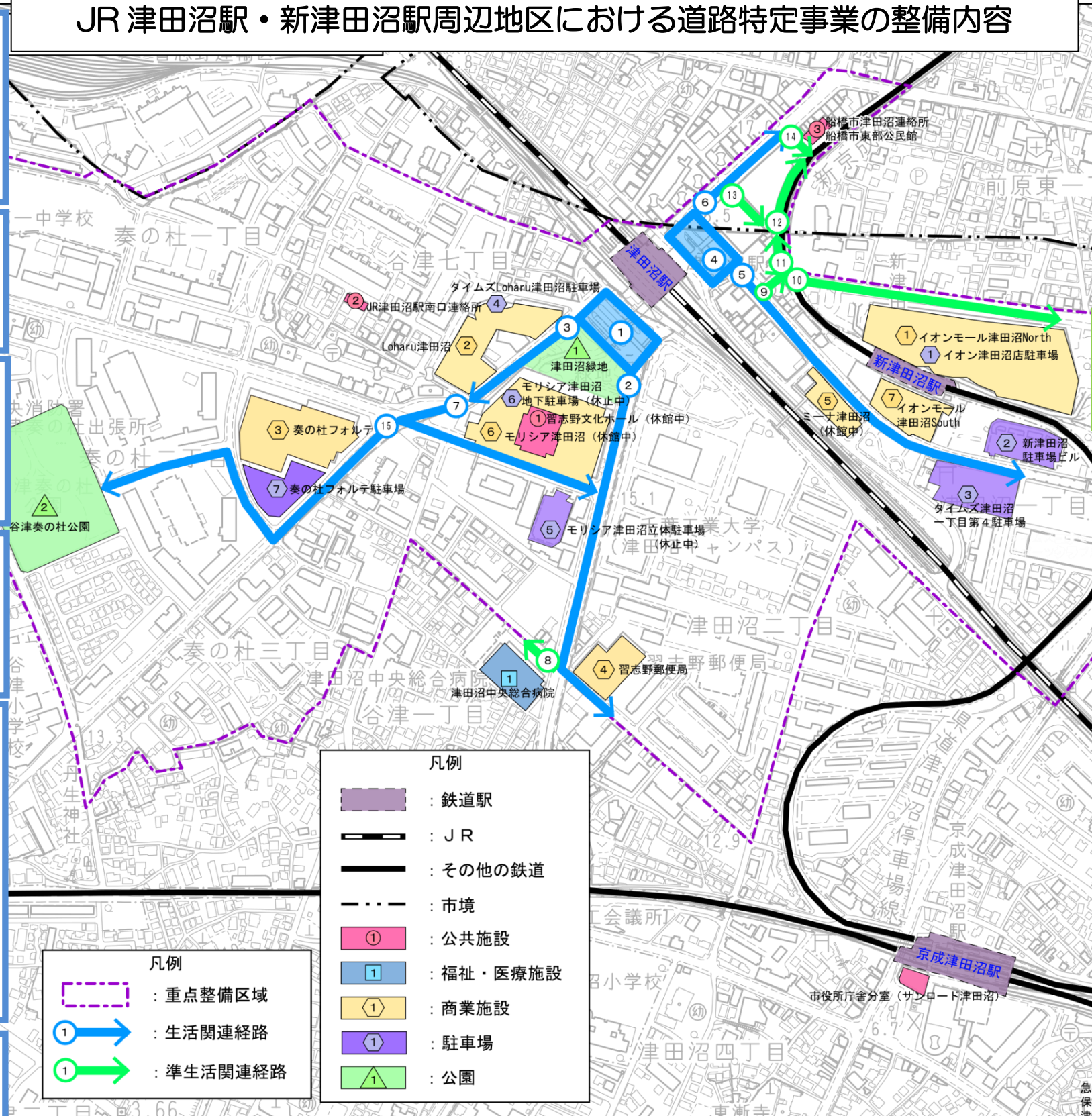
経路⑨：三菱UFJ銀行前(習志野市)
○歩行空間の確保を行います。(継続)

経路⑩：イオン津田沼North前
(習志野市)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(整備済)

経路⑪：三菱UFJ銀行前
～旧津田沼PARCO前(習志野市)
○歩行空間の確保のためのカラー舗装化を行います。(整備済)

経路⑫～⑭(船橋市)
○歩行空間の確保のためのカラー舗装化を行います。(整備済)

経路⑮：奏の杜フォルテ
～谷津奏の杜公園(習志野市)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(未整備)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善等)するための継続的な改善を行います。(継続)



※視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。

(2) 公共交通特定事業

① 鉄道

■ JR東日本【JR津田沼駅】

【駅舎】

○駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。(継続)

【鉄道車両】

○鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。(継続)

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

■ 京成電鉄【新津田沼駅】

【駅舎】

○駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。(継続)

○各情報を視覚情報としてわかりやすく提供するため、駅改札口に運行情報案内ディスプレイを新設します。(未整備)

【鉄道車両】

○鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。(継続)

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

② バス

■ 京成バス

【バス停】

○バス停へのベンチの設置を進めます。(継続)

【バス車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。(継続)

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

■ 京成バス千葉セントラル

【バス車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。(継続)

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

③ タクシー

【タクシー車両】

○福祉タクシーの導入を進めます。(継続)

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

(3) 交通安全特定事業

■公安委員会

【信号機】

- 必要な箇所に、バリアフリー対応信号機等の整備を図ります。(整備済)
- 視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。(継続)

【道路標識】

- 交通標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。(継続)

【取締り】

- 違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動等を実施します。(継続)

(4) その他の特定事業

建築物、都市公園、特定路外駐車場については、各移動等円滑化基準に基づき整備を進めます。(継続)

6-2 京成津田沼駅周辺地区

6-2-1 地区の特性と課題

(1) 地区の特性

本市において、京成津田沼駅は JR 津田沼駅に次いで乗車客数の多い駅であり、市役所をはじめとする公共施設が駅周辺に集積しています。また、習志野市急病診療所や習志野第一病院等の医療機関も駅周辺に立地しています。

バリアフリー化の状況については、既にバリアフリー移動等円滑化基本構想における重点整備地区に位置付けており、京成津田沼駅舎、駅周辺の歩道、信号機等のバリアフリー整備や新庁舎の建設を実施したことから、バリアフリーネットワークはすでに形成されています。

(2) 地区の課題

歩道の整備が完了している経路についても、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善やわかりやすい案内板の設置が求められています。

■ バリアフリーまち歩き点検ワークショップ(H25.11)における主な課題(参考)

<京成津田沼駅南口>

- 歩道のバリアフリー化や音響式信号の整備が実施されており、歩きやすい。
- 沿道施設との段差の改善等が必要であり、新庁舎建設にあわせて、今後も一体的なバリアフリー整備を進めるべき。 等



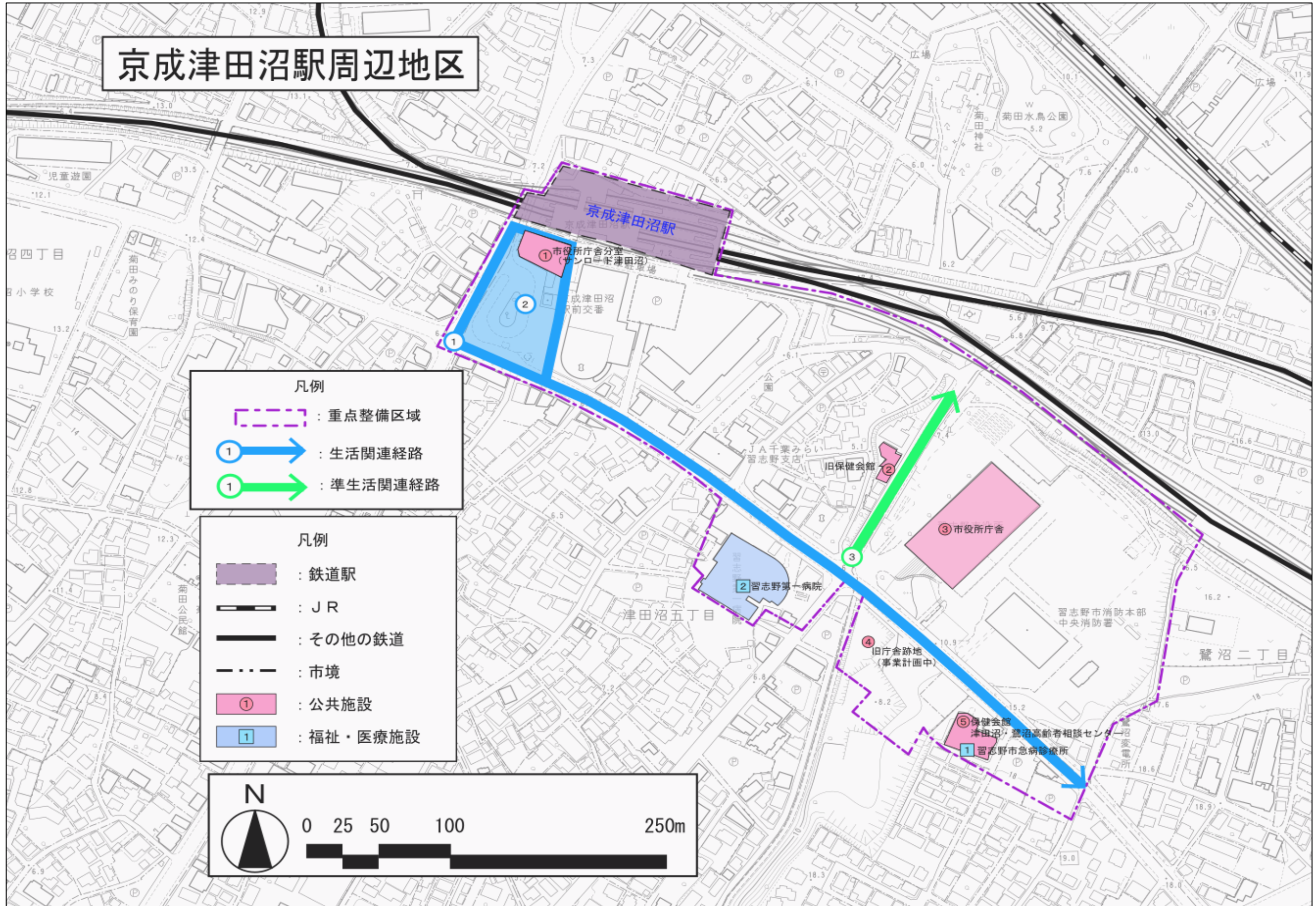
6-2-2 重点整備地区内の整備すべき経路と地区の範囲

京成津田沼駅から市役所、習志野第一病院、旧保健会館等の駅周辺の生活関連施設の立地状況を踏まえ、各施設への主要な経路に対して現在のバリアフリー整備状況も考慮しながら、生活関連経路及び準生活関連経路を定めました。

なお、重点整備地区の範囲については生活関連施設、生活関連経路及び準生活関連経路を包括した地区としました。

表 京成津田沼駅周辺地区における生活関連施設（令和8年3月時点）

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	官公庁	市役所庁舎分室(サンロード津田沼)	100	1			
公共施設	官公庁	旧保健会館	300	2			
公共施設	官公庁	市役所庁舎	400	3			
公共施設	官公庁	旧庁舎跡地(事業計画中)	400	4			
公共施設	官公庁	保健会館 津田沼・鷺沼高齢者相談センター	500	5			
医療・福祉施設	医療	習志野市急病診療所	500		1		
医療・福祉施設	医療	習志野第一病院	300		2		



6-2-3 特定事業に関する事項

(1) 道路特定事業

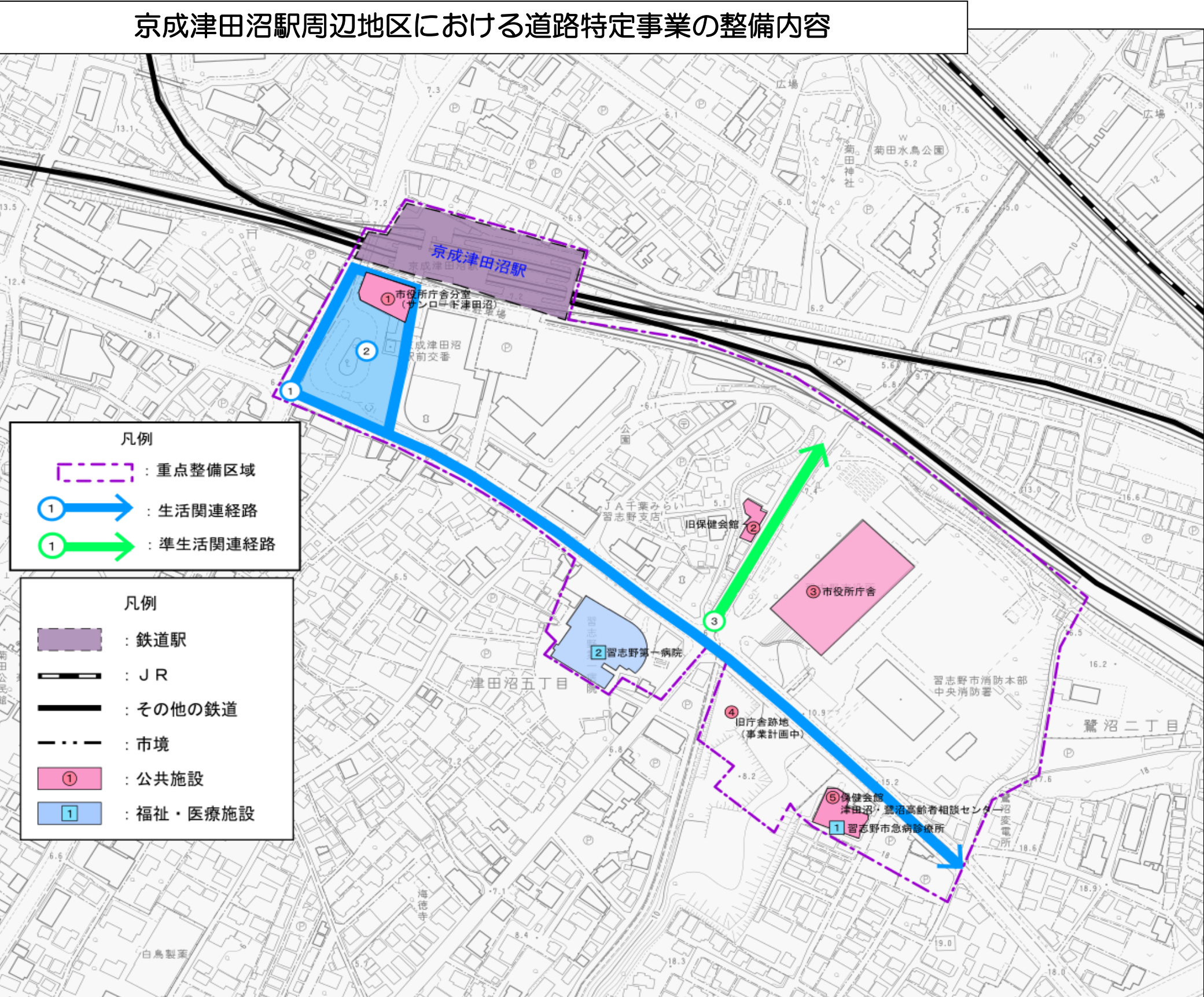
京成津田沼駅周辺地区における道路特定事業の整備内容

**経路①：京成津田沼駅南口駅前広場
～市役所庁舎前（習志野市）**
 ○わかりやすい案内板の設置を行います。**（未整備）**
 ○新市庁舎建設の状況にあわせた一体的なバリアフリー整備を行います。**（未整備）**
 ○歩きやすい歩行空間を維持（はみ出し看板の指導、照明施設の改善等）するための継続的な改善を行います。**（継続）**

**経路②：京成津田沼駅南口駅前広場
（習志野市）**
 ○わかりやすい案内板の設置を行います。**（未整備）**
 ○歩きやすい歩行空間を維持（はみ出し看板の指導、照明施設の改善等）するための継続的な改善を行います。**（継続）**

**経路③：習志野第一病院～旧保健会館
（習志野市）**
 ○新市庁舎建設の状況にあわせた一体的なバリアフリー整備を行います。**（未整備）**

※視覚障害者用横断帯（エスコートゾーン）については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。



(2) 公共交通特定事業

① 鉄道

■ 京成電鉄【京成津田沼駅】

【駅舎】

○駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。(継続)

【鉄道車両】

○鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。(継続)

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

② バス

■ 京成バス

【バス停】

○バス停へのベンチの設置を進めます。(継続)

【バス車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。(継続)

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

③ タクシー

【タクシー車両】

○福祉タクシーの導入を進めます。(継続)

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

(3) 交通安全特定事業

■ 公安委員会

【信号機】

○必要な箇所に、バリアフリー対応信号機等の整備を図ります。(整備済)

○視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。(未整備)

【道路標識】

○交通標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。(継続)

【取締り】

○違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動等を実施します。(継続)

(4) 建築物特定事業

■ 習志野市

○建築物特定事業のバリアフリー化の方針に基づき、新市庁舎の建設を行います。

(整備済)

(5) その他の特定事業

都市公園、特定路外駐車場については、各移動等円滑化基準に基づき整備を進めます。

6-3 JR 新習志野駅周辺地区

6-3-1 地区の特性と課題

(1) 地区の特性

JR 京葉線の北側は、社会教育施設や福祉施設が集積している地区です。習志野緑地が整備され、サッカー場、野球場が設置されています。また、総合的な福祉エリアである「ふれあいゾーン」には、総合福祉センター関連施設、ケアセンター習志野、セイワ習志野、ヴィラ清和、あきつ園、ひまわり発達相談センター等があります。

一方、南側は商業施設・駐車場が集積している地区です。

また、JR 京葉線の南北にそれぞれ公園（習志野緑地、芝園公園）が整備されており、全体的に施設配置バランスが整った地区です。

バリアフリー化の状況は、JR 新習志野駅構内にエレベーターが設置されており、駅周辺においても国道 357 号にかかる歩道橋にエレベーターが設置されています。

また、道路については、駅から両側 2m以上の歩道が整備されている経路で多くの施設が結ばれており、施設間の歩道のネットワークは概ね形成されています。

(2) 地区の課題

JR 京葉線北側のふれあいゾーン周辺やサッカー場、野球場の北側道路については、引き続き、交差点部等における道路の段差や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要です。

また、JR 京葉線南側の新習志野駅南口駅前広場から芝園公園間については、視覚障害者誘導用ブロックの整備とともに、自転車走行空間の明示等といった歩行者と自転車の分離による安全性の向上が課題となっています。

■バリアフリーまち歩き点検ワークショップ（H25.11）における主な課題（参考）

<JR新習志野駅北口>

- 歩車道部の傾斜や段差の改善など全体的なバリアフリー整備が必要。
- 側溝のふた（グレーチング）の網目の幅が大きいところがある。



<JR新習志野駅南口>

- 歩車道部の段差の改善など震災復旧と一体的なバリアフリー化を進める必要がある。
- 広い歩道では自転車との分離を考えていくべき。
- 歩行の妨げにならないよう、植樹・落ち葉等の管理をする必要がある。



6-3-2 重点整備地区内の整備すべき経路と地区の範囲

JR新習志野駅から総合福祉センター、習志野緑地、芝園公園、東京インテリア等の生活関連施設の立地状況を踏まえ、各施設への主要な経路に対して現在の歩道の整備状況も考慮しながら、生活関連経路及び準生活関連経路を定めました。

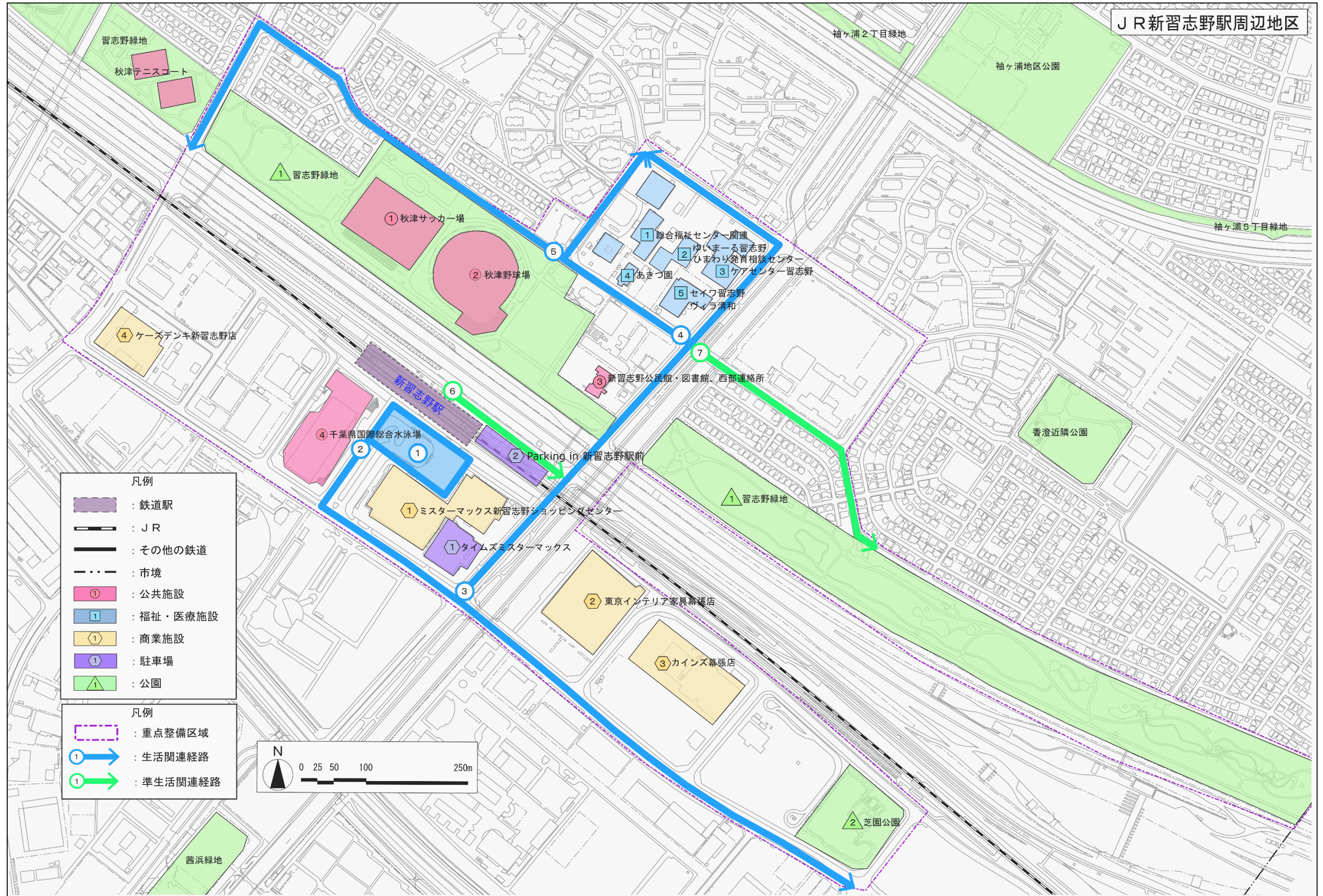
なお、重点整備地区の範囲については生活関連施設、生活関連経路及び準生活関連経路を包括した地区としました。

表 JR 新習志野駅周辺地区における生活関連施設(令和8年3月時点)

大分類	小分類	施設名称	駅からの距離(m)	凡例			
				○	□	◇	△
公共施設	社会教育	秋津サッカー場	300	1			
公共施設	社会教育	秋津野球場	200	2			
公共施設	社会教育	新習志野公民館・図書館、西部連絡所	300	3			
公共施設	社会教育	千葉県国際総合水泳場	200	4			
医療・福祉施設	障がい 高齢福祉	総合福祉センター関連	400		1		
医療・福祉施設	老	ゆいまーる習志野・ひまわり発達相談センター	500		2		
医療・福祉施設	老	ケアセンター習志野	500		3		
医療・福祉施設	老	あきつ園	400		4		
医療・福祉施設	障	セイワ習志野・ヴィラ清和	400		5		
商業施設・駐車場	商業	ミスターマックス新習志野ショッピングセンター	200			1	
商業施設・駐車場	商業	東京インテリア家具幕張店	400			2	
商業施設・駐車場	商業	カインズ幕張店	600			3	
商業施設・駐車場	商業	ケーズデンキ新習志野店	400			4	
商業施設・駐車場	駐車場	タイムズミスターマックス新習志野ショッピングセンター	200			1	
商業施設・駐車場	駐車場	Parking in 新習志野駅前	100			2	
公園	公園	習志野緑地	-				1
公園	公園	芝園公園	900				2

※総合福祉センター関連の施設

総合福祉センター、あじさい療育支援センター、さくらの家、いずみの家、花の実園、習志野市社会福祉協議会、秋津ヘルスステーション、秋津地域包括支援センター



6-3-3 特定事業に関する事項

(1) 道路特定事業

JR新習志野駅周辺地区における道路特定事業の整備内容

JR新習志野駅周辺地区

経路①：JR新習志野駅南口駅前広場
(習志野市)
○歩道部における段差・勾配の改善(震災復旧と一体的となった歩道の改良)を行います。(整備済)

経路②：JR新習志野駅南口駅前広場～芝園公園
(習志野市)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(未整備)
○自転車走行空間にも配慮しながら、歩きやすい歩行空間を維持するための継続的な改善を行います。(継続)

経路③：ミスターマックス新習志野ショッピングセンター～総合福祉センター関連前
(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。(一部未整備)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(一部未整備)

経路④：セイワ習志野前～総合福祉センター関連前
(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。(未整備)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(一部未整備)

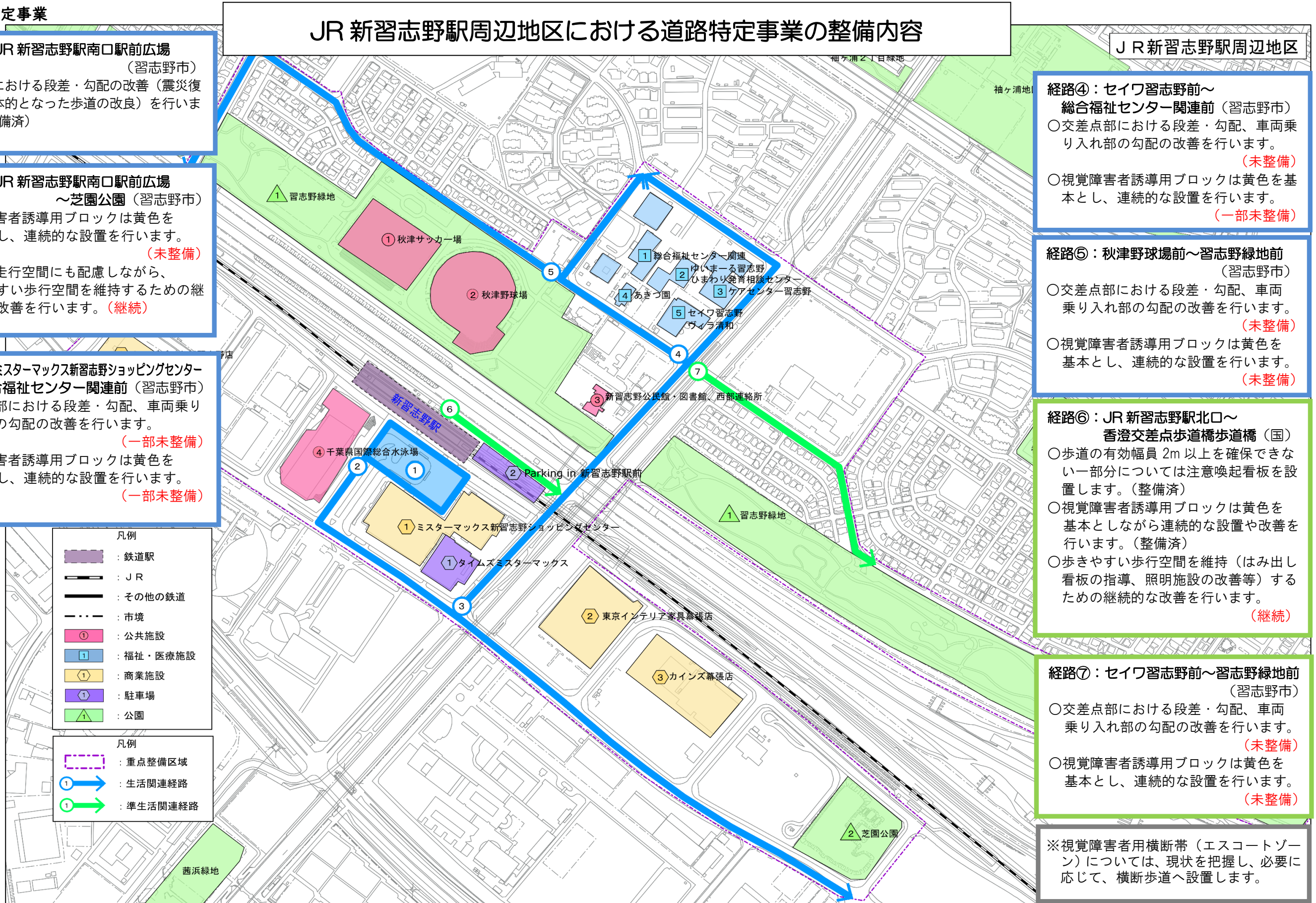
経路⑤：秋津野球場前～習志野緑地前
(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。(未整備)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(未整備)

経路⑥：JR新習志野駅北口～香澄交差点歩道橋歩道橋
(国)
○歩道の有効幅員2m以上を確保できない部分については注意喚起看板を設置します。(整備済)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本としながら連続的な設置や改善を行います。(整備済)
○歩きやすい歩行空間を維持(はみ出し看板の指導、照明施設の改善等)するための継続的な改善を行います。(継続)

経路⑦：セイワ習志野前～習志野緑地前
(習志野市)
○交差点部における段差・勾配、車両乗り入れ部の勾配の改善を行います。(未整備)
○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、連続的な設置を行います。(未整備)

※視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。

- | 凡例 | |
|----|-----------|
| | : 鉄道駅 |
| | : JR |
| | : その他の鉄道 |
| | : 市境 |
| | : 公共施設 |
| | : 福祉・医療施設 |
| | : 商業施設 |
| | : 駐車場 |
| | : 公園 |
| 凡例 | |
| | : 重点整備区域 |
| | : 生活関連経路 |
| | : 準生活関連経路 |



(2) 公共交通特定事業

① 鉄道

■ JR東日本【JR 新習志野駅】

【駅舎】

○駅舎の公共交通移動等円滑化基準に基づく整備は概ね完了しており、今後もバリアフリー整備の継続的な取り組みに努めます。(継続)

【車両】

○鉄道車両への車いすスペースの設置を継続します。(継続)

【ソフト面の対応】

○駅係員、乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

② バス

■ 京成バス

【バス停】

○バス停へのベンチの設置を進めます。(継続)

【車両】

○ノンステップバスの導入を進めます。(継続)

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

③ タクシー

【車両】

○福祉タクシーの導入を進めます。(継続)

【ソフト面の対応】

○乗務員へ高齢者・障がいのある人等への適切な対応を図るための教育を行います。(継続)

(3) 交通安全特定事業

■ 公安委員会

【信号機】

○必要な箇所に、バリアフリー対応信号機の整備を図ります。(整備済)

○視覚障害者用横断帯(エスコートゾーン)については、現状を把握し、必要に応じて、横断歩道へ設置します。(未整備)

【道路標識】

○交通標識や道路標示について、見やすいものにしていきます。(継続)

【取締り】

○違法駐車行為を防止するための指導取締りや関係機関団体等と連携した広報・啓発活動等を実施します。(継続)

(4) その他の特定事業

建築物、都市公園、特定路外駐車場については、各移動等円滑化基準に基づき整備を進めます。

6-4 重点整備地区以外の地区

全市的なバリアフリー化を進めるという観点から、重点整備地区以外の3地区についても、本基本構想における重点整備地区の整備に続き、各地区の課題を検討し、整備の推進を図ります。さらに、重点整備地区の内外を問わず、道路や施設の新設、改築にあわせて、順次バリアフリー化を推進していきます。

以下に、重点整備地区以外の3地区について立地する生活関連施設の状況や地区の課題を整理します。

6-4-1 谷津駅周辺地区

(1) 地区の特性

駅南側には谷津保健病院及び東京湾岸リハビリテーション病院といった大規模医療施設が2施設存在するほか、特別養護老人ホームがあります。公園については、駅南側に谷津干潟を含む習志野緑地があり、谷津干潟周囲に整備された遊歩道(野鳥の観察コース)によって、谷津公園を含めた散策ができるようになっています。

また道路については、1km圏域の各施設の接道部は概ね歩道の整備された経路があるものの、各施設間を結ぶ歩道が狭隘である等、各施設間を結ぶバリアフリーネットワークは一部を除いて形成されていません。

(2) 地区の課題

駅改札内外にエレベーターが設置されているものの、公園(谷津干潟公園)、福祉・健康施設(ヘルスステーション、高齢者相談センター)、医療施設(東京湾岸リハビリテーション病院)といった施設については、駅からの歩道のネットワークが連続的に確保されていない状況です。特に駅北側は生活道路が複雑に入り組んでおり、歩道が確保されていない道路も多くなっています。今後バリアフリーネットワーク形成に向けた検討を行う必要があります。

6-4-2 京成大久保駅周辺地区

(1) 地区の特性

京成大久保駅は1日あたりの鉄道乗車客約17,000人と、重点整備地区以外の駅の中で最も乗車客が多い駅です。また、生涯学習複合施設「プラッツ習志野」があることも本地区の特徴です。京成本線の北側の地域では、駅と各施設（済生会習志野病院、市民プラザ大久保・あっとほーむ習志野）を結ぶバリアフリーネットワークが概ね形成されています。

(2) 地区の課題

駅構内では改札口におけるスロープの設置等バリアフリー化への対応が鉄道事業者によって図られていますが、駅北側の地域では駅と各施設を結ぶ歩道のバリアフリー化が進んでいないため、その利用状況を踏まえて生活関連経路とするか検討が必要です。また、駅南側には生涯学習複合施設「プラッツ習志野」があるため、同様に周辺の生活関連施設を含めて生活関連経路とするか検討が必要です。

6-4-3 実籾駅周辺地区

(1) 地区の特性

京成大久保駅周辺地区同様に、社会教育系の施設が集積しているが、老朽化に伴い周辺施設との複合化、多機能化による再整備の計画が進められている地域です。また、東部保健福祉センター等の福祉系の施設も比較的多く集積する地域です。駅周辺は駅前広場及び駅舎の改築によって、視覚障害者誘導用ブロックやエレベーター等のバリアフリー整備が実施されたものの、圏域全体的に見て歩道整備状況が遅れており、駅と各施設を結ぶバリアフリーネットワークが不十分です。

(2) 地区の課題

老人ホーム、実籾本郷公園以外の駅から離れている社会教育施設、福祉・健康施設、公園については、駅から歩道のネットワークが形成されていない状況であることから、今後これらの利用状況を踏まえてバリアフリー化していく生活関連経路とするか検討が必要です。

第7章 心のバリアフリーに関する取り組み

7-1 心のバリアフリーについて

移動するときの障壁（バリア）には、「物質的なバリア」「意識上のバリア」「制度的なバリア」「文化・情報面のバリア」があると言われており、高齢者・障がいのある人等が快適に移動するためには、駅や歩道等の施設のバリアフリー化だけでなく、周りの人からのちょっとした心づかいや手助けが必要となってきます。

そこで、本基本構想では、安心して出かけられる環境づくりを実現するために、行政だけでなく市民や地域等といった幅広い層に対して理解と協力を求めながら、それぞれの立場で、お互いを支え合い、助け合うことで「心のバリアフリーに関する取り組み」を推進していきます。

本市の心のバリアフリーに関する事業の実施状況・実施予定状況の把握を行った上で、習志野市地域福祉計画や障がい者基本計画・障がい福祉計画等との整合を図りつつ、これまでのバリアフリー基本構想における実施内容を踏まえ、心のバリアフリーの取り組みを整理しました。

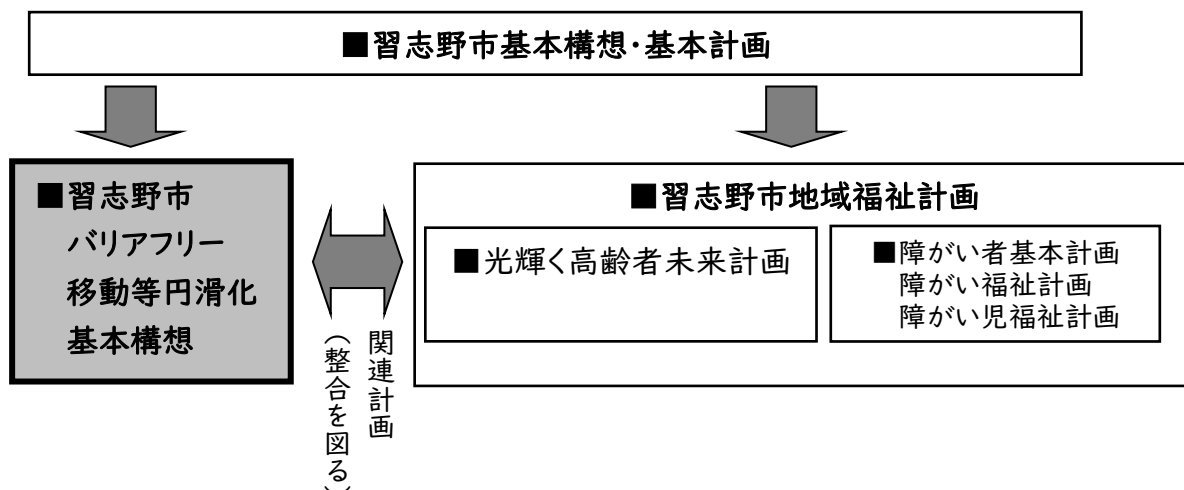


図 心のバリアフリーの位置付け

7-2 心のバリアフリーの基本方針

本基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民等の意識づくりを推進します。

7-3 心のバリアフリーの取り組み内容

目的別に分類した施策の方向性をもとに、施策と実施すべき事業を整理しました。

7-3-1 障がい等に対する正しい理解の促進

障がい等に対する理解を深めることは、安心して出かけられるための様々な支援の輪を広げ、地域生活を支えるために大切です。そのため、移動等の円滑化に関し広報活動・講座活動、地域交流、教育、情報発信の促進を通し、障がい等に対する正しい理解を促進していきます。

また、バリアフリー法の改正を踏まえ、更なる情報発信や学校教育などについて強化していきます。

表 障がい等に対する正しい理解の促進に関する取り組み

心のバリアフリーの 取り組み内容	取り組みに係る 団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がいのあ る人・福祉団体等
(1) 障がい等に対する正しい理解の促進					
① 広報活動・講座活動					
○発達支援基礎研修、障がいのある人啓発講座、認知症サポート養成講座の開催／受講		●	●	●	●
○社会福祉協議会が実施する福祉体験ボランティア養成講座やイベントを活用した、高齢者・障がいの疑似体験の実施／参加		●		●	●
○バリアフリーに関するチラシ等による情報提供／情報入手		●	●	●	●
② 地域住民による地域交流の拡充					
○町会と障がいのある人との交流活動の促進・交流活動への参加		●	●	●	●
○ふれあい・いきいきサロン等の社会福祉協議会支部活動を通じた、ふれあいや地域交流等の促進／参加				●	●
○三世代交流きらっ子こどもまつりや福祉ふれあいまつりでの交流促進／まつりへの参加		●	●	●	●
○販売活動等への支援／製品等の購入（日常の交流）		●		●	●
③ 障がい（のある人）等の理解のための教育					
○市が実施するまちづくり出前講座や社会福祉協議会が実施する福祉体験ボランティア講座、ボランティア養成講座等、市民カレッジや市民向け講座の開催／受講		●	●	●	●
○小中学校における福祉学習の充実		●		●	●
○市職員に対する、認知症サポート養成講座等の開催		●			●
④ 障がいのある人等からの情報発信の促進					
○市ホームページや市広報を活用した障がい者団体等が開催するイベント等の情報発信		●			●
○社会福祉協議会で実施している講座等の周知への協力		●			●



図 障がい福祉に関する情報の発信
(習志野市障がい者地域共生協議会発行紙「ならとも」)

7-3-2 高齢者・障がいのある人等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進

現在本市では、ボランティア活動や民生委員・児童委員制度により、様々な移動や外出機会の支援が行われています。このような支援体制は、より多くの支援者が互いに結びつくことで一層の効果が得られることから、移動等の円滑化に関わる支援体制の充実や地域による支え合いの推進を進めていきます。

表 高齢者・障がいのある人等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進に関する取り組み

心のバリアフリーの 取り組み内容	取り組みに係る 団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がいのある 人・福祉団体等
(2) 高齢者・障がいのある人等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進					
① ボランティア活動の活性化					
○市民活動をはじめたい市民と市民活動団体との 出会いの機会を提供／参加(地域デビュー支援事業の拡大)		●		●	●
○社会福祉協議会が実施している講座への周知協力 (サポートボランティア養成講座等)		●			●
○手話サークルと聴覚障がい者団体による聴覚に障がいのある高 齢者、重複障がい者の外出等の支援				●	●
○ホームページを活用した市民活動団体情報提供／情報入手		●		●	●
② 身近な地域での支援体制					
○高齢者見守りネットワークへの参加呼びかけ／参加		●		●	
○民生委員・児童委員との連携強化		●		●	●
○社会福祉協議会支部による支え合い活動の実施／参加				●	●
③ 就労支援					
○経済関係団体が集まる会議等を活用して、情報提供を行い、 障がい者雇用に対する理解を促進／情報入手		●	●		
○障がい者職場実習の実施		●			●
○障がい者枠による市職員採用試験の実施		●			

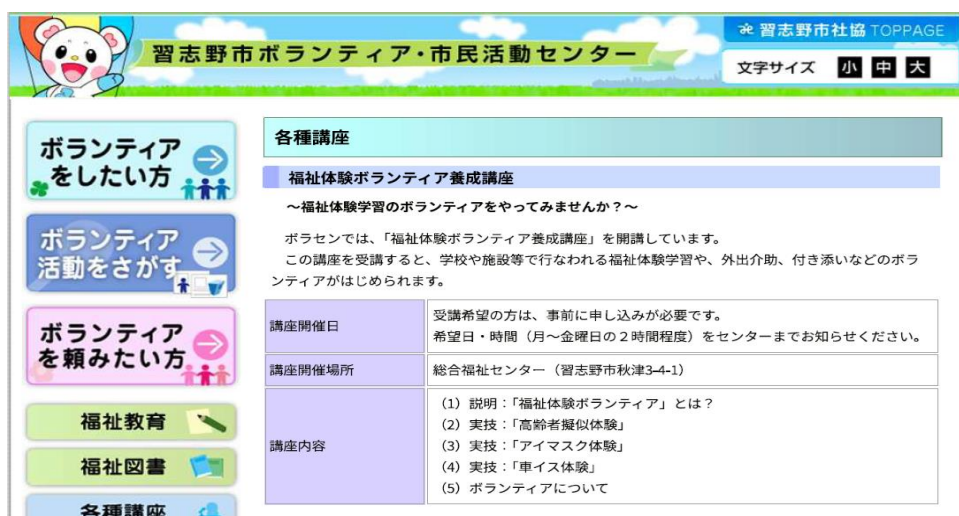


図 ボランティア活動の活性化
(社会福祉協議会ホームページに掲載されている講座のお知らせ)

7-3-3 高齢者・障がいのある人等の社会参加機会・環境の改善

快適に移動するためには、様々な情報が正確に把握できることや円滑なコミュニケーションが図られる等の情報に関する支援が必要です。また、バリアフリー化した歩道や建物等であっても、歩道や視覚障害者誘導用ブロック上へのはみ出し看板や迷惑駐車等により、バリアが発生してしまいます。

そこで、点字・音声、文字・映像等による情報伝達や交通マナーに関するモラル向上のための啓発活動等を通し、社会参加の機会・環境の改善に関する取り組みを進めていきます。

また、併せて近年の情報技術を利用した新たな情報伝達、意思疎通支援の手法についても検討していく必要があります。

表 高齢者・障がいのある人等の社会参加機会・環境の改善に関する取り組み

心のバリアフリーの 取り組み内容	取り組みに係る 団体等	行政	商店街・町会等	市民	高齢者・障がいのある人・福祉団体等
(3) 高齢者・障がいのある人等の社会参加機会・環境の改善					
① 情報伝達・意思疎通支援の推進					
○ヒアリンググループ※19や拡大読書器等の活用推進／活用		●	●	●	●
○情報・意思疎通支援用具の給付促進／利用		●		●	●
○点字表記等に配慮した情報案内の提供		●	●		●
② バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及					
○習志野バリアフリーガイド等によるバリアフリー関連施設に関する情報提供		●	●		●
○駐輪やはみ出し看板の対策		●	●		
○交通安全施設維持管理事業		●			
○バリアフリー法、千葉県福祉のまちづくり条例、千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針の周知		●			

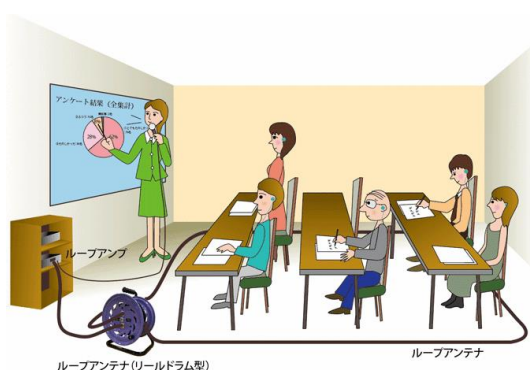


図 情報伝達・意思疎通支援の推進
(設営イメージ)

※19:ヒアリンググループ

補聴器使用者の「聞こえ」を支援するための設備のこと。

マイクを通した音声を直接、補聴器や受信機を通して聴きとることが可能となり、講演や会議などの場面で、発言者の声を雑音がない状態でクリアに聴くことができる。

第8章 基本構想の実現に向けて

8-1 特定事業計画の作成

本基本構想はバリアフリー化の方向性を示すものであるため、関係する各事業者が作成する事業計画に基づき、本基本構想に即した具体的なバリアフリー事業を推進します。

8-2 スパイラルアップについて

バリアフリー法では実施した具体的なバリアフリー施策などの内容について検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、段階的・継続的な発展を図っていくよう務めることを規定しています。(バリアフリー法4条第1項)

本基本構想を実現するためには、特定事業計画作成や事業実施における継続的な進行管理が必要であることから、今後「計画・実行・評価・改善」(PDCA サイクル)をくり返し行い、評価(検証)の結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、バリアフリーの段階的・継続的な発展を図っていきます。

そのために、ハード・ソフトともに、事業を実施する担当各課が節目ごとに進捗状況の把握・評価を行い、各事業の進行管理を行います。

なお、進捗状況や進行管理状況については、習志野市障がい者地域共生協議会等の場を活用しながら、事業者、市民、関係団体等に定期的に情報開示・意見交換する仕組みを構築します。

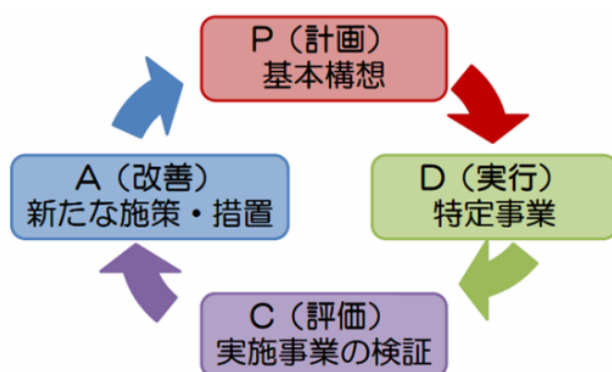


図 PDCAサイクル



図 進捗状況の把握・評価
(バリアフリー点検)

参考資料

Ⅰ 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱(平成26年10月策定時)

習志野市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づくバリアフリー対策に関して、習志野市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という)を策定するために「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」(以下「協議会」という)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 重点整備地区の位置及び区域に関すること。
- (2) 生活関連経路及び生活関連施設の選定に関すること。
- (3) ソフト施策に位置付けるべき事項及びその体系化に関すること。
- (4) 特定事業に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、30 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通機関等の代表
- (3) 福祉関係団体等の代表
- (4) 商業関係団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

(会長等)

第 4 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

参考資料

(会議)

- 第 6 条 協議会の会議は、会長が召集し、議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会議の事務)

- 第 7 条 協議会の事務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(補則)

- 第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

(協議会召集の特例措置)

- 2 第 6 条の規定にかかわらず第 1 回会議は市長が召集する。

2 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会名簿(平成26年10月策定時)

	所属	所属機関等	氏名
1	学識経験者	日本大学理工学部交通システム工学科	藤井 敬宏
2		渡邊法律事務所	渡邊 惇
3	公共交通機関等の代表	東日本旅客株式会社 千葉支社	三澤 恒二郎 小林 千佳
4		京成電鉄株式会社 鉄道本部	三井 和雄
5		新京成電鉄株式会社 鉄道事業本部	岡田 育穂 中馬 寿元
6		京成バス株式会社	会沢 努
7		船橋新京成バス株式会社 (旧 習志野新京成バス株式会社)	小林 匠
8		ちばレインボーバス株式会社	瀬戸 雅一
9		習志野タクシー株式会社	原 圭介
10		福祉関係団体等の代表	習志野肢体不自由児・者父母の会 あじさいの会
11	習志野市視覚障がい者福祉協会		澤瀬 哲雄
12	習志野市聴覚障害者協会		佐々木 めぐみ
13	習志野市自閉症協会		早川 早苗
14	習志野市あじさいクラブ連合会		越智 桂
15	習志野市母子保健推進員の会		金子 知子
16	社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会		佐伯 未季
17	商業関係団体の代表	株式会社 イトーヨーカ堂津田沼店	佐渡 俊之
18		習志野市商店会連合会	杉林 昇
19	関係行政機関の職員	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	泰間 隆
20		国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所	竹内 辰典
21		千葉県 千葉土木事務所	大野 敏夫 角田 秀樹
22		千葉県警察本部	太田良 照寿
23		習志野警察署 交通課	鈴木 正之 市村 惣一郎
24		船橋市 建設局 都市計画部	石毛 隆
25		市の職員	企画政策部
26	財政部 資産管理室		吉川 清志
27	保健福祉部		真殿 弘一
28	都市整備部		福島 泉

(敬称略)

3 習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会・作業部会 構成課名(平成26年10月策定時)

(1) 企画政策課	(14) 介護保険課
(2) 広報すぐきく課	(15) 都市調整課
(3) 人事課	(16) 都市計画課
(4) 契約検査課	(17) 市街地整備課
(5) 財政課	(18) 建築指導課
(6) 資産管理課	(19) 道路交通課
(7) 施設再生課	(20) こども政策課
(8) 公園緑地課	(21) 教育委員会 教育総務課
(9) 商工振興課	(22) 教育委員会 指導課
(10) 協働まちづくり課	(23) 教育委員会 社会教育課
(11) 保健福祉調整課	(24) 教育委員会 生涯スポーツ課
(12) 高齢者支援課	(25) 消防本部 総務課
(13) 障がい福祉課	(26) 企業局 総務課

5 バリアフリーまち歩き点検ワークショップ結果(平成26年10月策定時)

(1) バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要

バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要は以下のとおりです。

表 バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要

開催日時	平成 25 (2013) 年 11 月 14 日 (木) 13:00~16:30	平成 25 (2013) 年 11 月 18 日 (月) 13:00~17:00
点検場所	JR 新習志野駅周辺地区	JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 京成津田沼駅周辺地区
参加者	29 名	24 名
開催内容	学識経験者、障がいのある方、高齢の方、市の職員、学生等 まち歩き点検、グループワーク、グループ発表・まとめ	
		

なお、バリアフリーまち歩き点検ワークショップに際し、次の団体から参加のご協力を頂きました。

- 日本大学理工学部
- 習志野市視覚障がい者福祉協会
- 習志野肢体不自由児・者父母の会あじさいの会
- 習志野市聴覚障害者協会
- 習志野市あじさいクラブ連合会
- 習志野市母子保健推進員の会
- 社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

(2) JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区の主な課題

[JR津田沼駅北口・新京成新津田沼駅南口]

- 路上駐輪が多いものの視覚障害者誘導用ブロックを妨げないようによく整列されている。ただし、はみ出し看板などの課題もある。
- 案内標識やエレベーターなど整備が進められているが、利用しやすい工夫が必要。
- 一部交差点部の段差、勾配の改善が必要。

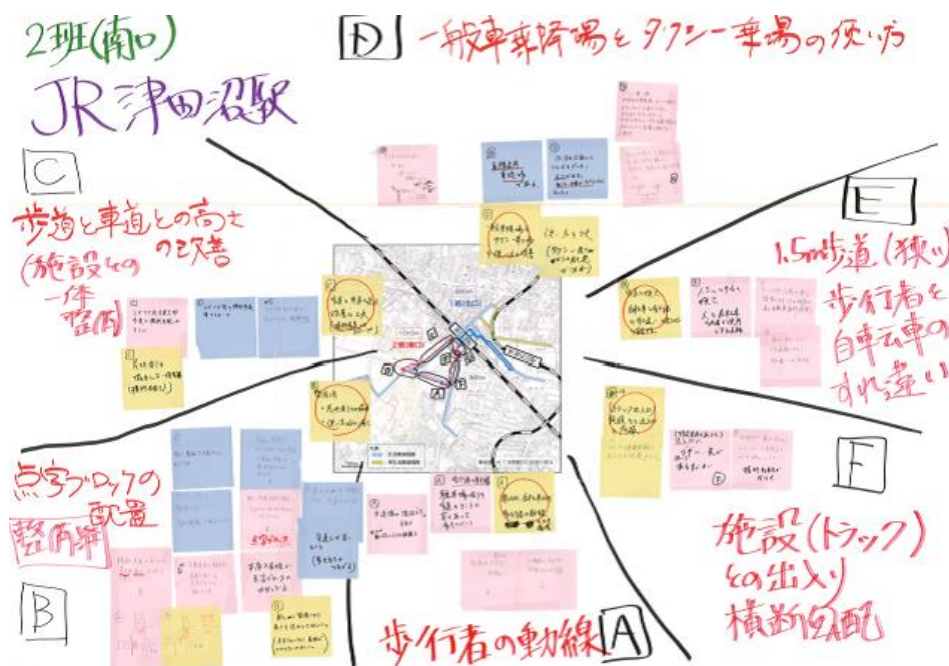
等



[JR津田沼駅南口]

- 施設側との一体整備により歩車道の高さの改善を考えていくことが必要。
- 歩行者の動線に配慮した整備（視覚障害者誘導用ブロックなど）が必要。
- 整備された身障者乗降場とタクシー乗場の使い方のルール・マナー啓発が必要。

等



(3) 京成津田沼駅周辺地区の主な課題

〔南口〕

- 歩道のバリアフリー化や音響式信号の整備が進められており、歩きやすい。
- 沿道施設との段差の改善などが必要であり、新市庁舎建設にあわせて、今後も一体的なバリアフリー整備を進めるべき。

等



(4) JR新習志野駅周辺地区の主な課題

〔北口〕

- 歩車道部の傾斜や段差の改善など全体的なバリアフリー整備が必要。
- 側溝のふた(グレーチング)の網目の幅が大きいところがある。

等

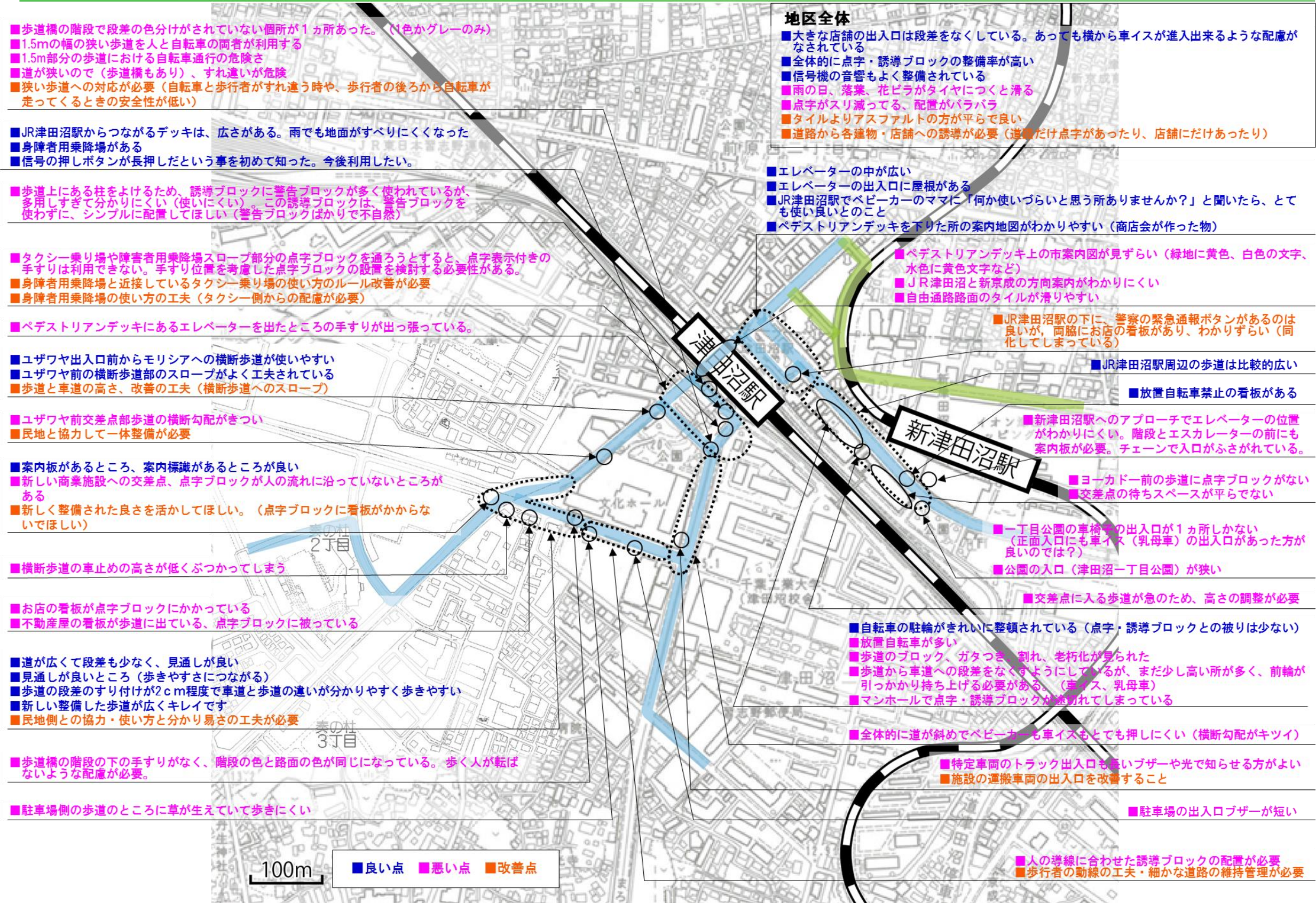


[南口]

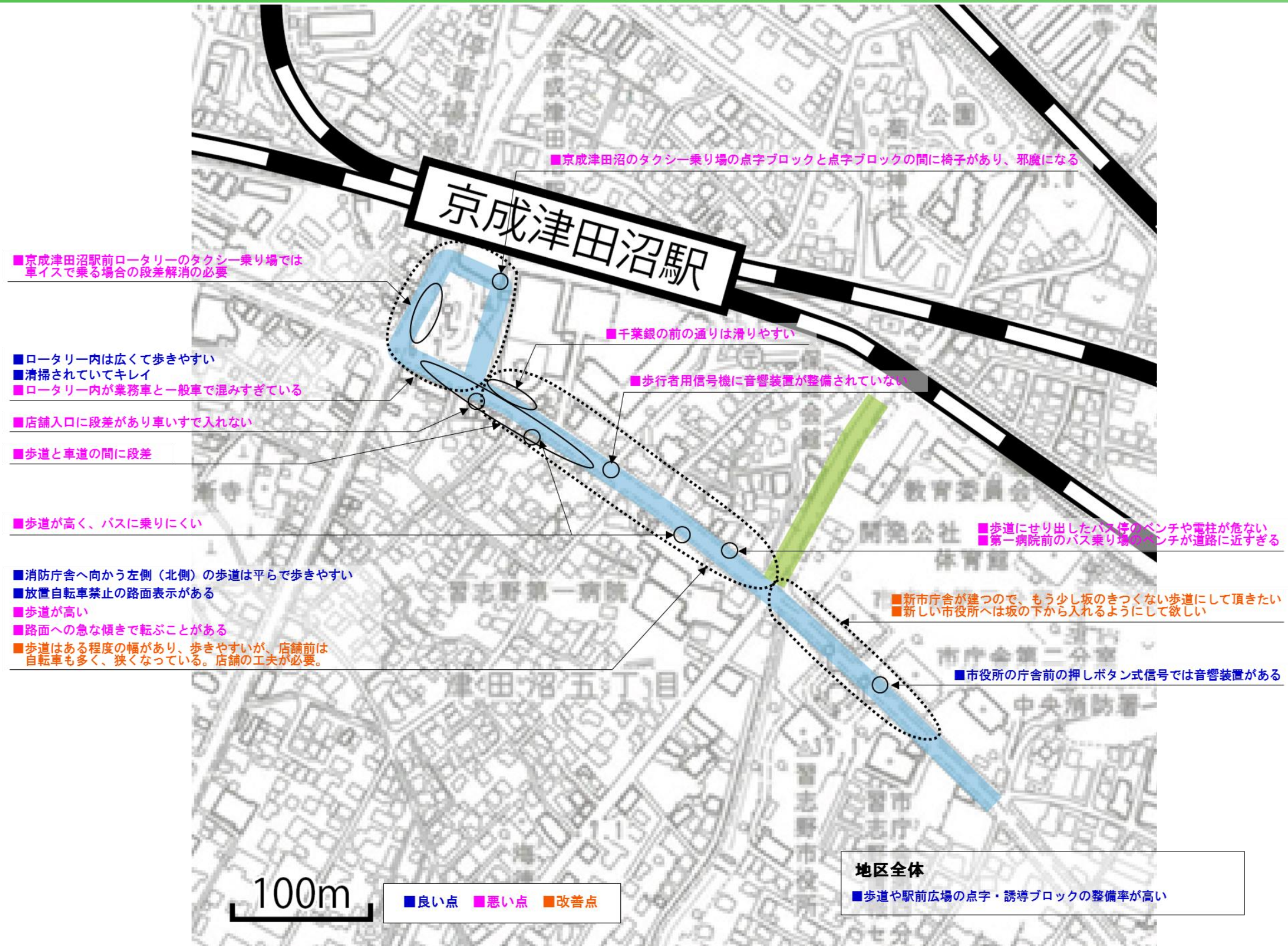
- 歩車道部の段差の改善など震災復旧と一体的なバリアフリー化を進める必要がある。
- 広い歩道では自転車との分離を考えていくべき。
- 歩行の妨げにならないよう、植樹・落ち葉等の管理をする必要がある。 等



■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区）



■ バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（京成津田沼駅周辺地区）



■バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける指摘事項（JR新習志野駅周辺地区）

- 待機する場所が広く良かった（車イス利用者）
- 電柱の周りの金具がとび出していて危ない
- 歩道と車道の段差が全体に多い

- 勾配のきつい歩道があった

- 点字ブロックの付け方がわかりづらい。必要以上にブロックがありすぎ。

- 公園駐車場に段差があった（駐車場と公園入口）
- 公園の入口にグレーチングがあってひっかかる、入りにくい（車イス利用者）

- 公園のトイレの入口に段差があって入りにくい（車イス利用者）
- 公園のトイレは幼児用がなく使用できない（幼児用便器・オムツ替えシート）など

- 公園駐車場に入るために芝生区間を経由して入らなければならず通りにくい（車イス利用者）

- ガードレールの方が危なくない（えん石の方が危ない）

- 現在、点字ブロックは歩道から階段のある施設正面玄関へ誘導する整備がされているが、利用しやすいスロープ入口へ点字ブロックでの誘導をしてほしい【提案】

- 駐輪場前の点字ブロックがマンホールの上だけ残っていた
- 公共WC前の点字ブロックがなくなっていた

- 一般乗降場がなく、車いすではロータリーから歩道への動線がない
- 東日本大震災で生じた段差の改善が必要
- 歩道と施設側との連続的なバリアフリー化が図られていない為、施設側との連携や利用者の意見の反映が必要

- 駐車場の出入口は出口だけでなく、車の入口にも音があると良い

- 施設駐車場出入口で「音」による警告がされている

- 段差の位置が見えにくい
- 植木スペースに植木が少ないため、低い植木スペース側に落ちてしまう危険性がある
- 段差の改善

- ポラードや信号機の柱の色づかいが路面と同色で分かりづらい
- 歩道上に設置するポラードは路面の色と違う色にすることで歩行者へ注意を高めることにつながる。

- 交差点部のすりつけがなだらかで長いので気になった（止まりにくい）

- 橋のところの段差を直したほうが良い
- 橋の段差

- 歩道が広いので車イスは通りやすい
- 歩道が広く歩きやすい
- 自転車のスピードが早く、歩行者と通行空間を色で分けられるとよいのでは
- 広くて良いが自転車も多くて危険も感じた
- 広い歩道では歩行者と自転車の分離が必要

- 歩道橋はスロープの方が歩きやすい（車イスは大変そう）
- 車イス利用者は歩道橋のスロープが急で、下りが怖い
- 歩道橋はあまり使わない、階段の下りるのが怖い

- 工事車両が歩道内に駐車しており、歩く場所がせまくなってしまっていた
- ガードレールと点字ブロックが近すぎて危険
- 歩道橋下の植木がでっばって歩いてるとぶつかりそうで危ない
- 交差点の点字は押す側（介助）は認識して通ろうとするが車イス利用者はガタつきに驚く

- 人通りが少ない交差点では、横断歩道で信号機の音が出るようにしてほしい
- 車イス利用者の信号待ちする歩道に傾斜があり、待つことが大変
- 交差点の信号機に音の出る装置が付いていない
- 信号の「押してください」の表示がとても見づらい
- 車イス利用者は歩道に傾きがあるので通りにくい（通常は平らな所を選択して移動する）
- 交差点部待機所がもう少し広ければ良い

- ベンチが置いてあり、ちょっとした休憩に良かった
- 排水溝に車輪がはまることを防止してあり良かった
- 歩道部にあるマンホール等に段差（くぼみ）が生じており、危ない

- 交差点の勾配と段差がきつい

- 歩道が狭く自転車がが多いので危険を感じた

- 植樹、落ち葉の管理が必要

- 国道横断の自転車への対応（信号が短い為、スピードを出している）

- 歩道部にエレベーターがある
- 手すりに点字プレートが設置されている（歩道橋のスロープ部）
- 歩道橋と車道の間にある歩道が狭い→自転車の接近に気づかない可能性
- 歩道が狭い
- エレベーターに乗るまでの歩道に凹凸がある。ガードレール近くを通るので交通量が多く怖さがある
- 狭い歩道への対応が必要
- 狭い箇所の車からの安全策が必要
- 狭い歩道には注意を知らせる看板が必要（例：自転車徐行など）

- 自転車の通りが多い
- 経路の必要性あり（工夫していく）
- 駅の北口の歩道に点字ブロックがあるとよい

地区全体

- 全体では、道路が広くて歩きやすいのではないと思った
- 歩道が広く、ほぼ平らで歩きやすく見通しがよい
- 全体的に立会者でも他の地区と比べて大変良いと感じた
- 道路標識のカラーリング（道路舗装との区別化）が目立って良い
- 歩道が平らで良かった
- 歩道が広くベビーカーも通りやすかった
- 子供と一緒に歩いても安心して歩けるところが多かった
- 公園の周辺なので施設も良いしうらやましい
- 大通りだと自転車が通れるスペースがある
- 並んで歩けること。
- ウォーキング等で利用するには最適な道だ
- マンホールが少なく道が広いので歩きやすい

- 歩道の植物のハミ出し
- ちょっとした段差も大きなバリアになる
- 横断歩道の幅に対してきり下げ幅が不足している箇所が多数あった
- 景観に配慮しすぎた表示のデザイン→ちょっと見づらい
- 全体的に横断歩道部の歩道の勾配が急である
- 誘導ブロックの配置仕方がまちまちであり、わかりづらい
- 側溝蓋グレーチング間隔が広すぎて車イスの方は通れない
- 点字ブロックの色は黄色以外ではわかりにくい
- 具体的な案内が必要（～優先、三つ目の信号を右折など）
- 弱視の方だけでなく、全盲の人にも歩いてほしい（今後の希望）

100m

■良い点 ■悪い点 ■改善点

6 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要（平成17年3月策定）

6-1 習志野市交通バリアフリー基本構想の概要

(1) 基本構想

最終目標である全ての人々が等しく生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション※20」の理念に基づき、高齢者、身体障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるバリアフリー社会構築における交通環境の整備を目指します。

(2) 基本方針

- ①基本理念及び国の基本方針に基づき、駅を中心とした一定の区域を定め、市、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が連携しバリアフリー化を推進します。
- ②市、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会等の事業者及び高齢者・身体障がいのある人等の市民との協働により策定します。
- ③心のバリアフリーを推進します。
- ④継続的なバリアフリー社会構築のための方向性を示します。

(3) 重点整備地区

- ①重点整備地区に含まれる駅の1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上であること。
- ②駅を中心として概ね500～1,000mの徒歩圏内に、相当数の高齢者、身体障がいのある人等が利用する官公庁施設、福祉施設、医療施設、商業施設等を含むこと。
- ③都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切と認められること。

▼

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区
京成津田沼駅周辺地区

(4) 重点整備地区における特定事業

- ①道路特定事業
 - 習志野市、船橋市、千葉県が行う歩道等のバリアフリー化
 - 特定経路のバリアフリー化
 - 準特定経路のバリアフリー化
- ②公共交通特定事業
 - 鉄道事業者が行う駅や鉄道車両のバリアフリー化
 - バス事業者が行うバス停やバス車両のバリアフリー化
- ③交通安全特定事業
 - 公安委員会（警察）が行う信号機等のバリアフリー化

※20:ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。

6-2 特定事業計画の実施状況

(1) JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

①道路特定事業

特定経路における道路特定事業については、若干の未整備箇所があります。未着手や事業継続中の主な理由は、道路構造的に改良が困難、地権者との合意が図れていない等があります。

表 特定経路における道路特定事業の実施状況

	事業内容		実施状況等
	千葉県(県道) ・ 船橋市(船橋市道) ・ 習志野市(習志野市道)	有効幅員の確保	拡 幅
勾配の改善及び 平坦性の確保		改良(全面)	3箇所
		改良(部分)	45箇所
		スムーズ横断歩道	2箇所
舗装の改善		デッキの改善	2,377㎡
立体横断施設		エレベータ新設	4基
視覚障害者誘導用ブロック		1,671m	
身体障害者用乗降場(新設)		2箇所	
タクシー乗降場(改良)		2箇所	
案内板設置		大拠点	0箇所
	中拠点	0箇所	
	小拠点	0箇所	

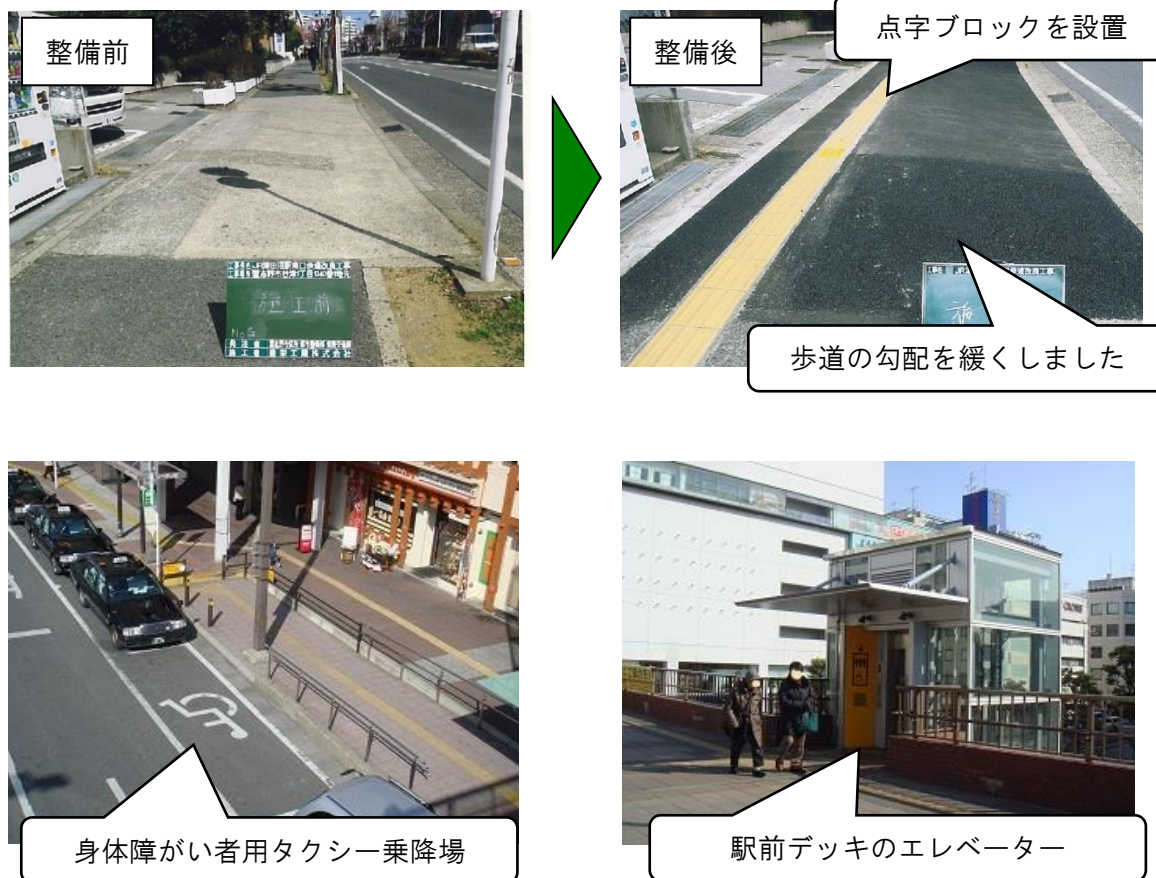


図 道路特定事業の主な整備状況

JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区（道路特定事業）

【道路特定事業】

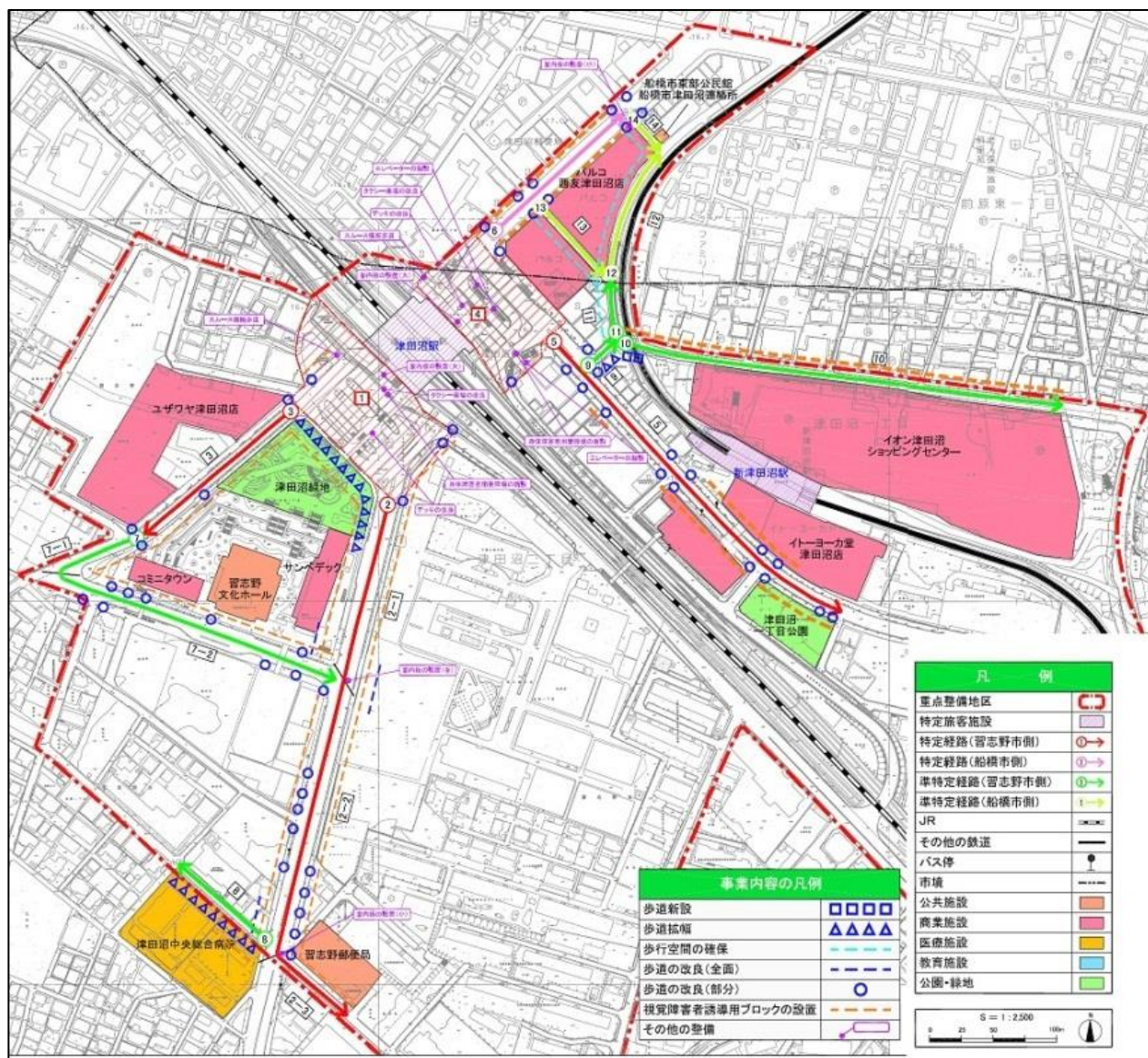


図 JR 津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区の特定経路における道路特定事業

②公共交通特定事業

鉄道・バス両事業者とも着実にバリアフリー化の整備が進められ、計画された事業は完了しています。

また、駅係員、乗務員へのバリアフリー教育等、継続した取り組みに位置付けられている事業については現在も取り組みが進められています。

ア. 鉄道

表 公共交通特定事業の実施状況(鉄道)

事業者	事業内容	実施状況等
JR東日本(株) (JR津田沼駅)	音による視覚障がい者用誘導設備の整備	トイレ入口 ホーム階段 改札口 エスカレーター
	階段の段鼻部の段差識別の明示	ホーム階段
	設備の不備・破損について随時改修	実施
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続
新京成電鉄(株) (新京成新津田沼駅)	エレベーターの整備	2基
	多機能トイレの整備	1箇所
	車両のバリアフリー化の推進	継続
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続

【駅舎】

各鉄道事業者によって「垂直移動支援施設(エレベーター)の整備」や「多機能トイレの整備」が実施されました。

【鉄道車両】

各鉄道事業者によって国が定めた整備基準に基づき鉄道車両のバリアフリー化が実施され、現在も整備を継続中です。

- 車いすスペースのある列車の整備
- 車いす対応型トイレのある列車の整備
- 車内文字案内表のある列車の整備 等

【社員教育】

各鉄道事業者によってサービス介助士資格取得研修等の教育が実施され、現在も継続して実施しています。

イ.バス

表 公共交通特定事業の実施状況(バス)

事業者	事業内容	実施状況等
京成バス(株)	低床バス車両の導入	実施
	時刻表の文字等わかりやすい表示への見直し	継続
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続
ちばレインボーバス(株)	低床バス車両の導入	継続
	時刻表の文字等わかりやすい表示への見直し	整備済
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続

【バス停】

各バス事業者によって時刻表の文字を大きくする・時刻表のカラー化等、わかりやすい表示へ見直しが実施されました。

【バス車両】

各バス事業者によって低床バス車両の導入が図られました。

【社員教育】

各バス事業者によって研修等の教育が実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています。

③交通安全特定事業

計画されたバリアフリー対応型信号機の設置は完了しています。

また、違法駐車行為防止のための広報・啓発活動は現在も随時実施しています。

表 交通安全特定事業の実施状況

事業者	事業内容	実施状況等
千葉県公安委員会	視覚障害者用付加装置等の整備	8箇所
	違法駐車行為防止のための広報・啓発活動	継続



図 視覚障害者用付加装置

②公共交通特定事業

鉄道・バス両事業者とも着実にバリアフリー化の整備が進められ、計画された事業は完了しています。また、駅係員、乗務員へのバリアフリー教育等、継続した取り組みに位置付けられている事業については現在も取り組みが進められています。

ア. 鉄道

表 公共交通特定事業の実施状況（鉄道）

事業者	事業内容	実施状況等
京成電鉄(株) (京成津田沼駅)	エレベーターの整備(1.2番線ホーム～改札階)	基
	エレベーターの整備(3.4番線ホーム～改札階)	基
	エレベーターの整備(改札階～駅北口地上階)	基
	多機能トイレ設置(改札内コンコース)	箇所
	誘導・警告ブロック設置	整備済
	点字案内板設置	箇所
	車両のバリアフリー化の推進	継続
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続
新京成電鉄(株) (京成津田沼駅)	エレベーターの整備	基
	視覚障害者誘導用ブロックの整備	整備済
	車両のバリアフリー化の推進	継続
	駅係員、乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続

【駅舎】

各鉄道事業者によって「垂直移動支援施設(エレベーター)の整備」や「多機能トイレの整備」が実施されました。

【鉄道車両】

各鉄道事業者によって、国が定めた整備基準に基づき、鉄道車両のバリアフリー化が実施され、現在も整備を継続中です。

【社員教育】

各鉄道事業者によって研修等の教育が実施され、鉄道事業者ではサービス介助士資格取得研修を実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています。



図 公共交通特定事業の主な整備状況

イ.バス

表 公共交通特定事業の実施状況(バス)

事業者	事業内容	実施状況等
京成バス(株)	低床バス車両の導入	継続
	時刻表の文字等わかりやすい表示への見直し	整備済
	乗務員へのバリアフリー教育の推進	継続

【バス停】

各バス事業者によって時刻表の文字を大きくする等、わかりやすい表示へ見直しを実施しました。

【低床バスの整備状況】

各バス事業者によって低床バス車両の導入が図られました。

【社員教育】

各バス事業者によって研修等の教育が実施されました。なお、教育については現在も継続して実施しています



図 低床バスの導入

③交通安全特定事業

計画されたバリアフリー対応型信号機の設置は完了しています。また、違法駐車行為防止のための広報・啓発活動は現在も随時実施しています。

表 交通安全特定事業の実施状況

事業者	事業内容	実施状況等
千葉県公安委員会	視覚障害者用付加装置等の整備	3箇所
	違法駐車行為防止のための広報・啓発活動	実施

7 バリアフリー移動等円滑化基本構想に関連した用語

	用語	用語の説明
い	移動等円滑化	高齢者、障がいのある人等の、日常生活や社会生活における移動や施設の利用の際に係る身体の負担を軽減し、その移動上または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
え	エスコートゾーン	視覚障害者用道路横断帯とも呼ばれ、視覚障がいのある人に横断方向を誘導するために、横断歩道中央に設けられる突起帯のこと。視覚障害者誘導用ブロックは歩道部に設置されており横断歩道には設置されていない。そのため横断歩道部では視覚障がいのある人は正しい横断方向から外れて進む恐れがあり、音響式信号機やエスコートゾーンの設置により円滑な移動を助けることができる。
お	横断勾配	横断勾配とは歩道を歩く際の横方向(左右)につけられた勾配のこと。歩道面には雨水の排水等を考慮して2%を標準とした横断勾配がつけられている。横断勾配が大きくなると車いす利用者等の円滑な移動のバリアとなるため、透水性舗装等により排水が図れる場合には、横断勾配を1%以下とすることとされている。
く	車いす利用者用 駐車施設 (障害者等用駐車場)	車いす利用者や妊産婦など乗降の際に幅の広いスペースを必要とする方、病気やけがなどで歩行が困難な方が利用できるように設けられた駐車ます(スペース)のこと。 幅が3.5m以上で、建物の出入口に近い場所に、障がいのある人等用であることが見やすく表示されている等、障がいのある人等が円滑に利用できるような配慮がされている。
こ	交通バリアフリー法	高齢者や障がいのある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12(2000)年5月に公布し、同年11月15日に施行された法律で、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18(2006)年12月20日にバリアフリー法が施行され、ハートビル法と統合された。
	心のバリアフリー	建物や道路等における「物理的な障壁(バリア)」のほかに、人の考えや気持ち等の「心の障壁(バリア)：高齢者、障がいのある人等への無理解、偏見、差別等」がある。「心のバリアフリー」とは、施設のバリアフリー整備の不完全さを補ったり、バリアフリー整備を有効に機能させたりする心遣いや気配り等のように、心のバリアを取り除き、高齢者・障がいのある人等の社会参加に積極的に協力することをいう。
し	視覚障害者誘導用 ブロック (点字ブロック)	視覚障がいのある人が歩行する際、足の裏の触感覚や、白杖によりその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロック。「点字ブロック」とも言われる。 主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いる「線状ブロック」(平行する線状の突起を表面につけたブロック)と、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる「点状ブロック」(点状の突起を表面につけたブロック)がある。
	重点整備地区	旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他高齢者、障がいのある人等が生活上利用する施設が所在する一定の地区で、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区。

	用語	用語の説明
す	スパイラルアップ	具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者や障がいのある人等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていくこと。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
	生活関連施設	高齢者、障がいのある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等。
た	多機能トイレ (多目的トイレ)	車いす利用者に対応した構造の便房というだけでなく、乳児用おむつ交換シートやベビーチェア、オストメイト用流し台等を設置することにより、身体障がいのある人だけでなく、誰もが使えるように配慮したトイレのこと。
て	低床バス	車いすや足の不自由な人、高齢者等が容易にバスの乗降ができるよう配慮し、床の高さを従来のバスよりも低くしたバスのこと。低床バスには「ワンステップバス」と「ノンステップバス」の2種類がある。 いずれも車いす利用者が利用するにはスロープ板等が必要だが、ノンステップバスの方がスロープ板の傾斜角が小さくなるため、より利用しやすいバスといえる。 ■ワンステップバス:床を低くして乗降口の階段を1段にし、床の高さを地上から55~60cm程度のバス。 ■ノンステップバス:乗降口の階段をなくし、床の高さが地上から30~35cm程度のバス
と	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地、又は都市計画区域内において設置する公園若しくは緑地で、国や地方公共団体が設置するもの。(国立公園や国定公園等は含まない)
	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、屋根つき広場、休憩場、駐車場、便所、水のみ場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識で移動等円滑化が必要なものとして定める公園施設。
	特定建築物	学校、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、事務所、共同住宅、老人ホーム等、多数の人が利用する建築物および建築物の附属施設。
	特定事業	公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。特定旅客施設・乗合車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特別特定建築物、交通安全施設等における移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業。
	特定旅客施設	1日あたりの利用客数が5,000人以上である、または見込まれる駅等の旅客施設。もしくは、高齢者・障がいのある人等の利用が、1日あたりの利用客数5,000人以上の旅客施設を利用する高齢者・障がいのある人の人数と同程度以上である旅客施設。

	用語	用語の説明
と	特定路外駐車場	道路、公園等に付属するものを除いた駐車場で、駐車用の面積が500㎡以上であり誰でも利用可能な有料のもの。
	特別特定建築物	不特定多数の者が利用、または主に高齢者・障がいのある人等が利用する特定建築物のうち政令で定めるもの。誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がいのある人等が利用する老人ホーム等。 なお、床面積2,000㎡以上のものを建築する際には、移動等円滑化基準に適合させる義務が生じる。
の	ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中できっと生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方。
は	バリアフリー	高齢者や障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。
	ハートビル法	高齢者や障がいのある人等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、だれもが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成18（2006）年12月20日にバリアフリー法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。
	バリアフリー法	平成18（2006）年12月20日に施行され、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。
ひ	ヒアリンググループ (補聴器誘導システム)	補聴器使用者の「聞こえ」を支援するために、補聴器を補助する設備のこと。 補聴器に直接音声を送り込むことができるため、補聴器に雑音が入りやすいホール、会議室など広い場所であってもマイクの声が雑音なく聞きとることができる。
ま	まち歩き点検	高齢者や障がいのある人等とまちを歩いて、道路や施設内の問題点や課題を確認するための現地調査。
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいよう製品や建物、生活空間を設計する考え方。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるもの。なお、月極駐車場は路外駐車場に該当しない。
わ	ワークショップ	何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする集まりのことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換等により相互理解を図り、問題解決や創意工夫等を考えること。例えば、「まち歩き」のあとに、問題点や課題を洗い出すことや、その解決に向けた意見について議論すること。

習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想

発行年月：令和8年3月

発行：習志野市

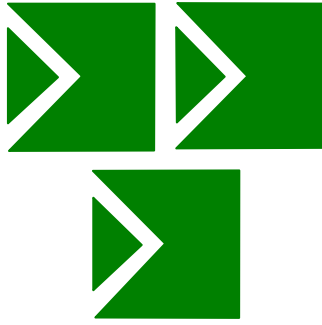
編集：都市環境部 都市計画課

所在地：〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151(代表)

この計画書は、習志野市ホームページからダウンロードすることもできます。

(<http://www.city.narashino.lg.jp/>)



習志野市